

- 一 一時限リノ使用
- 一 参拜者休息所等其ノ使用一年以内ニ止マルモノ
- 一 公益ノ爲ニスル使用ニシテ境内地ノ目的ヲ損セサルモノ
- 前項ノ使用ヲ爲サムトスル者ハ神社ノ承認ヲ得テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ一時限リ使用ハ地方長官ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス
- 第二十八條 地方長官ハ左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ境内地ノ使用ヲ禁止シ若ハ停止シ又ハ建築物ノ改造撤却其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得
 - 一 制規ノ手續ヲ經サルトキ
 - 一 期限ヲ經過シタルトキ
 - 一 神社ノ爲メ必要アリト認メタルトキ
 - 一 公益上必要アリト認メタルトキ
 - 一 法令若ハ許可ノ條件ニ違背シタルトキ
- 第二十九條 境内地ニ近接シ風致上必要ナル社有林ニ付テハ地方長官ニ於テ其ノ區域ヲ指定シ境内地ニ關スル規定ヲ準用スルコトヲ得
- 第三十條 本章ノ規定ハ建物アル遙拜所ニ之ヲ準用ス
- 第三章 創立、移轉、廢合
 - 第三十一條 祭神ノ事蹟顯著ニシテ土地ノ情況又ハ緣故等特別ノ事由アルニ非サレハ神社ヲ創立スルコトヲ得ス
 - 第三十二條 神社ヲ創立セムトスルトキハ氏子又ハ崇敬者トナルヘキ者五十人以上ノ連署ヲ以テ創立ノ事由ヲ具シ左記事項ニ關スル調書ヲ添ヘ地方長官ヲ經由シ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ
 - 一 祭神及神社名
 - 二 由緒

- 三 社 殿
- 四 鎮座地及境内地
- 五 建造費及其ノ處辨方法
- 六 維持方法
- 第三十三條 神社創立ノ許可ヲ受ケタル者其ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ二年以内ニ社殿ヲ建設セサルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ特別ノ事由アルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケ年限ヲ延長スルコトヲ得
- 建設ヲ竣リタルトキハ神社ニ於テ明細書ヲ調製シ地方長官ニ提出スヘシ
- 第三十四條 前三條ノ規定ハ神社ノ再興、復舊及建物アル遙拜所ノ建設並私祭神祠ヲ神社ト爲ス場合ニ之ヲ準用ス
- 第三十五條 官國幣社ニ於テ其ノ攝末社ノ指定又ハ廢止ヲ請ハムトスルトキハ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ具申スヘシ
- 第三十六條 神社ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ移轉先神社地及建物ノ圖面ヲ添ヘ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ其ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ二年以内ニ移轉ヲ了ラサルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ特別ノ事由アルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケ年限ヲ延長スルコトヲ得
- 移轉ヲ了リタルトキハ神社ニ於テ明細書ヲ調製シ地方長官ニ提出スヘシ
- 第三十七條 神社及建物アル遙拜所ヲ廢止シ又ハ合併セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ廢止又ハ合併ヲ了リタルトキハ地方長官ニ届出ツヘシ
- 第三十八條 道府縣ニ涉リ神社ヲ移轉シ又ハ合併セムトスルトキハ關係地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第三十九條 地方長官ニ於テ前三條ノ許可ヲ爲サムトスルトキハ官國幣社、延喜式内社、國史所載社、特別由緒アル神社ニ付テハ内務大臣ニ稟請スヘシ

第四十條 社殿亡失シタル後五年以内ニ再建セサル神社ハ廢止シタルモノト看做ス但シ特別ノ事由アルトキハ地方長官ハ年限ヲ延長スルコトヲ得

第四章 参拜、寄附金、神札

第四十一條 神社ハ何等ノ名義ニ拘ラス参拜ノ爲メ料金ヲ徴收スルコトヲ得ス

第四十二條 削除

第四十三條 神社又ハ神社ノ爲メニスル者ニ於テ寄附金ノ募集ヲ爲サムトスルトキハ其ノ目的、方法、金額、區域、期間及募集員ノ身分ヲ具シ神社所在地地方長官ノ許可ヲ受ケタル上更ニ募集地地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

神社ノ爲メニ寄附金募集ヲ爲サムトスル者ハ豫メ神社ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

寄附金ノ募集ニ關シ神社ノ尊嚴ヲ瀆シ其ノ他不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第四十四條 削除

第四十五條 神社ニ於テ神札授與ノ爲メ出張所ヲ設ケタルトキハ出張所在地地方長官ニ届出ツヘシ

第五章 罰則

第四十六條 第二十五條第一項ノ許可ヲ受ケス又ハ同條第二項ニ依ル命令ニ違背シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第六章 神社通則

第四十七條 神社ノ爲メニスル者ニ於テ第四十三條第一項ノ許可ヲ受ケス又ハ同條第三項ニ依ル命令ニ違背シタルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附則

第四十八條 本令施行前調製シタル明細帳ハ第七條ニ依リ調製シタルモノト看做ス

(別記)

第一號様式

- 官國幣社明細帳(美濃罨紙)
- 道府縣 市郡區村 大字 字 鎮座
- (社格) (神社名)
- 一 祭神 (神名) (座敷)
- 一 配祀 (神名)
- 一 由緒
- 一 例祭 (月日)
- 一 本殿 (建坪)
- 一 造營ノ沿革
- 一 境内 (坪數)
- 一 氏子 (戶數)
- 一 境内神社
- (神社名)
- 祭神 (神名)
- 由緒

第六章 神社通則

社殿 (種類)

造營ノ沿革

一境内招魂社

(招魂社名)

祭神 (神名)

由緒

社殿 (種類)

一境内遙拜所

(遙拜所名)

由緒

建物 (種類)

備考

一(社格)(神社名)(神名)等括弧ノ箇所ニハ各々其ノ該當ノ事項ヲ記載スヘシ

一祭神ニ柱以上ナルトキハ之ヲ竝記スヘシ

一特別由緒アル祭典ハ其ノ名稱及月日ヲ「例祭」ノ次項ヘ附記スヘシ

一幣殿、拜殿、神饌所、社務所、神庫其ノ他特ニ重要ナル建物ハ「本殿」ノ例ニ倣ヒテ記載スヘシ但シ「造營ノ沿革」ハ創建、改築、再築等特ニ著シキ事項ニ限り記載スヘシ

一本殿、幣殿、拜殿、神饌所、社務所、神庫其ノ他特ニ重要ナル建物ノ立圖、平面及境内地並其ノ附近ノ平面圖ヲ添付スヘシ

一境内神社、境内招魂社及境内遙拜所ニ付記載スヘキ事項中「種類」トアル箇所ニハ本殿、拜殿等建物ノ名稱ヲ記載スヘシ

但シ境内神社ノ「造營ノ沿革」ノ記載方ハ第四項ノ例ニ依ル

一境外ニ在ル奥宮若ハ攝末社ハ本社ニ準シ明細帳ヲ調製シ本社明細帳ニ添付スヘシ

第二號様式

府縣社以下神社明細帳(美濃罨紙)

道府縣 市郡區村 大字 番地鎮座 (社格)(神社名)

一祭神 (神名)

配祀 (神名)

一由緒

一社殿 (種類)

一境内 (坪數)

一氏子 (戶數)

一境内神社

(神社名)

祭神 (神名)

由緒

社殿 (種類)

一境内招魂社

(招魂社名)

祭神 (神名)

由緒

社殿 (種類)

一境内遙拜所

(遙拜所名)

由緒

建物 (種類)

備考

一(社格)(神社名)(神名)等括弧ノ箇所ニハ各々其ノ該當ノ事項ヲ記載スヘシ

一「社殿」ノ下「種類」トアル箇所ニハ本殿、幣殿、拜殿又ハ社務所等建物ノ名稱ヲ記載スヘシ

一氏子ナキ神社ニ在リテハ氏子ニ準スヘキ崇敬者戶數ヲ記載スヘシ

第三號様式

招魂社明細帳(美濃罨紙)

道府縣 市郡區村 大字 番地鎮座 (官祭招魂社名)

(官祭招魂社名)

一由緒

一社殿 (種類)

一境内 (坪數)

一祭神

神名	舊藩名又ハ族籍身分	合祀年月日 官私祭區別	戦死事故

○觀覽料ノ徴收其他寄附金等出願手續

縣令第六號(明治三十四年二月)

沿革 大正二年五月縣令第三十九號十五年六月第六四號改正

明治三十一年內務省令第六號觀覽料ノ徴收其ノ他寄附若ハ負債募集ニ關スル願届手續左ノ通相定ム

第一條 省令第二條ノ願書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一觀覽ニ供スル場所建造物其ノ他ノ物件

一觀覽料金額

一觀覽料徴收ノ事由

一觀覽者取締方法

第二條 省令第三條及第四條ニ依リ出願セムトスルトキハ同第五條各項ノ外募集金支出豫算書、工事ニ係スルモノハ設計仕樣書及圖面ヲ添ヘテ所轄市役所町村役場ニ差出スヘシ

第三條 (削除)

第四條 市町村長前條ノ願書ヲ受理シタルトキハ其事實及身ノ確否ヲ調査シ更ニ意見書ヲ附シテ進達スヘシ

第五條 他廳府縣ノモノニシテ省令第三條又ハ第四條ニ依リ內務大臣ノ許可ヲ受ケ本縣下ニ於テ募集セントスルトキハ願書及指令書寫ヲ添ヘ出願地ノ市役所町村役場ヲ經テ當廳ヘ届出ツヘシ

○神社通則

大正二年五月三十一日
栃木縣令第三十六號

大正二年内務省令第六號官國幣社以下神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移轉、廢合、參拜、寄附金、神札等ニ關スル件施行規則左ノ通り定ム

- 第一條 本則ニ於テ省令ト稱スルハ大正二年内務省令第六號ヲ謂フ
- 第二條 省令第一條又ハ第四條ニ依ル具申ニハ其ノ事由ヲ詳記シ之ニ關スル證左ヲ添付スヘシ
- 前項具申ノ神社ニシテ特別由緒アル神社ニ係ルトキハ其ノ事實ヲ詳記シ證左ヲ添付スヘシ
- 第三條 省令第九條ニ依ル具申ニハ脱漏ノ事由ヲ記シ左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ
 - 一、神社明細書
 - 一、明治五年以前ノ創立ト認ムヘキ證左
 - 一、維持方法
 - 一、氏子若ハ崇敬者ノ調印シタル名簿又ハ市町村長ノ證明セル氏子若ハ崇敬者連名簿
- 明細帳脱漏神社ニシテ編入ト同時ニ他ノ神社ニ合祀セムトスルトキハ前項第三號第四號ノ調書ヲ添付スルコトヲ要セス
- 第四條 神社ハ其境内地境界線上ノ要所ニ角石ノ標示柱ヲ建設スヘシ
- 第五條 省令第十二條但書又ハ第十三條ニ依ル出願ニハ左記事項ヲ詳記スヘシ
 - 一、事由

- 一、特別ノ緣故若ハ土地ノ狀況
- 一、工事設計仕様書及工費並ニ其支辨方法
- 一、圖面
- 一、起工及竣工ノ豫定年月日
- 第六條 省令第十七條ニ依ル出願ハ第一號様式ニ據ルヘシ但シ境内模樣替ノ爲メニ生スル障木竹ノ採取ハ境内模樣替ニ附帶シテ願出ヘシ
- 省令第十八條第十九條ニ依ル出願ハ第二號様式ニ據ルヘシ但シ造修ノ爲メノ採取ハ其ノ造修願ニ附帶シテ願出ツルヲ要ス
- 省令第二十條ニ依ル出願ハ第一號様式ニ準據シ地主ノ要求書ヲ添付スヘシ
- 省令第二十一條ニ依ル届出ハ第一號様式ニ準據シ採取着手一ヶ月前ニ提出スヘシ
- 前各項ニ依リ許可ヲ受ケタルモノ完了ノ上ハ第二號様式ニ據リ直ニ届出ツヘシ
- 第七條 省令第二十二條ニ依ル出願ハ第三號様式ニ準據スヘシ
- 第八條 省令第二十四條ニ依ル届書ハ第一號様式ニ準據スヘシ
- 市町村長前項ノ届出ヲ受理シタル場合ハ由緒又ハ風致上ニ影響ノ有無ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ
- 第九條 神社境内ニ碑表ヲ建設セムトスルトキハ左記事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ
 - 一、事由
 - 一、建設ノ位置ヲ表示シタル境内地圖面
 - 一、設計仕様書並圖面

一、碑文

一、維持方法

一、神社ノ承認書

第十條 省令第二十七條第二項ニ依ル出願ハ第四號様式ニ據ルヘシ前項ノ許可ヲ受ケタルトキハ三日以内ニ神社ニ其旨ヲ届出ヘシ

第十一條 省令第三十二條ニ依ル出願ニ於テ氏子又ハ崇敬者トナルヘキ者ノ連署ニハ捺印ヲ要ス

同條第三號ニ依ル調書ニハ社殿ノ設計仕様ヲ詳記シ圖面ヲ添付スヘシ

同條第四號ニ依ル調書ニハ鎮座地及境内地ノ所在地、地番、地種目、土地臺帳反別、實測反別、所有者名及移轉後ニ於ケル豫定地種目ヲ記載シ其ノ圖面ヲ添付スヘシ

第十二條 省令第三十六條第一項ニ依ル出願ニハ其事由ヲ詳具シ左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ

一、新境地ノ所在地、地番、地種目、土地臺帳反別、實測反別所有者名及移轉後ニ於ケル豫定地種目及圖面

一、社殿ノ設計仕様書及圖面但シ在來ノ建設物ヲ移築スル場合ニ在リテハ其旨記載スルヲ以テ足ル

一、氏子又ハ崇敬者連名簿

一、移轉費並ニ支辨方法

第十三條 省令第三十七條ニ依ル廢止ノ出願ニハ其ノ事由ヲ詳具シ左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ

一、御靈代、御神体、社殿其ノ他ノ財産處分ニ關スル協定書

一、氏子若ハ崇敬者力將來屬スヘキ神社ノ指定

一、特別保護建造物及國寶ヲ有スル場合ハ其ノ處理方法

一、廢社期日

同條ニ依ル合併ノ出願ハ第五號乃至第七號様式ニ據リ作製シ跡地ノ圖面ヲ添付スヘシ

第十四條 削除

第十五條 省令第四十三條ニ依ル出願ニハ同條記載事項ノ外左記事項ヲ詳具スヘシ

一、募集金支出豫算書

一、工事ニ係ルモノハ設計仕様書及圖面

他ノ廳府縣所在ノ神社又ハ神社ノ爲メニスル者本縣ニ於テ寄附金ノ募集ヲナサムトスルトキハ神社所在地ノ地方長官ニ差出シタル願書及其ノ指令書ノ寫ヲ添ヘ前項ニ準シ願出ヘシ

第十六條 第四十五條ニ依ル届出ニハ其事由、授與ノ方法授與料、場所等ヲ詳記スヘシ

第十七條 左記各號ノ一ニ該當スルモノハ料料ニ處ス

一、省令第二十七條第二項ノ許可ヲ受ケスシテ境内地ヲ使用シ又ハ使用セシメタルモノ

一、省令第二十八條ニ據ル知事ノ命令ニ違背シタルモノ

第十八條 本令ニ依ル願届ニシテ官國幣社ニ係ルモノハ直ニ他ノ神社ニアリテハ所轄市町村役場ヲ經テ差出スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號様式ノ一)

何社境内枯(損、障)木(竹)採取願

何郡市何町村大字何字何
官(國)幣(縣)(鄉)(村)(無格)社何神社境内反別何程
一、採取木(竹) 何本(竹)何束)

此見積代金何程
右者枯死(損傷、障碍)ハ其ノ狀況詳記ニ)候ニ付採取仕度候間御檢
査ノ上御許可被成下度而シテ該木(竹)賣却代金ハ當社保存ノ資本ト
シテ保管(何々ニ使用ノ見込ニ有之)候依テ別紙枯(損障碍)木(竹)調
書相添此段奉願候也

右社宮司(社司、社掌)
何 某印
氏子(崇敬者)惣代
一同連署印

栃木縣知事 何 某殿
(第一號様式ノ二)

木(竹)種類	目通尺寸	採取數	見積價格
何	何尺何寸何	何本	何程
何	何尺何寸何	何本	何程
計		何本	何程

何社境内枯(損、障碍)木(竹)調
(枯木、損木及障碍木ハ)一本每ニ尺寸ヲ記載シ竹ハ何寸廻ヨリ何寸
迄合何本ト記載スヘシ)
右ノ通り相違無之候也

(第二號様式ノ一)

何社境内木(竹)採取願
何郡市何町村大字何字何
官(國)幣(縣)(鄉)(村)(無格)社何神社境内
反別何程
一、採取木(竹) 何本(竹)何束)

此見積代金何程
右ハ(何々造修スヘキ建物ノ名稱及造修ヲ要スル事由詳記)ニ付其用
材トシテ必要ニ候間御實査ノ上採取ノ義御許可被成下度別紙立木
(竹)調及造修仕様書並經費支出調相添此段奉願候也

右社宮司(社司、社掌)
何 某印
氏子(崇敬者)總代
一同連署印

栃木縣知事 何 某殿
(第二號様式ノ二)

木(竹)種類	目通尺寸	立木總數	採取數	採取積價格
何	一丈以上	何本	何本	何程

夫コールター等ヲモ記載スルコト

一、寸法中ニハ材料ノ長高厚巾等ヲ記載スヘキコト
一、摘要欄ニハ仕様ヲ簡明ニ説明スヘキコト

(第二號様式ノ四)

何社造修費支出調
何々ヨリ支出
何郡(市)町村大字何
何某 寄附
計金何程
何々
右之通相違無之候也

右社宮司(社司、社掌)
何 某印
氏子(崇敬者)惣代
一同連署印

(第二號様式ノ五)

何社境内枯(損障碍)木(竹)採取済届
年 月 日 栃木縣指令社兵第 號ヲ以テ御許可相成候左記(障
碍)木(竹) 月 日採取致シ候ニ付此段及御届候也

一、何々 目通何尺何寸 何本 賣却代金何程
一、何々 、、、 、、、
右賣却代金何 程
一、何圓何錢何々費トシテ支出
殘金何程基本財産トシテ蓄積(又ハ豫算第幾日何費ニ收入)

右之通相違無之候也

(第二號様式ノ三)

何々(新築増築改築修繕)設計書
一金 工費總額
内 譯

名稱	材料	寸法	量數	單價	小計	摘要
計						

注意

一、新築改築増築模様替ニハ正確ナル正面側面平面圖ヲ添付スヘ
キコト
一、名稱中ニハ仕立塗手間建込又ハ防腐劑等ヲ材料中ニハ大工人

第六章 神社通則

年月日

右社宮司(社司社掌) 何 某印
氏子(崇敬者)總代 一同連署印

知事 何 某殿

(第二號様式ノ六)

何社本殿(幣殿、拜殿、鳥居)新築、改築、造修、境内模倣替工事竣工届
日 栃木縣指令社兵第 號ヲ以テ御許可相成候本殿(幣殿、拜殿、鳥居)新築、改築、造修、境内模倣替工事 月 日起工
日 竣工致シ候ニ付收支明細書相添此段及御届候也

Table with columns for Income (入金ノ部) and Expenses (支出ノ部), including monetary amounts and descriptions of various costs.

右社宮司(社司社掌) 何 某印

知事 何 某殿 氏子(崇敬者)總代 一同連署印

(第三號様式)

Table titled '社格何神社境内林藪ノ保護及施業方法書' (Method for Protection and Management of Forests and Bushes in Shrine Grounds). Columns include location, area, and specific protection measures for different types of forests.

通り

右使用仕度御届上ハ御規定堅ク遵守可仕萬一使用人ニ於テ不都合等有之候場合ハ保證人一切其責ヲ帶フヘク候ニ付御許可相成度保證人連署此段奉願候也

年 月 日 右 何 某印
縣知事 宛 郡市町村大字番地 何 某印
右調査候虞風致ハ勿論其他支障ノ廉無之ニ付承認候也

(第五號様式)

神社合併願

郡市町村大字番

一社格何神社 何 某印

Table titled '業施及護保' (Management and Protection Measures). It details various types of forests (e.g., bamboo groves, old trees) and the specific measures taken for their protection and management.

(第四號様式)

神社境内地使用許可願

郡市町村大字番地

使用人 何 某

- List of items including names, titles, periods of use, and locations, all related to the shrine's internal land management.

第六章 神社通則

付何郡市町村大字何社格何神社ニ合併致度候間御許可相成度此段願上候也

年 月 日

合併先社格何神社

社司(社掌) 何

某 印

右氏子(崇敬者)惣代人

何 某 印

(一同連署ノコト)

合併何神社

社司(社掌) 何

某 印

右氏子(崇敬者)惣代人

何 某 印

(一同連署ノコト)

縣知事宛

(第六號様式)

合併神社跡地調

郡市町村大字番

一、社格何神社

(一)境内反別(坪數)何程官(民)有第何種

此見積代金何程但反金何程ノ割

(二)立木(竹)何本(何束)此見積代金何程

内

杉目通 一丈以上 何 本 此見積代金何程

同 五尺以上 何 本 同

同 一丈未満 何 本 同

要ス

右合併許可相成候上ハ合併先神社ノ財産トシテ贈與スルモノニ相違無之候也

○社寺境内ノ樹木猥リニ伐採スルヲ禁ズ

明治六年七月二日

太政官布告第二百三十五號

社寺境内ノ樹木ハ假令其社寺修繕等ニ相用ヒ候共猥ニ代木不相成候若シ難止事情有之節ハ其地方廳へ願出許可ヲ可受事

○官有地社寺境内使用料並收益ニ關スル件

明治二十四年五月二十二日

内務省訓令第四六三號

社寺境内ノ使用料並ニ竹木其ノ他收益ハ其社寺ノ收入ニ屬スヘシ但シ收入財産ハ明治十四年當省乙第三十三號達ニ依リ整理セシムヘシ前各項ニ關スル事項ハ渾テ従前ノ例規ニ準據取扱候様嚴ニ注意スヘシ右訓令ス

○神社境内取締ニ關スル件

大正四年一月八日

内務部長通牒

各地ニ軍隊ノ演習馬匹検査等ニ際シ神社境内ニ乘馬ヲ曳入レ樹木ヲ損

同 一尺以上 何 本 同
同 五尺未満 何 本 同
同 一尺以下 何 本 同
雜木 何 棚 同

(木種ノ異ナルモノハ右ニ準シ各別ニ列記シ竹ハ内譯ヲ要セス公孫樹、七葉樹、樟、櫟、榎、槐、桐、椎等ハ雜木中ニ含マサルヲ以テ注意ヲ要ス)

(第七號様式)

財産調書

郡市町村大字番

一、田何程 時價代金何程

(地目毎ニ右ニ準シ列記スルヲ要ス)

一、積立金何程

但何銀行預入若ハ何郵便局保管又ハ何々

一、債券額面何程

但國庫債券何圓額面 何枚

勸業債券何圓額面 何枚

勸業貯蓄債券何圓額面 何枚

(債券種類別ニ右ニ準シ列記スルヲ要ス)

一、建築物

本殿 間口何程 奥行何程

拜殿 同 同

何々 同 同

右ニ準シ價値アル財産ハ之ヲ列記シ若シ其財産ニシテ國寶又ハ特別保護建造物ニ係ル場合ハ特ニ其處理方法ヲ詳具スルヲ

傷シ神社ノ尊嚴ヲ瀆スモノ有之趣ニ相聞エ中ニハ町村吏員等ノ指揮ニ依リ神社境内ヲ馬繫場ニ充ツル向モアル哉ニ承知致シ甚タ好マシカラサル義ニ存候尤モ是等ニ對シテハ充分御監督相成ルコト、被存候得共今後一層嚴重ニ御取締相成様致度猶過日陸軍省ニ對シ右取締方ニ關シ及照會候處同省ニ於テハ既ニ屢々訓示シ充分取締居ル旨回答ノ次第モ有之候モ若シ軍隊ニ於テ同様ノコト有之候ハ、其ノ場所、團隊號及損傷當時ノ狀況等詳細御報告相成度候

○官幣社社殿ノ裝飾及社頭ノ幕

提燈ニ菊御紋ヲ用ユルヲ許ス

明治七年四月二日

太政官達

各 通 (開拓使) 京都府 大阪府 兵庫縣 埼玉縣 (足柄縣) 千葉縣 (新治縣) 栃木縣 奈良縣 (堺縣) 愛知縣 滋賀縣 島根縣 和歌山縣 (小倉縣) 宮崎縣 鹿兒島縣

社寺ニテ菊御紋相用候義禁止ノ旨明治二年己巳八月布告候處自今官幣社社殿ノ裝飾及社頭之幕提燈ニ限リ菊御紋相用不苦候條此旨管内官幣社へ可相達事

○國幣社社殿裝飾及社頭ノ幕提燈ニ菊御紋ヲ用ユルヲ許ス

第六章 神社通則

明治十二年四月二十二日
太政官達第二十號

國幣社所在(使)府縣

社寺ニテ菊御紋相用候儀ニ付明治二年八月布告ノ趣モ有之候處自今國幣社社殿ノ裝飾及社頭ノ幕提灯ニ限り菊御紋相用不苦候條此旨管内國幣社ヘ可相達事

○菊御紋禁止ノ布告前神殿ニ裝飾ノ菊御紋存置ノ件

明治十二年五月二十二日
太政官達第二十三號

(使) 府 縣

一般社寺ニ於テ菊御紋相用候儀不相成旨明治二年八月布告ノ趣モ候處右布告前神殿佛堂ニ裝飾シタル分ニ限り其儘存シ置苦シカラス候此旨相達候事

○明治四十一年内務省令第十二號及大正二年内務省令第六號並大正二年栃木縣令第三十六號及同年栃木縣令第三十八號ノ取扱ニ關スル件

大正十五年十二月十七日
縣訓令甲第九十九號

第一條 年一回市長ハ其ノ市内ノ郷社以下神社町村長ハ其ノ町村内ノ

村社以下神社ノ財務ヲ視察シ其ノ都度狀況ヲ知事ニ報告スヘシ

第二條 町村長其ノ町村内ノ村社ヨリ申請ノ豫算ハ大正二年五月栃木縣令第三十八號神社財務規程ヲ參照シテ内容調査ノ上認可スヘシ

決算ノ報告ヲ受理シタルトキハ大正二年五月栃木縣令第三十八號神社財務規程ヲ參照スルノ外資金明細書ニ依リ特ニ基本資金ノ收支及現在保管ヲモ審查スヘシ

期限迄ニ提出セサル神社ニ對シテハ督促ノ上提出セシメ前二項ノ取扱ヲ爲スヘシ

第三條 市長其市内ノ郷社以下神社ヨリ境内地障木竹採取願ヲ受理シタルトキハ社殿又ハ公衆ニ危害ヲ及ホス虞アルモノニ限り許可シ其他ハ經何ノ上處理スヘシ

第四條 町村長其町村内ノ郷社以下神社ヨリ境内地枯損又ハ障木竹採取願ヲ受理シタルトキハ左記ノ意見ヲ附シテ進達スヘシ

一、枯死木ニ對シテハ生葉ノ附着ノ有無

一、損木ニ對シテハ風損蟲害ノ程度並近々枯死ノ有無ニ付テノ狀況

一、目通寸尺相違ノ有無

一、價格ノ適否

一、風致又ハ防風火災上支障ノ有無

第五條 市長其市内ノ郷社以下神社ヨリ境内地ノ土石切芝ノ採取又ハ樹根ノ探掘願ヲ受理シタルトキハ實査ノ上由緒又ハ風致上支障アリト認ムルトキハ其ノ採取ヲ禁止スヘシ

大正二年五月栃木縣訓令甲第二十四號ハ之ヲ廢止ス

○神社境内地建碑ニ關スル件

大正十三年十二月二十四日
發社第四〇號神社局長通牒

標記ノ件ニ關シ別記ノ通照覆候條爲念

大正十三年十一月七日
縣第一八三七號群馬縣照會

大正二年四月内務省令第六號第三十六號ニ依レハ神社境内地ニハ國家ニ功勞アル者又ハ頌揚スヘキ事蹟アルモノニ非サレハ其ノ碑表又ハ形像ヲ建設シ得サルコトニ相成屆候處神社由緒ヲ一般ニ周知セシムルカ爲之ヲ刻スル碑表、敬神思想涵養ノ趣旨ニ基キ神祇ニ關スル御製ヲ刻セル碑表又ハ御即位、御成婚、平和克復其ノ他社殿改築參道開鑿等永遠ニ記念スヘキ記念碑ノ如キモ右規定ニ該當スルモノナルヤ否ヤ差掛リタル問題ニ關シ疑義相生シ候ニ付何分ノ御回示相成度候

大正十三年十二月十三日
十三局第一二號神社局長回答

大正十三年十一月七日學第一八三七號ヲ以テ標記ノ件ニ付御照會相成候處御申越ノ如キ種類ノ碑表ハ該規定ニ該當セサルモ神社ノ必要ニ基ク建碑ハ神社ノ風致尊嚴ニ影響ヲ及ホスコトナキモノニ限り篤ト其ノ必要ノ程度如何ヲ考査シ建設物ノ新設トシテ處分セラレ可然ト存候

進達スヘシ

一、合併神社境内地官民有ノ區別及民有タルトセハ神社有ナルヤ否

一、合併神社ノ財産ハ調書ノ通相違ナキヤ否

一、合併神社境内ニハ口碑傳説アル墳塚名木由緒木紀念天然物等存セルヤ否

第七條 市町村長郷社以下神社ノ爲ニスルモノニヨリ寄附金募集ノ願書ヲ受理シタルトキハ其目的ノ適否成功ノ確否募集員ノ身元等ヲ調査シ意見ヲ付シ進達スヘシ

第八條 市町村長郷社以下神社、境外立木賣却處分ノ願書ヲ受理シタルトキハ實査ノ上評價書並意見ヲ附シテ進達スヘシ

第九條 神職ハ其ノ神社境内地ニ於ケル碑表又ハ形像ノ建設ノ承認ヲナサムトスルトキハ特ニ左ノ事項ヲ審查スヘシ

一、風致上支障ノ有無

一、神社ノ尊嚴ヲ害セサルヤ否

一、管理上故障ノ生スル虞ナキヤ否

神職ハ其神社境内地使用ノ承認ヲナサムトスルトキハ前項ノ規程ニ準據スヘシ

第十條 神職其ノ神社財産ノ登録ヲ申請セムトスルトキ之ニ添付スヘキ登記簿本若ハ抄本カ登録申請書記載事項ト符合セサルトキハ登記ノ更正ヲ了シテ後申請ヲ爲スヘシ

第十一條 神職ハ其ノ神社ノ境内地使用者ニシテ使用許可ノ附帶命令ニ違反シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ報告スヘシ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六章 神社通則

○狩獵法 (抄錄)

大正七年四月四日
法律第三十二號

沿革 大正一一年四月法律第七四號改正
第十一條 左ニ掲グル場所ニ於テハ鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ス

- 一 御獵場
- 二 禁獵區
- 三 公道
- 四 公園
- 五 社寺境内
- 六 墓地

○陸地測量障礙ノ爲メ社寺境内
立木伐除ノ件

訓令第七七號
明治三十四年九月二十日

(郡)市役所 町村役場

陸地測量障礙ノ爲メ社寺境内立木伐除ノ義測量主任官ヨリ協議有之トキハ實況詳查ノ上左記上申書ヲ三日以内ニ當廳ヘ差出スヘシ

陸地測量障礙木伐除ニ付上申

- 一、社 寺 名
- 二、境内立木目通廻リ一丈以上ノ總本數及境内最大木ノ目通廿尺
- 三、同五尺以上一丈以下同

- 四、同一尺以上五尺以下同
- 五、風火災等ニ際シ建物ノ防衛ニ關係ノ有無
- 六、風致美觀ニ關係ノ有無

知事宛

町村長 何之誰印

○墓地及埋葬取締規則 (抄錄)

明治十七年十月四日
太政官布達第二十五號

第七條 凡ソ碑表ヲ建設セムト欲スル者ハ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ其許可ヲ得スシテ建設シタルモノハ之ヲ取除ケシムヘシ
但墓地外ニ建設スルモノ亦之ニ準ス

○形象取締規則

明治三十三年五月十九日
内務省令第十八號

第一條 官有地及公衆ノ往來出入スル地ニ於テ永久保存ノ目的ヲ以テ人物其ノ他ノ形象ヲ建設、移轉、改造又ハ除却セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ墓地境内ニ於テ慣例ニ依リ禮拜ノ用ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條 形象ノ建設、移轉、改造ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ具シタル書面ヲ添付スヘシ

- 一 形象ノ位置ヲ表示セル地圖
 - 二 形象ヲ設置スヘキ土地ノ種目
 - 三 地主又ハ其ノ土地若ハ形象ニ關スル權利ヲ有スル者アルトキハ其ノ承諾ノ有無
 - 四 形象ノ物質、製作方法及其ノ設計及圖面
 - 五 礎石其ノ他ノ部分ニ文字ヲ表ハストキハ其ノ文字
 - 六 歷史上顯著ナラサル人物ノ形象ニ係ルトキハ其ノ人ノ事蹟又寓意アルトキハ其ノ寓意
 - 七 費用ヲ募集スルモノハ募集及支出ノ方法
 - 八 形象ノ管理及維持方法
- 形象ノ除却ノ許可申請書ニハ其ノ形象ノ來歴及除却ヲ要スル理由ヲ具シタル書面ヲ添付スヘシ
- 第三條 内務大臣ニ於テ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ風俗ノ取締ヲ爲スカ爲必要ト認ムルトキハ既ニ建設シタル形象ノ移轉、改造又ハ除却ヲ命スルコトアルヘシ
- 許可ヲ得スシテ建設、移轉、改造又ハ除却シタル形象ハ地方長官ニ於テ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

○大正二年内務省令第六號ニ關スル注意事項ノ一

大正二年四月二十一日
社第一三五號通牒

今般内務省令第六號ヲ以テ官國幣社以下神社ノ祭神等ニ關スル件公布相成候處別紙事項御了知相成度候

一 同省令第四條其ノ他ニ所謂國史所載社トハ六國史ニ見エタル神社ヲ謂ヒ又特別由緒アル神社トハ六國史所載社延喜式内社タラスト雖創立年代之ニ準スヘキ神社、勅祭社、準勅祭社、皇室ノ御崇敬アリシ神社(行幸、御幸、行啓、奉幣祈願、社殿造營、神封、神領、神寶等ノ寄進アリシ類)武門、武將、國造、國司、藩主、領主ノ崇敬アリシ神社(奉幣祈願、社殿造營、社領等ノ寄進アリシ類)其ノ地之ニ準スヘキ由緒アル神社ノ義ト御了知相成度

一 同省令第十二條ヲ以テ官國幣社以下神社境内制限坪數改正相成候境内地ノ設定又ハ擴張ニシテ右制限坪數ヲ超過スル際ハ勿論其ノ以内ト雖府縣社ニ在リテハ境内總坪數千二百坪、郷社ニ在リテハ七百坪、村社ニ在リテハ五百坪、又招魂社ニ在リテハ現在ノ境内坪數ヲ超過スル場合ニハ許可前ニ於テ所轄稅務署ニ協議相成候致度

同省令第十四條ニ依リ官國幣社境内地ヲ除ク外神社境内地ノ古墳及其ノ傳説地ノ發掘ニ付テハ貴廳限リ處分相成コト、相成候處右ニ關シテハ明治三十四年五月内甲第一七號通牒ノ通其ノ境内地ノ官民有ニ拘ラス豫メ詳細ノ圖面ヲ添ヘ宮内省ヘ打合せ可相成ハ勿論ニシテ事情不得止場合ヲ除ク外可成發掘セシメサル方針ヲ以テ御取扱相成度(東京府ニ在リテハ尙其ノ發掘前警視廳ニ打合セテ要ス)

碑表建設ニ付テハ同省令第二十六條第三項ニ依リ所轄警察署ノ許可ヲ要スヘキハ勿論ノ義ニ候ヘ共神社境内地タルノ故ヲ以テ從前ノ通貴廳ノ許可ヲ要スル義ニ有之且墓碑ニ紛ハシキモノ及同一紀念碑ヲ一町村内ニ簡所以上ノ神社境内ニ建設セシメサ

ル等從來ノ振合ニ依リ御取扱相成度

- 一 神社境内地ハ祭典執行風致維持等ニ必要ナルノミナラス苟モ境内タル以上ハ之ニヨリ神社ノ尊嚴ヲ保チ社頭ノ神聖ヲ計ルヘキ義ニ有之カ取締ニ付テハ既ニ周到嚴密ヲ期セラシムルコトト存候就テハ同省令第二十七條第三號ノ規定スルカ如ク假令公益ノ爲ニスルモノト雖水道等ヲ地下ニ埋設シ又ハ祭典竝風致上差支ナキ範圍ニ於テ電話電話其ノ他ノ施設ヲ地上ニ爲ヌ等神社境内ノ目的ヲ損セサルモノニ付許可差支無之儀ト御了知相成度又神社境内地ト官有地ニ係ル公園地トノ區分ニ付テハ曩ニ明治二十年十一月二十六日日本省訓令第八三二號並社甲第四一號通牒及明治二十九年一月十五日秘別第一五七號通牒ノ次第モ有之當時夫々區分相立居候義ト存候ヘ共尙現在ニ於テ往々公園内ニ神社ノ存スルモノアリ故ニ萬一社殿ニ接近シテ種々ノ建造物ヲ設クル如キコト有之候テハ自然神社ノ體面ヲ損シ祭事執行ニ不便尠カラサルノミナラス防火上亦頗ル注意ヲ要スルコトト存候間此等ハ特ニ御配慮相成様致度就テハ今遽ニ公園ヨリ神社境内ヲ除却シ難キ事情有之候トモ將來神社ノ風致、祭典、防火上等ニ關シ不都合無之様御措置相成度
- 一 明治三十四年五月二十日日本省訓令第三九〇號同三十五年八月十三日日本省訓令第十五號同三十九年六月十五日日本省訓令第四六七號及大正元年十一月十六日社第一二八號通牒中特別保護建造物又ハ國寶ヲ有スル神社ニ關スル事項ハ當分從前ノ通其ノ神社ニ適用アル義ト御了知相成度

參照

- 明治二十八年十一月二十六日內務省訓令第八三二號 官有地ニ係ル公園中從來社寺佛堂境内地タリシモノ其祭典法用ニ必要ナル區域ヲ限リ該境内地トナスヘキ見込ノ箇所取調稟議スヘキ件
- 同年十一月二十六日社甲第四一號社寺局長通牒 同上社寺佛堂之境内地取調方ニ關スル件
- 明治二十九年一月十五日秘別第一五七號社寺局長通牒 公園設定後其地内ニ建設セル社寺佛堂取調方ノ件
- 明治三十四年五月三日內甲第一七號警保局長、地理局長連署通牒 古墳又ハ古墳ト認ムヘキ箇所ヲ發掘セントスルトキ宮内省ヘ打合ニ關スル件
- 明治三十四年五月二十日內務省訓令第三九〇號 國寶又ハ特別保護建造物ヲ有スル社寺佛堂ノ廢合改稱稟議ノ件
- 明治三十五年八月十三日內務省訓令第十五號 特別保護建造物制札建設ニ關スル件
- 明治三十九年六月十五日內務省訓令第四六七號 神社境内地使用取締規則ニ依リ使用許可ヲ與ヘントスル場合ニ於テ內務大臣ノ認可ヲ稟請スヘキ事項
- 大正元年十月 內務省社第一二八號神社局長通牒 社寺境内地區域變更ニ關シ稟議ヲ要スヘキ事項

○大正二年內務省令第六號ニ關スル注意事項ノ一

大正三年九月一日
社甲第五五號通牒

- 一 脫漏神社公認合併ニ關スル件
神社明細帳脫漏神社ノ編入ニ付テハ同省令第十一條改正ノ次第モ有之雙方トモ格別ノ由緒ナク公認ト同時ニ他ノ神社ニ合併スルモノナルトキハ稟議ヲ要セス候處公認合併セントスル神社ニ關シテハ左ノ方針ニ依リ御處理相成度
- 一 祭神ハ帝國ノ神祇タルコト
- 一 明治十二年神社明細帳調製以前ヨリ存在シタル證左アリテ脫漏ノ事實ヲ認定スルニ足ルヘキ理由アルモノ
- 二 飛地境内地設置ニ關スル件
神社境内地ノ設定増減ニ付テハ同省令第十三條ノ次第モ有之貴廳限リ御處分可相成義ニ候處境内神社ノ移轉又ハ設置ノ目的ヲ以テ新ニ飛地境内ヲ設定セントスルモノニ對シテハ許可セラレサル方針ヲ以テ御處理相成度
- 三 境内地模様替ニ關スル件
神社境内地ノ模様替ニ付テハ同省令第十三條並社第一三五號通牒ノ次第モ有之官國幣社及特別保護建造物ヲ有スル神社ノ境内地ニ關スルモノ、外ハ貴廳限リ御處分可相成義ニ候處神社境内地ニシテ特ニ由緒ヲ有スルモノ及風致ヲ損スルモノハ模様替ヲ爲サシメサル方針ニテ御處理相成度

○郷社定則

明治四年七月四日
太政官達

- 先般被 仰出候神社御改正郷社ノ儀ハ別紙定則ノ通取調可致事
- (別紙)
- 定 則
- 一 郷社ハ凡ハ凡ハ一區ニ一社ヲ定額トス假令ハ二十箇村ニテ千戸許アル
- 一 郷ニ社五箇所アリ一各三箇村五箇村ヲ氏子場トス此五社ノ中式内カ或ハ從前ノ社格アルカ又ハ自然信仰ノ歸スル所カ凡テ最首トナルヘキ社ヲ以テ郷社ト定ムヘシ餘ノ四社ハ郷社ノ附屬トシテ是ヲ村社トス其村社ノ氏子ハ從前ノ通り社職モ又從前ノ通りニテ是ヲ祠掌トス總テ郷社ニ付ス 郷社ニ付スト雖トモ村社ノ氏子ヲ郷社ノ氏子ニ付スル 郷社ノ社職ハ祠官タリ村社ノ祠掌ヲ合セテ郷社ニ祠官祠掌アリ
- ルコト布告面ノ如シ 但祠掌ハ村社ノ數ニヨ
- 一 從前一社ニテ五箇村七箇村ノ氏子場其數千戸内外ニシテ粗戸籍一區ニ合セルモノハ乃チ自然ノ郷社タリ 祠官一人ナレハ更ニ祠
- 一 三府以下都會ノ地從來產土神郷社ニシテ氏子場數千戸ナルモノ戸籍ノ數區ニ互ルト雖モ更ニ郷社ヲ立テ區別スルニ及ハス
- 一 官社又府藩縣社ニテ乃郷社ヲ兼ヌルモアリ假令ハ東京日吉神社府京都八阪神社官ノ如キ氏子場數萬戸ニ互ルトイヘトモ更ニ郷社ヲ建テス固ヨリ區別ニ及ハサルコト上件ノ如シ

○神社会併等出願ニ關スル件

大正六年二月七日
發社第一六號神社長通牒

神社会併等出願ニ際シ同一人ニシテ關係神社ノ神職ヲ兼務シ之カ代表者タル場合ニ於テハ民法ノ規定ニ抵觸スルヲ以テ一時便宜ノ處置トシテ其關係神社ノ兼務ヲ解カシメ單ニ氏子總代若ハ崇敬者總代ノ連署ヲ以テ出願セシメラルヘキ旨明治三十六年四月二十日宗甲第一〇號同三十六年十二月二十五日社甲第四一號ヲ以テ依命及通牒候處右ノ場合ハ民法第百八條ノ適用ナキコトニ省議決定相成候間自今兼務ノ處理相成候様致度

明治四十一年二月五日
社甲第一號神社長通牒

從來合祀配祀ノ區別合殿相殿ノ稱呼及社號社格由緒ノ得喪等ニ關シ取扱方區々ニ涉リ往々誤解ヲ生スル向モ有之候條左記ノ通御承知相成度依命此段及通牒候也

一、二以上ノ神社ヲ合併スル場合ハ總テ之ヲ合祀ト稱シ一社名一社格ヲ存シ祭神ハ之ヲ列記スヘキモノトス但シ祭神ノ關係上特別ノ由緒アルモノハ配祀ト爲スコトヲ得此場合ニハ祭神ノ肩ニ配祀(若

ハ相殿)ノ二字ヲ附記スヘキモノトス

二、甲神社ヲ乙神社ニ合併セル場合ニハ乙神社號ヲ稱スヘキモノトス但合併神社双方トモ由緒及所在地トノ緣故深カラサルモノハ此ノ限りニ在ラス

三、神社会併ノ場合ニハ其ノ社格ハ合併各神社中最モ高キニ從フヘキモノトス

四、式内神社國史現在社等ニアラサル神社ニ合併セル場合ニハ式内神社國史現在社ト認メサルモノトス

五、式内神社國史現在社ニシテ式内又ハ國史所載ノ神社號ヲ改稱スルトキハ式内神社國史現在社ト認メサルモノトス

明治四十一年二月四日
社甲第二號神社長通牒

將來他ノ神社境内ニ移轉スル神社ハ獨立ノ資格ヲ失ハシメ移轉先神社ノ管理ニ屬セシメ幣饗料供進ノ神社ト指定スルヲ得サル事ニ決定相成候條此旨御了知相成度此段及通牒候也

○神社会併並明細帳脫漏神社編 入ニ關スル件

大正三年十月二十三日
二、社第九四四號依命通牒

一、神社会併ニ關シテハ明治四十一年二月社甲第一號通牒ノ次第モ有之候得共右ハ神社会併ノ一般ノ場合ニ就キ指示シタルモノニシテ同年同月社甲第二號明治四十四年^三社第一〇四七號ヲ以テ及通牒置候次第モ有之其獨立ヲ廢スルモノハ總テ神社会併ト認ムヘキモノニ有之候例ヘハ甲神社ヲ乙神社ノ境内ニ移轉シ乙神社ノ境内神社トナスモノ及甲神社ヲ乙神社ノ境内神社タル丙神社ニ合併スルモノハ勿論甲神社ヲ乙神社ノ飛地境内神社トナスモノノ如キモ總テ甲神社ヲ乙神社ニ合併スルモノト認ムヘキ義ニ付左様御了知相成度尤モ飛地境内神社設置ニ關シテハ客月一日社甲第五十五號通牒ノ趣旨ニ基キ御措置相成度

二、明細帳脫漏神社ヲ編入ト同時ニ他神社ニ合併セントスルモノニ付テハ客年四月當省令第六號第十一條但書ニ依リ官國幣社延喜式内社、國史所載社、特別由緒アル神社ヲ除クノ外貴廳限り處分可相

成義ニ有之候處明細帳脫漏境内神社ヲ其本社其ノ他ノ境内神社ニ編入ト同時ニ合祀スルモノハ勿論明細帳脫漏境内神社ヲ其儘編入許可スル場合モ右趣旨ニ準シ前記由緒ニ該當スルモノノ外貴廳限り御處理相成様致度尤モ徒ニ境内神社ノ多キハ好マシカラサル義ニ有之候條從來ノ趣旨ヲ以テ充分御考慮ノ上御處理相成様致度

第七章
参
拜

○官國幣社正式參拜場所並著服等ノ件

大正三年九月二十三日
社第六三號神社局長通牒

- 一、皇族以下正式參拜ノ位置左ノ區別ニ依リ之ヲ取扱フヘシ
- イ、本殿階下 皇族
- ロ、皇族ノ下 勅任待遇以上ノ者、貴衆兩院正副議長、有爵者、功三級以上、勳三等以上從四位以上ノ者
- ハ、勅任待遇者ノ下 貴衆兩院議員、奏任待遇以上ノ者、有爵者ノ家族ニシテ華族ノ禮遇ヲ享クル者、功四級以下勳四等以下、正五位以下ノ者、勅裁又ハ官制ニ依リ補命セラレタル者（官吏ノ者ヲ）、學位ヲ有スル者、道府縣會正副議長
- ニ、中門（祝詞舍）内
- （茲ニ中門（祝詞舍）内トアルハ中門（祝詞舍）内ニ本殿ノミアル場合ヲ云フ而シテ本殿、幣殿（渡殿）拜殿等建物連接シ別ニ中門（祝詞舍）ノ設備ナキ神社ニ在リテハ拜殿ニ設ク）
- 判任待遇以上ノ者、町村長、郡市會正副議長、褒章條例並明治二十年勅令第十六號ニ依リ褒章ヲ賜ハリタル者
- 二、前項ノ配偶者ハ其ノ資格ニ準シ之ヲ取扱フヘシ有爵者ノ寡婦其ノ家ニ在ルトキ亦同シ
- 三、參拜者ノ服裝ハ男子ハ通常服（フロックコート）又ハ紋附羽織袴トシ女子ハ通常服（袴袴）又ハ「ウイヂツチングドレス」若ハ白

第七章 參拜

襟紋附（袴着用妨ケナシ）トス但シ制服アルモノハ之ヲ着用スルコトヲ得

- 四、外國人ニ付テハ前各項ニ準シ之ヲ取扱フヘシ
- 五、社殿内ニ於ケル參拜者ニハ靴又ハ履物ヲ脱セシムルヘシ
- 六、參拜ノ際ハ官位勳爵ヲ記シタル名刺ヲ神社ニ差出サシムヘシ

○生徒參拜ニ關スル件

大正四年二月一日
學第四二五二號

從來學校所在地ノ氏神社ニ對シテハ其例祭日ニ限り生徒ノ正式參拜ヲ爲スノ例ニ有之候處縣社以下神社ノ新年祭新嘗祭ヲ新ニ大祭ト定メラレ候ニ付テハ該ニ大祭日ニモ例祭日同様參拜セシメ以テ倍々敬神ノ念ヲ鼓吹セシムル様致度依命此段及通牒候也

追テ小學校以外ノ學校生徒ハ本年ヨリ本文大祭ニ正式ニ參拜セシムルコト、御了知相成度

○同 件

大正四年二月一日
學第四二五二號

自今學校所在地ノ氏神社ニ對シテハ其大祭（新年祭新嘗祭例祭）ニ限り生徒ノ正式參拜ヲ爲サシメ以テ倍々敬神ノ念ヲ鼓吹セシムル様致度依命此段及通牒候也

○神社参拜ニ關スル件

昭和六年二月二十日
社兵第八四五號通牒

神祇ヲ崇敬シ祭祀ヲ重ニスルノ淳風ハ我國建國ノ始メヨリ一貫シテ變
ハラサルハ國民精神ノ根源ニシテ之レ亦國體ノ精華、世界万国ニ其ノ
類例ヲ見サル美風ナリ即チ神社ハ我カ日本民族ト共ニ發達シ我カ國體
ト一体不離ノ關係ヲ有スルモノニシテ之カ隆昌ハ直ニ國民思想ノ健否
ニ影響スル所大ナルモノアリ故ニ我國立國ノ大義ニ求メ以テ醇厚剛健
ナル國民ノ資質ヲ陶冶スルハ現下特ニ其ノ必要ヲ感スル次第ナリ
各位深ク思フ茲ニ致シ一般國民ノ儀表トシテ神社崇敬ノ範ヲ示シ以テ
堅實ナル國民精神ノ作興ヲ期セラレ度依命及通牒候也
追テ近時公職ニ在ルモノ其ノ就任ノ初メニ當リ任地ノ氏神ニ参拜ス
ルカ如キ事例漸次多キヲ加ヘツ、アルハ一面神社崇敬ノ念慮ヲ崇メ
一般民衆ニ感化ヲ與フルコト鮮カラサルモノト認メラルルニ付此儀
ヲ一般ニ普及スルニ於テハ敬神思想涵養上効果アルモノト被存候條
御參考迄ニ申添候

第八章 氏子 崇敬者

○神社参拜ニ關スル件

昭和六年二月二十日
社兵第八四五號通牒

神祇ヲ崇敬シ祭祀ヲ重シスルノ淳風ハ我國建國ノ始メヨリ一貫シテ變
ハラサルハ國民精神ノ根源ニシテ之レ亦國体ノ精華、世界万国ニ其ノ
類例ヲ見サル美風ナリ即チ神社ハ我が日本民族ト共ニ發達シ我が國体
ト一体不離ノ關係ヲ有スルモノニシテ之カ隆昌ハ直ニ國民思想ノ健否
ニ影響スル所大ナルモノアリ故ニ我國立國ノ大義ニ求メ以テ醇厚剛健
ナル國民ノ資質ヲ陶冶スルハ現下特ニ其ノ必要ヲ感スル次第ナリ
各位深ク思フ茲ニ我々一般國民ノ儀表トシテ神社崇敬ノ範ヲ示シ以テ
堅實ナル國民精神ノ作興ヲ期セラレ度依命及通牒候也
追テ近時公職ニ在ルモノ其ノ就任ノ初メニ當リ任地ノ氏神ニ参拜ス
ルカ如キ事例漸次多キヲ加ヘツ、アルハ一面神社崇敬ノ念慮ヲ崇メ
一般民衆ニ感化ヲ與フルコト鮮カラサルモノト認メラルルニ付此儀
ヲ一般ニ普及スルニ於テハ敬神思想涵養上効果アルモノト被存候條
御參考迄ニ申添候

第八章 氏子 崇敬者

○町村分合等ニ因リ甲乙社氏子 轉換ノ際協議届出方

明治十五年五月一日
内務省達乙第二十八號

各町村鎮座氏神ノ儀ハ其土地ニ就キ從來一定ノ區域有之儀ニ付各自ノ
信否ニ任セ狼ニ去就スヘキモノニ無之候條町村分合等ニヨリ不得已場
合有之甲社ノ氏子一部落舉テ乙社ノ氏子ト相成節ハ甲乙社神官氏子協
議ノ上雙方連署爲届出明細帳引直シノ議當省ヘ可申出此旨相達候事
但雙方協議不整節ハ受理スヘカラサル儀ト心得ヘシ

○氏子ハ一戸一神社ニ限ルノ件

明治二十九年六月二十三日
局第一二號社寺局長回答

本年五月二十一日付第三一八二號ヲ以テ氏子及氏子惣代ニ關スル件御
照會ノ趣了承右ハ後段御見解ノ通りト存候
一村ニ二村社アリ之カ氏子及氏子惣代ハ兩屬致居候向有之候處凡ソ氏
神ハ一戸一神社ニ限ル成規ノ明文不相見候ニ就テハ法令ニ戻ルモノト
ハ難認被存候ニ付信徒ト同シク二神社以上ノ氏子タル義ハ差支無之哉
果シテ然ラハ縣社ノ氏子ニシテ尙ホ郷村社ノ各氏子トナルモ敢テ差支
無之義ニ候哉又ハ一戸一神社ニ限ル義勿論ニ候哉

○社寺總代人ノ選舉並其ノ權限 等ニ關スル件

第八章 氏子 崇敬者

明治十四年七月二十一日
内務省達乙第三十三號

各管内社寺總代人ノ儀氏子檀家中モノハ信徒ノ相應ノ財產ヲ有シ衆望
ノ歸スルモノ三名以上相撰ミ戸長役場ヘ届出サセ今後該社寺ノ願届等
ハ渾テ連署ヲ以可爲差出且社寺收入財產ハ田畑山林ノ所得ハ勿論賽物
納物ヲ 其社寺有ニ屬スヘキモノト其神官住職ニ付スルモノトノ豫約每
社寺適宜相定平素混亂セサル様取調方可爲致此旨相達候事
但神宮國幣社ハ非此限

總代人ハ滿三年毎ニ改選市町村役場若ハ戸長役場ヘ届出シムヘシ尤
モ期限中ト雖トモ犯罪其他不良ノ所爲アルトキハ臨時改選セシムヘ
シ
但臨時改選ノ外ハ前總代人再三當選スルモ妨ケナシ

○社寺總代人選舉ニ關スル件

明治二十四年十二月十一日
内務省訓第一〇六三號

社寺總代人ノ儀ニ付テハ明治十四年七月當省乙第三十三號及ヒ同二十四
年五月訓令第八號等訓達ノ次第モ有之處該總代人ニ關シ尙左ノ通心得ヘ
シ
社寺總代人ノ員數ハ三名以上ノ成規ナリト雖モ徒ニ多數ノ總代人ヲ設
置シ之カ爲メ事務ヲ澁滞セシムル等ノ弊害アリト認ムルトキハ其社寺
ノ狀況ニ從ヒ氏子檀信徒ノ多寡ヲ計リ三名以上ニ於テ適宜總代人ノ員
數ヲ指定スルコトヲ得

社寺總代人ハ其社寺ノ願届等ニ連署シ神官住職ト常ニ心ヲ協セ該社寺
ノ永續保護ニ盡カスヘキハ勿論ナリト雖社寺ノ實務ハ神官住職ノ職任

ナルニ依リ總代人ハ神官住職ニ干渉シ社寺ノ實務ヲ妨ケ社寺收入財産ヲ妄リニ他ニ使用スル等ノ行爲アラシムヘカラス
右訓令ス

○社寺總代人新舊交替期ニ關スル件

明治三十八年十月二日
宗甲第二一號神社宗教兩局長依命通牒

社寺總代人新舊交替期ニ關シ左ノ通り決定相成候
一 社寺總代人改選ニ關スル明治二十四年本省訓令第八號ハ總代人改選ノ時期ヲ定メタルモノニシテ其ノ任期ヲ定メタルモノニアラス從テ一旦當選ヲ届出タル總代人ハ其ノ當選ヲ届出タル日ヨリ起算シ滿三年毎ニ改選セシムヘキハ勿論ナリト雖モ後任者ノ當選届出ヲ爲サル間ハ其ノ三箇年ヲ經過セルノ故ヲ以テ當然總代人タル資格ヲ失ヒタルモノトナスヲ得ズ

○社寺總代人任期及改選ニ關スル件

明治三十八年十月
神社宗教兩局長回答

社寺總代人改選期等ノ儀ニ付御照會ノ趣社寺總代人ハ市町村役場ニ當選届出ノ日ヨリ滿三年毎ニ改選スヘキモノニ付當選届出ノ日ヨリ異ニスルモノハ改選期日ヲ同一ナラシムルヲ得サル儀ニ有之候從テ犯罪其

ノ他不良ノ行爲アル爲ニ臨時改選ヲ命スル場合ノ外在職三年未滿ノ者ニ對シ改選セシムル事ハ不相成儀ト御承知有之度
追テ滿三年毎ノ改選期ニ於テ事故ヲ唱ヘ改選ヲ爲サルカ如キ場合ニ於テハ臨機匡弊ノ御措置可相成筋ト存候

明治三十八年十月
和歌山縣照會

社寺總代人新舊交替期ニ關シ本月二日宗甲第二一號ヲ以テ御通牒ノ趣敬承致候然ルニ縣ニ於テハ社寺總代人ハ三年毎ニ一定ノ時期ニ於テ各社寺トモ總テ改選セシムヘキ事ニ規定有之然ル處御通牒書中總代人當選ヲ届出タル日ヨリ起算シ滿三年毎ニ改選セシムヘキハ勿論ト有之右ニテハ縣下各社寺總代人改選ノ時期異ナルハ勿論一社寺ト雖モ補缺等ノ爲當選シタルモノハ其ノ期異ナル次第ニ付社寺ニ於テ其ノ改選ノ手數ヲ厭ヒ時期ヲ失スルモノ有之哉モ難計而シテ其ノ總代人三ヶ年ノ改選期經過スルモノ其ノ故ヲ以テ總代人タルノ資格ヲ失ハサルニ於テハ自然改選期ニ至ルモ事故ヲ唱ヘ改選ヲ爲サルノ弊ヲ生スル哉ニ相考候ニ付社寺總代人ハ假令滿三年在職ノ有無ニ拘ラス三ヶ年毎ニ一定ノ時期ニ於テ改選セシムヘキ規定ヲ存シ差支無之哉

○社寺總代人選舉届出願及届書收入財産取調方

明治十四年七月二十一日
内務省達乙第三十三號

沿革 明治二十四年五月内務省訓令第八號改正

府 縣

○縣社以下神社ノ氏子崇敬者及神職ニ關スル件

大正二年五月三十一日
縣令第三十七號

各管内社寺總代人ノ儀氏子檀家中モハ信徒相應ノ財産ヲ有シ衆望ノ歸スルモノ三名以上相撰ミ戸長役場ヘ届出サセ今後該社寺ノ願届等ハ渾テ連署ヲ以可爲差出且社寺收入財産ハ田畑山林ノ所得ハ勿論賽物納物ヲ 其社寺有ニ屬スヘキモノト其神官住職ニ付スルモノトノ豫約毎社寺適宜相定平素混亂セサル様取調方可爲致此旨相達候事
但神宮官國幣社ハ非此限
總代人ハ滿三年毎ニ改選市町村役場若ハ戸長役場ヘ届出シムヘシ尤モ期限内ト雖モ犯罪其他不良ノ所爲アルトキハ臨時改選セシムヘシ
但臨時改選ノ外ハ前總代人再三當撰スルモ妨ケナシ

○社寺總代人選舉届出方ニ關スル件

明治二十四年十二月十日
管甲第三一號内務書記官

道 廳 府 縣

明治十四年當省乙第三十三號達中各管内社寺總代人ノ儀氏子檀家中氏子檀家ナキ相應ノ財産ヲ有シ衆望ノ歸スルモノ三名以上相撰ミ戸長役場ヘ届出サセ云々トアルニ付總代人選舉ノ届ニハ別段届出ノ式ヲ定メサルカ如クナレ共該選舉届モ社寺ノ届ニ屬スルヲ以テ無論神官若クハ住職ト現在ノ總代人ト連署シ届出セシムヘキ筋ニ候條爲御心得此段及通報候也

- 第一條 神社ニ三名乃至七名ノ氏子若ハ崇敬者惣代人ヲ置ク惣代人ノ員數ハ其氏子若ハ崇敬者ト協議ノ上神職之ヲ決定ス特ニ八名以上ノ惣代人ヲ置カントスルトキハ事由ヲ具シ縣社ニアリテハ直ニ其他ノ神社ニアリテハ所轄市町村役場ヲ經テ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二條 前條ノ惣代人ハ氏子若ハ崇敬者ニ於テ選舉ス惣代人ノ任期ハ三ヶ年トス
- 第三條 氏子若ハ崇敬者タル年齢滿二十五年以上ノ男子ニシテ一戸ヲ構フルモノハ惣代人ノ選舉權ヲ有ス
- 第四條 氏子若ハ崇敬者惣代人ノ選舉權ヲ有スル者ニシテ左ノ各號ニ該當セサルモノハ惣代人ノ被選舉權ヲ有ス
 - 一、直接國稅納額壹圓ニ滿タサル者
 - 一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 - 一、家産分産又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其確定シタルトキヨリ復權ノ決定スルニ至ル迄ノ者
- 第五條 惣代人ノ選舉ハ其神社ノ神職之ヲ管理ス選舉ヲ行フトキハ其ノ日時場所及選舉スヘキ員數ヲ五日以前ニ告示又ハ告知スヘシ
- 第六條 選舉ヲ終リタルトキハ神職ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知スヘシ

第八章 氏子 崇敬者

當選者ハ前項ノ告知ヲ受ケタルトキヨリ二日以内ニ承諾書ヲ神職ニ差出スヘシ

第七條 前條ニ依リ惣代人決定シタルトキハ神職及前任惣代人連署ノ上其住所氏名及當選年月日ヲ具シ三日以内ニ市町村長ニ届出ツヘシ

第八條 削除

第九條 惣代人ニシテ被選舉權ヲ有セサル者ハ其職ヲ失フ其被選舉權ノ有無ハ他ノ惣代人ト協議ノ上神職之ヲ決定ス

第十條 惣代人ニシテ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケ又ハ不良ノ行爲アリト認ムルトキハ知事ハ其ノ失職ヲ命スルコトヲ得

第十一條 惣代人ニ欠員ヲ生シタルトキハ二十日以内ニ補欠選舉ヲ行フヘシ

補欠惣代人ハ其前任者ノ殘任期間在職ス

第十二條 惣代人ノ任期滿了スルモ後任者決定スルニ至ル迄ハ前任者在職ス

第十三條 神社ニハ其惣代人名簿市町村役場ニハ郷社以下神社及明治二十七年勅令第二十二號第一條ノ護國神社以外ノ護國神社ノ惣代人ノ名簿ヲ第一號様式ニ據リ備付クヘシ惣代人異動アリタルトキハ其ノ都度名簿ヲ加除訂正スヘシ

第十四條 惣代人ハ神社ノ財産管理其他重要ナル事項ニ關シ神職ノ協議ニ應スヘシ

第十五條 神職欠員若ハ不在ノ際ハ惣代人ニ於テ神社境内社殿ニ關スル取締ヲナスヘシ

第十六條 惣代人ハ神社ニ關スル願届ニ連署スヘシ
(第一號様式)

何郡市町村大字何
社格 何 神 社

任 期	住 所	氏 名	摘 要
自何年何月何日 至何年何月何日	郡市町村大字番地	何 某	

備考

- 一、本名簿ハ其市町村ニ於ケル神社ノ最も高キモノヨリ選次ニ依キニ及ホシ各社毎ニ用紙ヲ異ニシテ壹冊トシテ「何市町村神社」惣代人名簿ト記載スルコト
- 一、員數増加又ハ資格特免ノ認可ヲ受ケタルモノニ對シテハ何年何月何日栃木縣指令第何號ヲ以テ員數何人増加認可又ハ資格何々ニ特免認可ト各神社名ノ上欄ニ朱書スヘシ
- 一、摘要欄ニハ滿期退任、事故退任、病氣退任、死亡、失格、改選補欠當選等必要ト認ムヘキ事項ヲ朱書スルコト
- 一、用紙ハ美濃紙十二行又ハ十三行トシ各神社毎ニ相當ノ餘紙ヲ補綴シ置クコト

○崇敬者總代連署ニ關スル件

昭和十一年五月二十三日
一 一社官第一四號神社局長回答

昭和十一年三月三日附社兵第九八號ヲ以テ標記ノ件何出相成候處右ハ處理スヘカラサル儀ト存候

崇敬者總代ノ連署ニ關スル件 昭和十一年三月三日
社兵第九八號愛知縣照會

左記ノ件疑義相生シ差懸リタル事件ニ有之候條至急何分ノ御回示相仰度右何出候也

記

一、本縣内ニ所在シ官有境内地九百四拾貳坪ヲ有スル無格社境内中其ノ東端ニ於テ七拾餘坪町村道改修用地ニ該當シ關係町村長ニ於テハ他ニ變更ノ餘地ナキ關係上極力之カ實現ヲ要望シ受持神職ニ於テモ別段風致ヲ害セサル關係上公益上止ムヲ得サルモノト認メ之ヲ承認シ境内減少ノ手續ニ及ヒタルモ同社崇敬者惣代ニアリテハ右ハ神域ヲ汚シ神罰ノ虞レアリトノ理由ヲ以テ全員之カ連署ヲ拒ミ居レリ如斯願届書ハ其ノ連署ナシト雖モ事情止ムヲ得サルモノト認メ處理スヘキモノニ候哉

第九章 財產管理會計

○神社財産ニ關スル件

明治四十一年三月二十三日
法律第二十三號

第一條 本法ニ於テ神社ト稱スルハ官國幣社、府縣社以下ノ神社ヲ謂ヒ財産ト稱スルハ神社ノ不動産及寶物ニシテ登録ヲ受ケタルモノヲ謂フ

第二條 地方長官ノ許可ヲ受ケテ神社財産ヲ擔保ニ供シ又ハ處分シタルトキハ之ヲ無効トス神社ノ負債ニ付亦同シ

第三條 神社財産ヲ處分スル場合ニ於テ其ノ神社ノ神職、氏子總代及崇敬者總代ハ之ヲ取得スルコトヲ得ス

第四條 神社財産タル境内地、社殿其ノ他境内地ニ在ル工作物及寶物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第五條 神社ノ不動産及寶物ハ地方廳ニ於テ保管スル臺帳ニ登録ヲ受ケテ登録ニ關スル事項及登録ト不動産登記トノ關係ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十一年七月勅令第七十六號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行ノ旨公布セラレ)
本法ハ別格官幣社靖國神社ニ之ヲ適用セス

○神社財産ノ登録ニ關スル件

明治四十一年七月二十日
勅令第七十七號

第一條 神社財産ノ登録ハ神社所在地ノ地方廳ニ於テ之ヲ爲ス

第九章 財産管理會計

第二條 神社財産ヲ登録スル臺帳ハ神社財産登録臺帳ト稱シ不動産登録臺帳及寶物登録臺帳ノ二種トス

神社財産登録臺帳ニ登録スヘキ事項ハ左ノ如シ

一 土地ハ其ノ所在ノ郡、市、區、町村、字、土地ノ番號、地目、段別又ハ坪數、境内地境外地ノ區別

二 社殿及工作物ハ其ノ所在ノ郡、市、區、町村、字、土地ノ番號、地目、段別又ハ坪數、社殿其ノ他工作物ノ種類、若名稱又ハ番號アルトキハ其ノ名稱又ハ番號、構造、建坪又ハ間數、境内地ニ在ルモノト境外地ニ在ルモノトノ區別

三 寶物ハ名稱、員數、品質、形狀又ハ寸尺、若作者又ハ傳來明力ナルトキハ其ノ作者又ハ傳來

四 登録ノ年月日、番號

第三條 神社ハ不動産又ハ寶物ヲ取得シタルトキハ三十日以内ニ登録ヲ申請スヘシ但シ土地及境外地ニ在ル建物ニ付テハ申請前登記ヲ經ルコトヲ要ス

前項但書ニ依ル登記ノ爲該期間内ニ申請ヲ爲スコトヲ得サル場合ニ於テハ登記ノ了リタルトキヨリ十五日以内ニ登録ヲ申請スヘシ

登録事項ニ變更ヲ生シタルトキ亦前二項ニ同シ

第四條 登記ヲ經タル不動産ノ登録ヲ爲シタルトキハ地方廳ハ遲滞ナク神社財産ノ登記ヲ登記所ニ囑託スヘシ

第五條 神社ハ神社財産ヲ處分シタルトキ若ハ其ノ滅失シタルトキ又ハ寶物ニシテ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ七日以内ニ登録ノ抹消ヲ申請スヘシ

第六條 登記所ニ於テ裁判所ノ囑託ニ依リ神社財産ノ登記アル不動産

ニ付民事訴訟法第七百條第一項第一號又ハ競賣法第三十三條第一項ノ登記ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク神社所在地ノ地方廳ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

地方廳ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ不動産ノ登録ヲ抹消スヘシ

第七條 登記ヲ經タル不動産ノ登録ヲ抹消シタルトキハ地方廳ハ遲滞ナク神社財産ノ登記ノ抹消ヲ登記所ニ囑託スヘシ

附 則

本令ハ明治四十一年法律第二十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(明治四十一年十月一日ヨリ施行)神社ハ本令施行ノ際現ニ所有スル不動産及寶物ニ付本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第三條ノ手續ヲ爲スヘシ

○神社財産登録ニ關スル件

明治四十一年九月二十四日
局第三七號神社局長通牒

神社財産登録ニ關シ左記ノ通牒栃木縣へ及回答候間爲御參考

明治四十一年九月一日
栃木縣照會

- 一、勅令第二條第一號中反別又ハ坪數トアルモ右ハ反別ニ一定取扱可然哉
- 二、同條第二號ノ社殿及工作物記載例御示シ相成タシ
- 三乃至五 (略ス)
- 六、官有境内地モ亦神社財産トシテ臺帳ニ記載スヘキモノナルヤ

明治四十一年九月八日
神社局回答

一、市街宅地ハ坪數其他ハ段別ヲ記載スヘキモノト存候地租條例第五條御參看相成度

二、社殿及工作物ハ種類多ク且構造等一定セサルニ付其ノ物ニ就カサレハ盡シ難ク候爲御參考社殿ノ一例ヲ左ニ掲載致候

一、登錄年月日 明治四十一年十月十日

一、種類名稱 神 殿

一、番 號

一、構 造 神明造、檜材、屋根萱葺

一、建坪又ハ間數 四 坪

一、所在地地目 段別又ハ坪數

宇都宮市大字今泉町字天玉十番地
神地 七畝三步

一、境内外ノ區別 境 内

一、備考 明治何年何月何日古社保存法ニ依ル特別保護建造物ニ指定セラル

三乃至五 (略ス)

六、官有境内地ハ神社財産ニ無之ニ付臺帳ニ登録スヘキモノニ無之ト存候

○神社財務規程

大正二年五月三十一日
栃木縣令第三十八號

第一章 財産管理

第一條 神社ノ建設物ハ神事以外ノ目的ニ使用スルコトヲ得ス

第二條 縣社以下神社及護國神社ニ於テハ社殿ノ新築改築模範樣ヲナシ特別ノ由緒アル建設物若ハ寶永以前ノ造營ニ依ル建設物ノ修理ヲナサントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ設計仕樣書ハ栃木縣令第三十六號第二號樣式ノ三ニ依ルヲ要ス

一、事由 一、設計仕樣書及圖面 一、工費及支辨方法

一、境内地圖面 一、起工及竣工豫定期日

第三條 境外ノ土地建物ヲ賃貸セムトスルトキハ擔保又ハ相當ノ資産ヲ有スル保證人連署ノ證書ヲ賃貸人ヨリ徵スヘシ但シ公共團體ニ賃貸スル場合ハ此ノ限リニアラス

第三條ノ二 明治四十一年勅令第七十七號第三條第一項ニ依ル申請ハ第六號樣式第三項ニ依ル申請ハ第七號樣式第五條ニ依ル申請ハ第八號樣式ニ準據シ正副二通調製スヘシ

第四條 明治四十一年内務省令第十二號第三條ニ依リ書畫什器類ノ貴重品ヲ登載スヘキ臺帳ハ寶物臺帳ノ樣式ニ準シ調製スヘシ

第五條 明治四十一年内務省令第十二號第五條第一號ニ依ル出願ニハ其事由買入金額及支辨方法ヲ具スヘシ

第六條 明治四十一年内務省令第十二號第五條第三號ニ關スル出願ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一、事由 一、品目員數 一、持出ノ場所運搬方法持出期間

一、持出中ニ於ケル保管方法

第七條 國寶及特別保護建造物ニ對シテハ特ニ其ノ管理保護ノ方法ヲ設ケ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 寶物及貴重品中曝涼ノ必要アルモノハ毎年適宜ノ期間ニ於テ之ヲナシ他ノ寶物貴重品ト共ニ臺帳ト對照スヘシ

第九章 財産管理會計

ニ修結スヘシ
第十八條 神社ハ收支豫算ヲ第一號様式ニ據リ調製シ社金收入簿(第一號様式)社金支出簿(第三號様式)社金收入支出簿(第三號第一様式)基本財産現金明細書(第四號様式)及基本財産有價證券明細書(第五號様式)ヲ備付クヘシ
 收支決算ハ第一號様式ニ準シ調製スヘシ
第十九條 收支豫算追加更正又ハ各項ノ金額ヲ流用セムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ縣社及郡所在ノ郷社以下神社並ニ第十六條ノ護國神社及郡所在ノ第十六條ノ護國神社以外ノ護國神社ニアリテハ知事市所在ノ郷社以下神社及第十六條ノ護國神社以外ノ護國神社ニアリテハ市長ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條 年度ノ初メニ於テ收入少ナキ神社ニ限リ收支決算ノ剩餘金ハ之ヲ次年度ノ經費ニ繰越スコトヲ得
第二十一條 明治四十一年内務省令第十二號第十二條ノ報告書ハ縣社及第十六條ノ護國神社ニ在リテハ知事ニ其他ノ神社ニアリテハ所轄市町村長ニ差出スヘシ
第二十二條 明治四十一年内務省令第十二號第十九條ニ依ル特別整理ハ別ニ定ムルトコロノ規定ニ據ルヘシ
第二十三條 明治四十一年内務省令第十三號第三章ノ規定ハ縣社郷社村社護國神社ニ之ヲ適用ス但シ神饌幣帛料供進指定以外ノ縣社郷社村社護國神社ニハ同省令第八條ヲ適用セス

(第一號様式)

昭和何年度社格何神社歳入歳出豫算
 歳入

科	款	項	目		本年 豫算額	前年 豫算額	比 増	減	附 記
			一、	二、					
一、神饌幣帛料		一、神饌幣帛料	一、神饌料	二、幣帛料					
二、社入金		一、賽物其他 收入							

科	款	項	目		本年 豫算額	前年 豫算額	比 増	減	附 記
			一、	二、					
二、境内地收入			一、境内 使用地 料	二、枯損木竹 草賣拂代					
三、境外地收入			一、土地貸付料	二、家屋貸付料					
				三、木竹賣拂代					
四、負擔金			一、氏子崇敬者 負擔金						
五、雜收入			一、供進金						

第九章 財産管理會計

第九章 財産管理會計

三、産基 收本 入財		四、繰 越 金		五、補 助 金		六、寄 附 金	
一、産基 收本 入財		一、繰 越 金		一、補 助 金		一、寄 附 金	
二、預 金 利 子	三、不 用 物 品 代 品	一、前 年 度 繰 越 金		一、市 町 村 補 助 金			

第九章 財産管理會計

八、社 債		七、繰 入 金		六、寄 附 金		五、補 助 金		四、繰 越 金		三、産基 收本 入財	
一、社 債		一、繰 入 金		一、寄 附 金		一、補 助 金		一、繰 越 金		一、産基 收本 入財	
		一、基 本 資 金	二、繰 入 金	一、用 途 指 定 寄 附 金		一、市 町 村 補 助 金		一、前 年 度 繰 越 金		一、基 金 ヨ リ 生 ス ル 收 入	
										二、定 期 預 金 利	
										三、田 畑 小 作 料	
										四、神 饌 田 ヨ リ 生 ス ル 收 入	

三、廳費	二、俸給及諸給				一、祭典費
	二、諸給		一、神職俸給		
一、廳費	一、旅費	二、雇員給	三、備人料	四、雜費	一、神饌費

六、寄附金及	五、營繕費		四、境內外諸地費	一、境內外諸地費						
	一、營繕費			二、公課金	一、境內清掃費	二、圖書印刷費	三、神符守札調製費	四、消耗品費	五、通信運搬費	六、雜費

七、基本財産 造成費		八、社債費		九、豫備費	
一、基本 積立金	二、財産 造成費	一、社 債		一、豫 備費	
一、基本 積立金	一、植樹 費	一、元金 償還		一、豫 備費	
		二、利 子			

歳 出	計	合 計

備考

一、本様式ニ掲クルモノ、外必要ニ應シ適宜ニ科目ヲ設クルモ妨ナシ

二、歳入歳出豫算ノ追加又ハ更正ノ豫算ハ本様式ニ準シ調整スヘシ

三、決算ハ本様式ニ準シ本年度豫算額ヲ決算額ニ前年度豫算額ヲ豫算額トシ附記欄ニハ増減ノ事由ヲ説明シ尙表末ニ備考ヲ設ケ「歳入歳出差引殘金ナシ」「歳入歳出差引殘金何程ハ次年度ニ繰越ス」ト記スヘシ

四、豫算金額ハ圓位ニ止ムルモノトス

五、附記ニハ計算ノ基礎ヲ説明シ別紙トナスモ妨ケナシ

(第二様式)

何年度社会收入簿

年月日	摘要	豫算額	收入額	差引未 收入額
何年何月何日	何々			
何年何月何日	何々			
同日	何々			

計	何年何月何日	何々	計

備考

一、用紙ハ美濃罍紙トス

一、本簿ハ一冊トシ各款項目毎ニ口座ヲ設ケテ區別整理スルモノトス

一、表紙ハ何年度社会收入簿ト記載スルモノトス

(第三様式)

何年度社会支出簿

年月日	摘要	豫算額	支出額	差引 額
何年何月何日	何々			
何年何月何日	何々			

同	日	何々																		
計																				
何年何月何日																				
同日																				
計																				
累	計																			

備考

- 一、用紙ハ美濃野紙トス
- 一、本簿ハ一冊トシ各款項目毎ニ口座ヲ設ケテ區別スルモノトス
- 一、本紙ハ何年度社金支出簿ト記載スルモノトス

(第三號ノ一様式)

何年度社金收入支出簿

年月日		摘要		收入總額	支出總額	差引殘額
何年何月何日	收入何々	支出何々	收入何々			
何年何月何日	支出何々	收入何々	支出何々			
計						
何年何月何日	收入何々	支出何々	收入何々			
計						
累	計					

備考

- 一、用紙ハ美濃野紙トス
- 一、本簿ノ收入總額ハ社金收入簿ノ各目ヲ同一日收入シタル合計額ヲ又支出總額ハ社金支出簿ノ各目ヲ通シテ右ト同日ニ支出シタル合計額ヲ記入スルモノトス
- 一、表紙ハ何年度社金收入支出簿ト記載スルモノトス

(第四號様式)

昭和 年度基本財産現金明細書

區		分		金額
前年度繰越金				
本年度積立金				
何公債額面	何程何枚當籤金			
何公債額面	何程何枚賣拂金			
何株券面	何程賣拂金			
公債利子				
預金利子				
何々				
計				
經費(繰出)				

拂		計		現在		計	
何公債額面	何程何枚買入			何郵便局預入			
何株券面	何程何枚買入			何銀行預入			
何々							
計							

備考 前年度繰越金ハ前年度末現在預金額ヲ記入スルモノトス

(第五號様式)

大正何年度基本財産有價證券明細書

受				區		分		金額
前年度繰越金	何々公債			額面金額	枚數			額面計
第何回國庫債券								
何々株券								
何々								
何公債買入								
何株買入								
計								

拂		計		現		計		在	
何公債當籤				何公債(何所保管)				何々	(同)
何公債賣拂				何株券(何所保管)					
何株券賣拂				第何回國庫債券(何所保管)					
何々									
計									

備考 本明細書ハ種類及額面ノ異ナル毎ニ區分記載スルモノトス

(第六號様式ノ一)

神社財産登録申請書

郡市區町村大字番地

社格

何 神 社

年月日	登録番	種類名稱	番號	構造	建坪	所在地	境内外	備考

第九章 財産管理會計

右登録相成度此段申請候也

年 月 日

右神社

社 司 社 掌 名 印

知 事 宛

(注意) 一、二、三、十ノ數字ハ壹、貳、參、拾字ヲ使用スルコト

(第六號様式ノ二)

神社財産登録申請書

郡市區町村大字番地

社 格 何 神 社

登録年月日番號	所在地	地目	反別又ハ坪數	境内外ノ區分	備考

右登録相成度登記簿ノ抄本(謄本)添付此段申請候也

年 月 日

右神社

社 司 社 掌 名 印

知 事 宛

(注意) 一、正副二通ノ副ニハ抄本又ハ謄本ノ寫ヲ添付スルモ可トス
一、數字ノ書キ方ハ前同斷トス

(第六號様式ノ三)

神社財産實物登記申請書

郡市區町村大字字番地

社 格 何 神 社

登録年月日番號

名稱

員數

品質、形狀、寸尺

作者、傳來

備考

右登録相成度此段申請候也

年 月 日

右神社

社 司 社 掌 名 印

知 事 宛

(第七號様式)

神社財産登録變更申請

何郡市区町村大字何字何

社 格 何 神 社

登録年月日番號	所在地	地目	反別又ハ坪數	事由
(墨書)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(空欄)	(朱書)	(同上)	(同上)	(同上)

右朱書ノ通變更ヲ生シタルニ付財産登録臺帳變更相成度別紙登記簿ノ抄本(謄本)添付此段申請候也

年 月 日

右神社

社 司 社 掌 名 印

知 事 宛

一、正副二通 一、二、三、十ノ數字ハ前同斷

(第八號様式ノ一)

神社財産建物(工作物)登録抹消申請

何郡市区町村大字何字何

社 格 何 神 社

登録年月日番號	種類名稱	番號構造	建坪又所在地	地目	境内外	事由

右ハ事由ノ通ニ付財産登録臺帳抹消相成度此段申請候也

年 月 日

右神社

社 司 社 掌 名 印

知 事 宛

一、正副二通 一、二、三、十ノ數字ハ前同斷
一、登録年月日番號ハ彙ニ登録ノ年月日番號ヲ記入スヘキコト

(第八號様式ノ二)

神社財産土地登録抹消申請

何郡市区町村大字何字何

社 格 何 神 社

登録年月日番號	所在地	地目	反別又ハ坪數	事由

右ハ事由ノ通ニ付財産登録臺帳抹消相成度登録抄本(謄本)添付此段申請候也

年 月 日

第九章 財産管理會計

右神社

社 司 社 掌 名 印

知 事 宛

一、正副二通

一、一、二、三、十ノ數字ノ書方ハ前同斷
一、登録年月日番號ハ彙ニ登録ノ年月日番號ヲ記載スヘキコト

○縣社以下神社ノ設備及基本財産ニ關スル規程

大正九年十二月十日
栃木縣令第七十一號

第一條 縣社以下神社及護國神社ノ境内地ハ總テ官有又ハ當該神社ノ所有タルコトヲ要シ其ノ面積ハ左ノ標準ニ依ルヘシ但シ古社又ハ特別ノ事由アル神社ニ在リテハ此ノ標準ニ依ラサルコトヲ得

縣社及明治二十七年勅令第二十二號第一條ノ護國神社千二百坪以上、郷社七百坪以上、村社及勅令第一條ノ護國神社以外ノ護國神社五百坪以上、無格社三百坪以上

第二條 神社ハ總テ左ノ建物ヲ具備スルコトヲ要ス但シ村社及無格社ニ在リテハ社務所ヲ缺クコトヲ得

本殿、拜殿、鳥居、社務所

第三條 社殿ノ建坪ハ左ノ標準ニ依ルヘシ但シ古社又ハ特別ノ事由アル神社ニ在リテハ此ノ標準ニ依ラサルコトヲ得

本殿 縣社及勅令第一條ノ護國神社三坪以上、郷社二坪以上、村社及勅令第一條護國神社以外ノ護國神社二坪以上、無格社半坪以上

拜殿 縣社及勅令第一條ノ護國神社並ニ郷社八坪以上、村社及勅令第一條ノ護國神社以外ノ護國神社六坪以上、無格社四坪以上、島居ノ大サ及社務所ノ建坪ハ其ノ社格ニ相當スルモノタルヲ要ス

第四條 神社ニハ左ノ標準ニ依リ基本財産ヲ蓄積スヘシ
縣社及勅令第一條ノ護國神社 資金六千圓以上又ハ年収入三百圓以上アル財産
郷社 資金四千圓以上又ハ年収入二百圓以上アル財産
村社及勅令第一條ノ護國神社以外ノ護國神社 資金二千五百圓以上又ハ年収入百三十圓以上アル財産
無格社 資金千圓以上又ハ年収入五十圓以上アル財産

第五條 前四ヶ條ノ條件ヲ具備シ且ツ氏子又ハ崇敬者五十戸以上ヲ有スル縣社郷社及村社並ニ護國神社ハ神饌幣帛料供進社ニ指定スルコトヲ得

特別ノ由緒アル神社ニ在リテハ前項ノ條件ヲ具備セサルモ特ニ之ヲ詮議スルコトアルヘシ

前二項ニ依リ指定ヲ受ケムトスルモノハ第一號様式ニ據リ出願スヘシ

附 則

第六條 第一條乃至第三條ノ規定ハ當分ノ内社殿ノ新築、改築、増築又ハ境内擴張若ハ移轉ヲ爲サムトスル場合ニ限り之ヲ適用ス

第七條 本規程ニ抵觸スル從來ノ規定ハ之ヲ廢止ス

(第一號様式)
神饌幣帛料供進指定額

何都市何町村大字何
社格 神 社 名

右神社ヲ神饌幣帛料供進神社ニ御指定相成度別紙調書相添ヘ此段奉願候也

年 月 日 右神社々司(掌)
何 某印
氏子總代一同連署印

知事 何 某殿

調 書

何都市何町村大字何
社格 神 社 名

一、沿革及由緒 祭日(新年、新嘗、例祭日ヲ記載)

二、財 產

イ、社有土地 田合反別何程ヨリ生スル年収入額
畑合反別何程ヨリ生スル年収入額
山林合反別何程ヨリ生スル年収入額

ロ、基本金 現金何程ヨリ生スル年利子額
有價證券額何程ヨリ生スル年利子額

三、建物種類

四、附屬建物

五、境内坪數

六、氏子戸數

七、何 々

右之通ニ候也

年 月 日

右神社々司(掌)

何 某印
氏子總代一同連署印

備考

- 一、前三ヶ年間ノ收支決算調ヲ添付スヘシ
- 二、基本金預入先銀行ノ證明書又ハ郵便官署ノ貯金帳寫ヲ添付スヘシ
- 三、氏子ノ氏名ヲ書シタル名簿(市町村長ノ證明アルモノ)添付スヘシ
- 四、社有土地アラハ神社財産登録申請ヲ爲スヲ要ス

○神社ノ資金管理ニ關スル件

大正十五年十一月二十六日
社兵第一〇八〇號學務部長ヨリ
縣社以下神社神職ニ通牒

神社ノ資金ハ會計規則ニ依リテ管理スヘキ管ナルニ係ハラズ從來權ニ個人貸付又ハ會社其ノ他ヘ預入置ク向アルヤニ關及ヒ候處右ハ不可然儀ニ付若シ該當神社アラハ速ニ之ヲ回收シ規則ニ依リ管理ノ上其旨届出ラレ度及通牒候也

○神社資金保管ニ關スル件

別記神職會長何出ニ對シ
學務部長ヨリ回答

神職會長何 明治四十一年七月内務省令第十二號第九條ニヨリ當然神

第九章 財産管理會計

○神社ノ財産登録及管理並會計

ニ關スル件

明治四十一年七月二十日
内務省令第十二號

第一章 登録

- 第一條 地方廳ニ於テ保管スル神社財産登録臺帳ハ別紙様式ニ依リ調製スヘシ
- 第二條 神社ニ於テ登記ヲ經タル不動産ノ登録ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ添付スヘシ
- 第二章 管理
- 第三條 神社ハ不動産、寶物其ノ他貴重ノ書畫什器類ハ之ヲ臺帳ニ登録シ其ノ増減變更アリタルトキハ加除訂正スヘシ
- 不動産及寶物ヲ登録スル臺帳ハ神社財産登録臺帳ノ様式ニ準シ調製スヘシ
- 第四條 寶物及貴重品ハ其ノ容器又ハ適當ナル箇所ニ番號票ヲ附シ臺帳ニ其ノ合番號ヲ記入スヘシ
- 第五條 左ニ掲クル事項ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受クルヲ要ス

第九章 財産管理會計

- 一 不動産、寶物其ノ他貴重品ヲ買入ル、コト
 - 一 負擔附ノ寄附ヲ受クルコト
 - 一 寶物其ノ他貴重品ヲ神社外ニ持出スコト
- 第六條 用途指定ノ寄附金品ハ其ノ用途以外ニ使用又ハ處分スルコトヲ得ス

第三章 會計

第七條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第八條 神社ハ每會計年度收入支出豫算ヲ定メ年度開始ノ一月前迄ニ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

但シ北海道廳支廳並府縣支廳ノ管内及市ノ區域ニ在ル郷社以下ノ神社ニ在リテハ北海道廳支廳長府縣支廳長又ハ市長 市ニ在リテハ區長ノ認可ヲ受クルモノトス

豫算ノ追加更正ヲ爲サムトスルトキハ其ノ都度認可ヲ受クヘシ

第九條 收入支出ハ神職ノ職名ヲ以テ之ヲ執行スヘシ

第十條 收入支出ハ帳簿ニ記入シ記入毎ニ神職檢印ヲ捺スヘシ

第十一條 支拂ハ正當ナル債主若ハ其ノ代理人ノ受取證書アルニ非レハ之ヲ行フコトヲ得ス

第十二條 神社ハ每會計年度收入支出決算並資金明細書ヲ調製シ翌年度五月三十一日迄ニ地方長官ニ報告スヘシ但シ北海道廳支廳並府縣支廳ノ管内及市ノ區域ニ在ル郷社以下ノ神社ニ在リテハ北海道廳支廳長府縣支廳長又ハ市長 東京市京都市大阪市ニ報告スルモノトス

第十三條 毎年度社入金ノ百分ノ五以上ハ基本財産トシテ積立ツヘシ

第十四條 基本財産ハ其ノ神社維持ノ爲己ムヲ得サル場合ニ於テ地方

長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ費消スルコトヲ得ス

第十五條 基本財産ヨリ生スル收入ハ經費ニ充用スルコトヲ得

第十六條 基本財産ハ國債登錄、公債證書其ノ他ノ確實ナル有價證券ト爲スカ又ハ(中央金庫)、(本支金庫)、郵便官署、日本銀行ニ預入ルヘシ

特別ノ事情アルトキハ地方長官ノ認可ヲ得テ土地ヲ買入レ又ハ前項以外ノ銀行ニ預入若ハ其ノ他ノ管理方法ニ依ルコトヲ得

第十七條 有價證券ハ(中央金庫)、郵便官署、日本銀行、日本興業銀行ニ保管ヲ委託スヘシ

特別ノ事情アルトキハ地方長官ノ認可ヲ得テ前項以外ノ管理方法ニ依ルコトヲ得

第十八條 従前積立タル資金ハ基本財産ニ編入スヘシ但シ特別ノ目的ヲ以テ積立タルモノハ地方長官ノ認可ヲ得テ整理スヘシ

第十九條 古社寺保存法ニ依リ下附セラレタル修理保存費ハ特別ニ整理スヘシ

第二十條 官國幣社ノ會計ニ關シテハ別に定ムル所ニ依ル

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令第三章會計ニ關スル規定ハ地方長官ノ指定シタル神社ニ之ヲ適用ス

(別 記)

土地ノ部

登録年月日 番 號	所在地	地目	社 格		備 考
			何	神 社	

備考

一、登録番號ハ土地ニ在リテハ地第何號、社殿其ノ他工作物ニ在リテハ建第何號、寶物ニ在リテハ寶第何號トシ一箇年毎ニ更書スヘシ

一、登録ヲ抹消又ハ變更シタルトキハ其ノ事由及年月日ヲ備考ニ記入スヘシ以下皆同シ

(神社備置ノ臺帳ニハ地目ノ下ニ「地價」ノ一欄ヲ増設シ取得ノ原因ヲ備考ニ記入スヘシ)

社殿其ノ他工作物ノ部

登録年月日 番 號	社 格	何	神 社	備 考

備考

一、古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物ニ指定セラレタルトキハ其ノ旨備考ニ記入スヘシ

(神社備置ノ臺帳ニハ取得ノ原因ヲ備考ニ記入スヘシ以下同シ)

寶物ノ部

登録年月日 番 號	名稱	員數	社 格		備 考
			何	神 社	

備考

一、古社寺保存法ニ依リ國寶ニ指定セラレタルトキハ其ノ旨備考ニ記入スヘシ

(神社備置ノ臺帳ニハ品目ノ頭ニ「番號」ノ一欄ヲ設ケ現品ノ合番號ヲ記入スヘシ)

登録年月日 番 號	種類名稱 番 號	構造	郡市區町村大字番地		備 考
			社 格	何 神 社	

第九章 財産管理會計

○神社ニ對スル公費供進ニ關スル件

地方第一一七七號内務部長通牒
昭和九年七月二十七日

市町村長宛

今回内務省令第十六號ヲ以テ市制町村制中改正相成候處神社ノ費用ハ主トシテ氏子及崇敬者ノ奉養ニ俟ツヘキコトハ勿論ナルモ地方公共團體モ亦神社ニ公費ヲ供進シ以テ崇敬ノ誠ヲ致スハ當ニ然ルヘキ義ニ有之而シテ之カ豫算ノ形式ニ付テハ從來之ヲ寄附補助等ノ科目ニ計上シ區々ニ涉レルヲ以テ今回地方公共團體ノ豫算様式中ニ供進金ノ科目ヲ設ケ之ヲ整理スルヲ適當ト認メ改正セラレタル次第ニ有之候條右了知ノ上財政上支障ナキ範圍内ニ於テ相當額ノ供進ヲ奉養シ以テ敬神崇祖ノ實ヲ擧グル様致度依命此段及通牒候也

○村社以下神社ノ收支豫算決算資金明細書ノ件

昭和三年三月
縣訓令甲第八號

明治四十一年七月内務省令第十二號第八條ニ依ル村社及明治二十七年勅令第二十二號第一條ノ護國神社以外ノ護國神社以下神社ノ收支豫算ハ町村長之ヲ認可シ同第十二條ニ依ル決算書並ニ資金明細書ノ報告ハ町村長ニ限り之ヲ處理スヘシ

○官國幣社會計ニ關スル取扱心得

大正十五年十二月十八日
訓令乙第三百五十八號

官國幣社會計ニ關シテハ大正十五年十二月内務省令第五十四號官國幣社會計規則ニ依ルノ外尙左ノ通心得ヘシ

官國幣社會計ニ關スル取扱心得

第一章 收入支出

- 第一條 會計主任又ハ物品會計主任ニ於テ收入支出又ハ受拂ノ決裁ヲ受ケムトスルトキハ其ノ證據書ノ欄外ニ別記第一號様式ノ科目印ヲ捺捺シ第二號様式ニ依ル手續ヲ爲スヘシ
- 第二條 收入ノ證據中奉納金、賽錢、祈禱料又ハ物品等會計主任又ハ物品會計主任ニ於テ直接收受シタルモノハ納付書ニ依リ他ノ職員ノ取扱ニ係ルモノハ其ノ收入又ハ受入ノ報告書ヲ以テ處理スヘシ
- 第三條 毎月ノ收支計算ハ別記第三號様式ニ依リ翌月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ
- 第四條 支拂請求書ノ末尾ニ領收ノ旨ヲ附記セシメ之ヲ領收證書ニ兼用スルコトヲ得
- 第五條 收支ニ關スル證據書ノ編綴ハ別記第四號様式ニ依リ各款項目別ニ之ヲ整理スヘシ
- 第六條 經費取扱ノ爲特ニ爲替方ヲ設ケムトスルトキハ其ノ契約書案ヲ添ヘ知事ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第二章 各社共通金及資金
- 第七條 官司ニ於テ赴任旅費ヲ請求セムトスルトキハ當廳ヲ經由スヘシ

第八條 規則第五十六條第一項ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ資金別及資金高ヲ附記スヘシ

同條第二項ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ有價證券ノ種類、額面、記號及員數ヲ附記スヘシ

第三章 給料

第九條 月給ノ雇員給ハ毎月二十一日(休日ニ當ルトキハ順延)ニ日給雇員並備人給ハ毎月末日(休日ニ當ルトキハ繰上ケ)ニ之ヲ支給スヘシ

第十條 雇員及備人ノ給料ハ任命増給減給トモ總テ月給者ニ在リテハ發令ノ翌日ヨリ日給者ニ在リテハ發令ノ當日ヨリ之ヲ計算ス

第十一條 雇員ニシテ月給ヲ受クル者解職又ハ死亡シタルトキハ其ノ月ノ給料額ヲ支給ス
雇員ニシテ月給ヲ受クル者私事缺勤二十日又ハ病氣缺勤六十日ヲ超ユルトキハ爾後其ノ給料ヲ半減ス

第十二條 年手當ノ者ハ任命ノ翌日ヨリ日割ヲ以テ計算シ轉職免職解職ノ場合ハ其ノ發令ノ當日死亡ノ場合ハ當月迄之ヲ支給ス

附 則

本令ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ施行ス
(様式略ス)

○官國幣社會計規則改正ノ實施ニ關スル件

大正十五年十二月十八日
社兵第一一八〇號學務部長通牒

本月一日内務省令第五十四號ヲ以テ官國幣社會計規則改正相成候處右ハ世態ノ變遷ト社費ノ膨脹トニ伴ヒ神社ノ經濟的活動益々複雑ヲ加フルニ鑑ミ之カ手續法ヲ整備シ會計ノ精確ヲ圖ラムカ爲ニ外ナラサル儀ト被存候ニ付テハ克ク其ノ旨趣ヲ體シ且ツ左記事項並本縣訓令等御心得ノ上之カ實施ニ當リテハ毫モ遺漏ナキヲ期セラレ候様致度依命此段及通牒候也

記

- 一、規則第十條ヲ以テ必要アル場合ニ於テハ特別會計ヲ設クルヲ得ルコト、トナリタルモ特別ノ事情アリテ已ムヲ得サル場合ニ非サレハ承認不相成儀ト御了知相成度
- 二、歲計剩餘ハ規則第十五條ニ依リ之ヲ處理スヘキ處形式上歲計剩餘トシテ現ハル、金額中ニハ規定ニ依リ積立金ヲ要スルモノハ用途指定サレテ他ニ充用スヘカラサル費目ニシテ年度内支出ノ運ヒニ至ラサルモノ等種々ノ内容ヲ有スヘキヲ以テ之カ處分上ニ付テハ特ニ御留意可有之尙翌年度へ繰越サムトスルノ處置ニ對シテハ避クヘカラサルノ特別ノ事情アル場合ニ非サレハ承認不相成儀ト御了知相成度
- 三、規則第四十九條但書ヲ以テ已ムヲ得サル場合ニ於テ基本財産ヲ費消シ得ルコト、ナリタル明治三十九年法律第二十四號官國幣社會計規則ニ關スル件第二條第一項ノ規定ニ依リ基本財産トナリタル金額ハ之ヲ費消スルヲ得サルハ勿論其ノ後ニ於テ蓄積シタルモノト雖モ其性質上容易ニ承認不相成儀ト御了知相成度

- 四、規則第五十條ヲ以テ舊規則第五條ヲ改正シ營繕費ト豫備資金ノ積立トニ充當スヘキ金額ヲ減少シタルノ外已ムヲ得サル場合ニ限リ豫備資金ノ積立ヲ停止シ得ルコト、ナリタルモ右神社財政ノ狀況ニ鑑ミ一般經費ニ充當シ得ル財源ヲ潤澤ニシテ神社ノ經營ヲ完ウセムトスルニ出テタルモノト思考セラル、ヲ以テ當該財源ノ用途ニ關シテハ苟モ冗費ニ涉ラサルコトニ留意シ營繕費等常時相當準備ノタメニ可成豫備資金ノ造成ヲ計ラル、襟御注意相成度隨テ豫備資金積立ノ停止ノ如キハ先以テ承認不相成儀ト御了知相成度
- 五、大正三年七月二十五日付 庶第三、三四七號依命內務部長通牒有價證券ノ種類ニ關スル件及大正十三年六月二十一日付 學第三、〇三四號依命內務部長通牒神職國庫納金ニ關スル件並大正十四年十二月參考內閣官幣社職員勳賞與及在職慰勞手當給與標準ハ本令實施ト同時ニ消滅ニ歸スル儀ニ有之候尤モ國庫納金ニ關スル取扱方ハ從前通ニテ差支無之尙職員勳賞與等ノ標準ニ付テハ一般國費支辨ノ官吏ニ準據スヘキヲ主眼トシテ御取扱可相成コト、御了知相成度

○官國幣社經費ニ關スル件

明治三十九年四月七日
法律第二十四號

- 第一條 官國幣社ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ供進シ其ノ各社ニ對スル金額ハ內務大臣之ヲ定ム
- 第二條 從前官國幣社ニ於テ積立テタル永遠資本金及維持元資金ハ官國幣社ノ基金財産トシテ之ヲ費消スルコトヲ得ス

○官國幣社會計規則

大正十五年十二月一日
內務省令第五十四號

- 第一章 總則
- 第一條 會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル一會計年度所屬ノ歳入歳出ノ出納ニ關スル事務ハ翌年四月三十日迄ニ之ヲ完結スヘシ
- 第二條 一切ノ收入ヲ歳入トシ一切ノ經費ヲ歳出トシ歳入歳出ハ之ヲ豫算ニ編入スヘシ

第三條 每會計年度ニ於ケル經費ノ定額ハ其ノ年度ノ歳入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第四條 臨時ノ營繕費ヲ支辨スル爲メハ負債ヲ償還スル爲メ必要アル場合ニ限リ起債ヲ爲スコトヲ得

第五條 當該神社ノ爲メ必要アル場合ニ限リ地方長官ノ認可ヲ受ケ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第六條 歳入ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 納期ノ一定シタル收入ハ其ノ納期末日ノ屬スル年度
- 二 臨時ノ收入ニシテ請求書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度
- 三 臨時ノ收入ニシテ請求書ヲ發セサルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度但シ供進金、補助金ノ類ニシテ其ノ收入ヲ豫算シタル年度ノ出納完結前ニ領收シタルモノハ其ノ豫算ノ屬スル年度

第七條 歳出ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 支拂期日ノ一定シタル支出ハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度
- 二 俸給、給料、報酬、旅費其ノ他ノ給與ハ支拂期日ノ一定シタルモノヲ除クノ外其ノ支給スベキ事實ノ生シタル日ノ屬スル年度
- 三 工事請負代金、物件購入代金ノ類ハ支拂期日ノ一定シタルモノヲ除クノ外工事、物件等ノ受渡ヲ爲シタル日ノ屬スル年度但シ契約ニ依リ既済又ハ既納ノ部分ニ對シテ爲ス部分ハ支拂ノ決定ヲ爲シタル日ノ屬スル年度
- 四 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外ハ總テ支拂ノ決定ヲ爲シタル日

- 前項基本財産ノ利子及其ノ他ノ財産並收入ハ內務大臣ノ定ムル所ニ依リ經費ニ充ツルコトヲ得
 - 第三條 官國幣社ハ內務大臣ノ定ムル所ニ依リ臨時ノ費用ニ充ツル爲第一條供進金ノ中ヨリ一定ノ積立ヲ爲スヘシ
 - 前項ノ積立金ハ各社共通ノ用途ニ充テ內務大臣ハ內務省神社局長ヲシテ之ヲ保管セシメ其ノ收支ヲ取扱ハシム
 - 第四條 從前官國幣社ニ於テ積立テタル官國幣社保存費共通金ハ前條各社共通金ニ編入ス
 - 第五條 本法ハ官幣大社台灣神社及別格官幣社靖國神社ニ適用セス
 - 附則
 - 第六條 第一條ニヨリ供進スル經費ハ天災事變ノ爲メ要スル臨時費用ノ外(明治四十九年)度ニ至ル迄毎年二十二萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス
 - 第七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之レヲ定ム(明治四十年一月勅令第一號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)
- ノ屬スル年度
- 第八條 金錢物件ノ出納ハ會計主任又ハ物品會計主任ニ於テ官司ノ裁ヲ經官司ノ職名ヲ以テ執行スヘシ
 - 第九條 用途ヲ指定シタル寄附金又ハ寄附物件ハ指定以外ノ用途ニ充ツルコトヲ得ス
 - 第十條 必要アル場合ニ於テハ特別會計ヲ設クルコトヲ得
 - 第二章 豫算及決算
 - 第十一條 豫算ハ款項ニ區分シ別記第一號様式ニ依リ調製シ年度開始ノ一月前迄ニ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
 - 第十二條 豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ス豫算各項ノ金額ハ地方長官ノ認可ヲ得テ之ヲ流用スルコトヲ得
 - 第十三條 豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲メ豫備費ヲ設クルコトヲ得
 - 豫備費ハ賞與、手當、交際費、寄附金及補助金ノ支出ニ充ツルコトヲ得
 - 第十四條 工事其ノ他ノ事業ニ關シ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ地方長官ノ認可ヲ得テ費用ノ總額及其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得
 - 第十五條 歳計ニ剩餘ヲ生シタルトキハ之ヲ豫備資金ニ編入スヘシ但シ必要アル場合ニ限リ之ヲ翌年度ニ繰越スコトヲ得
 - 第十六條 繼續費ノ前年度支拂殘額ハ之ヲ其ノ年期間繰越使用スルコトヲ得
 - 第十七條 決算ハ別記第一號様式ニ依リ、資金明細書ハ別記第二號様式ニ依リ

第九章 財産管理會計

第七章 各社共通金

第四十三條 各社共通金トシテ國庫共進金ヨリ積立ツヘキ額ハ其ノ三割以內トス
 第四十四條 各社共通金ヨリ支出スヘキ費途ハ臨時營繕費、宮司、權宮司ノ赴任旅費及休職給トス
 第四十五條 各社共通金ヨリ支出スル臨時營繕費ハ別途整理スヘシ
 第四十六條 前條ノ臨時營繕費ニ殘金ヲ生シタルトキハ之ヲ各社共通金ニ戻シ入ルヘシ但シ内務大臣ノ許可ヲ受ケ更ニ之ヲ他ノ臨時營繕費ニ充用スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八章 資金

第四十七條 資金ノ種別左ノ如シ
 一 基本財産
 二 豫備資金
 三 特別資金
 第四十八條 用途指定ノ寄附ニ係ルモノヲ除クノ外收益アル不動産ハ之ヲ基本財産ト爲スヘシ
 第四十九條 基本財産ハ之ヲ費消スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 第五十條 國庫共進金及社入金ニ對シテ左ノ割合ニ依リ算出シタル額ハ營繕費ニ充ツルノ外豫備資金ニ積立ツヘシ
 五千圓迄 百分ノ五
 一萬圓迄 五千圓ニ對シテハ前號ノ割合
 五千圓ヲ超ユル金額ニ對シテハ百分ノ十
 一萬圓以上 一萬圓ニ對シテハ前號ノ割合
 一萬圓ヲ超ユル金額ニ對シテハ百分ノ十五

前項豫備資金ノ積立ハ已ムヲ得サル場合ニ限り地方長官ノ認可ヲ得テ之ヲ停止スルコトヲ得

第五十一條 豫備資金ハ地方長官ノ認可ヲ得テ臨時營繕費其ノ他臨時費ニ充ツルコトヲ得

第五十二條 基本財産ヨリ生スル收入及豫備資金ヨリ生スル收入ハ之ヲ經費ニ充ツルコトヲ得

第五十三條 特別資金ヲ設定セムトスルトキハ其ノ資金ノ名稱、目的、管理方法及處分ニ關スル規定ヲ詳具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
 特別資金ヲ廢止セムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第五十四條 資金ハ之ヲ特別會計ト爲スヘシ

第五十五條 資金ハ別記第四號様式ニ依リ帳帳ヲ調整シ之ヲ整理スヘシ

第五十六條 資金ハ不動産ヲ除クノ外國債證券、地方債證券、勸業債券、農工債券、拓殖債券、興業債券若ハ地方長官ノ認可シタル種類ノ有價證券ト爲シ又ハ郵便官署若ハ地方長官ノ認可シタル銀行ニ預入スヘシ

有價證券ハ郵便官署若ハ日本銀行ニ保管ヲ委託スヘシ但シ地方長官ノ認可シタル銀行ニ保管ヲ委託スルヲ妨ケス

第五十七條 古社寺保存法ニ依リ下附ヲ受ケタル修理保存費ハ別途整理スヘシ

第九章 附則

第五十八條 本令ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ施行ス

第五十九條 從前ノ規定ニ依リ積立テタル剩餘蓄積金ハ之ヲ豫備資金ニ編入スヘシ

從前ノ規定ニ依リ設定シタル各種ノ資金ハ之ヲ本令ノ規定ニ依リ設定シタル特別資金ト看做ス

第六十條 特別ノ事情アル神社ニ付テハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

(別記)

第一號様式ノ一

大正何年度社格何々神社歳入歳出豫算

科	歳入	目	本年度	前年度	比較増減	附記
			円	円		
第一項 國庫共進金	第一目 國庫共進金					
第二項 神饌幣帛料	第一目 神饌幣帛料					
第三項 社入金	第一目 賽物收入	第一節 神符守札				
		第二節 賽錢				
		第三節 神饌及初穂料				
		第四節 祈禱料				

第九章 財産管理會計

第九章 財產管理會計

科	第一項 祭典費	第二項 俸給	第一項 各社共通金 下附金	第二項 古社寺保 存下附金	歲入		合計	本年 預算 額 円	前年 預算 額 円	比較 増減 円	附 記
					第一目 何々修繕費 下附金	第二目 何々營繕費 下附金					
第一項 社費	第一目 神饌品費	第一目 神職俸給	第一目 何々營繕費 下附金	第一目 何々修繕費 下附金							
	第二目 器具費	第二目 手當	第二目 何々營繕費 下附金	第二目 何々修繕費 下附金							
	第三目 雜用品費	第三目 備人料									
	第四目 備人料	第四目 賞與									
	第五目 雜費	第五目 何々									

第九章 財產管理會計

科	第一項 祭典費	第二項 俸給	第一項 各社共通金 下附金	第二項 古社寺保 存下附金	歲入		合計	本年 預算 額 円	前年 預算 額 円	比較 増減 円	附 記
					第一目 何々修繕費 下附金	第二目 何々營繕費 下附金					
第一項 社費	第一目 神饌品費	第一目 神職俸給	第一目 何々營繕費 下附金	第一目 何々修繕費 下附金							
	第二目 器具費	第二目 手當	第二目 何々營繕費 下附金	第二目 何々修繕費 下附金							
	第三目 雜用品費	第三目 備人料									
	第四目 備人料	第四目 賞與									
	第五目 雜費	第五目 何々									

第一項 恩給法 國庫納金	第一目 恩給法 國庫納金	第三目 前年度繰越 營業費	第二目 各所修繕費	第一目 指定營業費	第一節 何々新營業	第二節 何々修繕費	第一項 營業費	第四目 諸稅	第三目 雜費	第二目 植樹費	第一目 備人料	第五項 旅費	第六項 境內外 諸費
												第一目 旅費	

第九款 豫備費	第一項 繰入金 會計	第一目 繰入金 會計	第八款 雜支	第一目 何々	第七款 社債費	第一目 何々補助	第六款 補助金	第一目 何々寄附	第五款 寄附金	第一目 何々支出額	第四款 繼續費	第一項 何々本年 支出額	第二項 利息	第一目 何々	第一項 元金償還	第一目 何々
------------	------------------	------------------	-----------	-----------	------------	-------------	------------	-------------	------------	--------------	------------	--------------------	-----------	-----------	-------------	-----------

第一項 豫備費	第一目 豫備費	
	出 合 計	

備考

- 一 本表ニ掲クルモノノ外必要ニ應シ科目ヲ増置スルコトヲ得、本表ニ掲クルモノト雖該當ノ事項ナキトキハ其ノ科目ヲ省クモノトス
 - 二 増減欄ノ減ハ朱書スヘシ
 - 三 附記欄ニハ計算ノ基礎及増減ノ事由ヲ説明スヘシ
 - 四 營繕費中各所修繕費ノ目ニハ一廉參百圓以下ノ修繕費ヲ一括シテ計上スルモノトス
- 附 記
- 一 特別會計ニ屬スル豫算ハ資金ノ收支ニ關スルモノヲ除クノ外本様式ニ準シ之ヲ調製スヘシ
 - 二 豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲サルトキハ本様式中本年度豫算額、追加豫算額又ハ更正豫算額、前年度豫算額ヲ既決豫算額ト記載スヘシ
 - 三、決算ハ本様式ニ準シ本年度豫算額ヲ何年度決算額、前年度豫算額ヲ何年度豫算額トシ表末ニ備考ヲ設ケ殘入出差引殘金處置ノ顛末ヲ詳記スヘシ

第一號様式ノ二

大正何年度社格何々神社資金會計歳入歳出豫算		歳 入	目	本年度 豫算額 円	前年度 豫算額 円	比較増減 円	附 記
第一項 基本財産	第一 款	資 金	ヨリ生スル收入				

第二項 豫備資金	第一目 小作米	
	第二目 貸地料	
	第三目 貸家料	
	第四目 竹木其他 賣却代	
	第五目 預金利子	
	第六目 有價證券	
	第七目 何々	
第三項 何々 資金收入	第一目 預金利子	
	第二目 有價證券	
	第三目 何々	
第一項 基本財産 指定寄附	第一目 基本財産	
	第二目 寄附金	
	第三目 何々	

歳	出	合	計	備考														
				第一節 有價證券 保管料	第一節 有價證券 保管料	第七節 雜費	第六節 諸稅	第五節 種苗費	第四節 保險料	第三節 有價證券 保管料								

備考
一 第一號様式ノ一備考及附記ハ本様式ニ之ヲ準用ス
二 歳入出差引殘金ハ資金毎ニ計算シ之ヲ當該資金ニ編入スヘシ

第二號様式

大正何年度社格何神社資金明細書(大正何年調査)
(三月三十一日調査)

資金名稱	區分	前年度		受年		現在	
		越	高	高	度	高	高
土地	地	円		円		円	
建物	物						

何々資金

計	其他	現金	有價證券

備考
一 本表ハ資金毎ニ區分シ記載スヘシ
二 立木ノ價格ハ土地ノ價格ニ、預金ハ現金ニ合算スヘシ
三 土地及建物ハ時價ヲ、有價證券ハ額面金額ヲ記載スヘシ
四 現金ノ年度内受拂中土地、建物及有價證券等ノ賣買代金及有價證券ノ償還ハ當該欄ニ特ニ區分シ朱記スヘシ

第三號様式ノ一

表紙

大正何年度	歳入内譯簿	社格何神社
-------	-------	-------

年月日	摘要	金額
何月何日	第何款第何項ノ内 第何目第何節貸家料	九七〇〇〇
同	何月分何某外何名納	六五〇〇〇
計	何月分何某納	一、〇三五〇〇
何月何日	何某納何月分ノ内 過納ニ付還付	△ 五〇〇〇
通計		一、〇三〇〇〇

備考

- 一 本簿ニハ節毎ニ、節ヲ設ケサル科目ニ在リテハ目毎ニ各口座ヲ設クハシ
- 二 摘要欄ニハ收入ノ事由ヲ記載スヘシ
- 三 各口座ニハ日計及通計ヲ付スヘシ但シ記帳一口ニ止マルトキハ日計ヲ付スルヲ要セス
- 四 過誤納金ノ還附ハ其ノ金額ヲ朱書スヘシ
- 五 金額ヲ誤記シタルトキハ之ヲ發行シタル日ノ帳簿記載ノ末尾ニ其ノ事由ヲ記載シテ訂正シ増額ヲ要スルトキハ其ノ金額ヲ墨書シ減額ヲ要スルトキハ之ヲ朱書スヘシ
- 六 本簿ハ之ヲ洋式帳簿ト爲スヲ妨ケス
- 七 特別會計ニ屬スルモノハ別ニ帳簿ヲ設ケ之ヲ整理スヘシ

第三號様式

大正何年度	社内譯簿	社格	何神	社
-------	------	----	----	---

△印朱書

年月日	摘要	豫算額	支出額	豫算殘額
何月何日	第何款第何項ノ内 第何目神饌品費	五〇〇〇	△ 五〇〇〇	一〇〇〇
何月何日	何々代 何某渡	一〇〇〇	二五〇〇〇	一五〇〇〇
計		一〇〇〇	二五〇〇〇	一五〇〇〇
何月何日	何々代 何某渡	一〇〇〇	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇
通計		一〇〇〇	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇
何月何日	豫算追加	一〇〇〇	四五〇〇〇	三五〇〇〇
同	同項第何目何費ヨリ 流用	一〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇
計		一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
何月何日	何々代 何某渡	六〇〇〇	一五五〇〇〇	九〇〇〇〇
通計		六〇〇〇	一五五〇〇〇	九〇〇〇〇
何月何日	同項第何目何費ヘ 流用	△ 五〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
通計		△ 五〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
何月何日	何某渡何々代ノ内 誤拂ニ付返納	一〇〇〇	△ 五〇〇〇	一〇〇〇
通計		一〇〇〇	△ 五〇〇〇	一〇〇〇

備考

第九章 財産管理會計

- 一 豫算ノ追加更正若ハ費目ノ流用ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ都度之ヲ記載スヘシ
- 費目ノ流用ニ因リテ減額シタル科目ニ於テハ其ノ金額ヲ朱書シ増額シタル科目ニ於テハ之ヲ墨書スヘシ
- 二 過誤拂金ノ返納ヲ受ケタルトキハ支出額ノ欄ニ其ノ金額ヲ朱書スヘシ
- 三 一口ノ營繕工事ニシテ各社共通金ト古社寺保存費トヲ受クルモノニ付テハ摘要欄ニ其ノ支出區分ヲ明ニスヘシ
- 四 前各項ニ定ムルモノノ外總テ歳入内譯簿取扱ノ例ニ依ルヘシ

第三號様式ノ三
表紙

大正何年度		歳入		歳出		日計簿		社格何神社	
年	月	日	当日收入高	累計收入高	当日支出高	累計支出高	残	金	
何	何	何	一、〇三五〇〇	一、〇三五〇〇	二五〇〇〇	二五〇〇〇	七八五〇〇		
何	何	何	一、〇三五〇〇	一、〇三五〇〇	二〇〇〇〇	四五〇〇〇	五八五〇〇		
何	何	何	△五〇〇〇	一、〇三〇〇〇	一、〇三〇〇〇	四五〇〇〇	五八〇〇〇		
何	何	何	一、〇三〇〇〇	一、〇三〇〇〇	△五〇〇〇	四四五〇〇	五八五〇〇		

△印朱書

備考

- 一 本簿ハ收入又ハ支出アリタル日毎ニ收入ト支出トヲ各別ニ合算シ記載スヘシ
- 二 過誤納金ヲ還附シタルトキハ當日收入高欄ニ過誤拂金ノ返納ヲ受ケタルトキハ當日支出高欄ニ其ノ金額ヲ朱書スヘシ
- 三 前二項ニ定ムルモノノ外總テ歳入内譯取扱ノ例ニ依ルヘシ

第三號様式ノ四
表紙

大正何年何月調製		社債臺帳		社格何神社	
許	可	年	月	日	
番	號	起	債	目	的
起	債	許	可	額	
利	率	借	入	先	償
還	財	源			

借入額		借入未済額		借入年月日		備考	
円		円		年	月	日	

償還豫定		償還額		元金未償還額		利息		末	
年	月	日	元	金	利	子	計	算	期
			円		円				

備考

- 一 本簿ハ年度毎ニ之ヲ改製スルヲ要セス

第九章 財産管理會計

第三號様式ノ五
表紙

大正何年何月調製		擔保物件受拂簿		資格何神	
				社務所	

×印 二條ノ朱抹消線

年月日	摘要	種類	稱類	數	量	受入年月日	還付年月日	保管箇所	備考
×何月何日	×何々工事契約保證 ノ爲何某納	×現金	債券何號何番	×一〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	×何年何月何日	×何年何月何日	×何々銀行	
何月何日	何々工事入札保證 ノ爲何某納			二〇〇〇〇	〇〇〇〇	何年何月何日		社務所	

備考

- 一 本簿ハ請負ニ關スル入札又ハ契約保證其ノ他擔保ノ爲收納シタル物件ノ受拂ヲ記載スルモノトス
- 二 摘要欄ニハ擔保ノ目的タル事項並納入者ノ氏名ヲ記載スヘシ
- 三 有價證券ヲ受ケタルトキハ一枚毎ニ之ヲ記載シ數量ハ額面金額ヲ記入スヘシ
- 四 擔保物件ヲ還附シタルトキハ朱線二條ヲ抹消スヘシ
- 五 既ニ受入レタル擔保物件ニ異動ヲ生シタルトキハ備考欄ニ其ノ事由ヲ記入スヘシ
- 六 本簿ハ年度毎ニ之ヲ改製スルヲ要セス

第四號様式
表紙

大正何年何月調製		何資金臺帳		資格何神	
				社務所	

凡例

- 一 本簿ハ資金毎ニ之ヲ調製スヘシ但シ紙數少キモノニ限り區分ヲ明瞭ニシテ數資金分ヲ合冊スルヲ妨ケス
- 二 本簿ハ土地、建物、有價證券及現金等其ノ財産ノ種類毎ニ口座ヲ設ケテ記載スヘシ
- 三 立木、穀物等様式ノ定メナキモノハ適宜之ヲ調製スヘシ
- 四 本簿ハ年度毎ニ之ヲ改製スルヲ要セス

×印 二條ノ朱抹消線

所在地		地目	段別又ハ坪數	地價	現況	編入年月日	除却年月日	備考
何縣何郡何町村 字何々何番	田	一段	五〇〇〇	〇〇〇〇	………	編入年月日 何年何月何日	除却年月日 何年何月何日	
×同	×畑	×五畝	×二〇〇〇	〇〇〇〇	………	×何年何月何日 寄附	×何年何月何日 ×賣却	
同	宅地	百坪	五〇〇〇	〇〇〇〇	………	何年何月何日 何々		

備考

- 一 土地ハ一筆毎ニ記載スヘシ
- 二 現況欄ニハ土地ノ利用狀況及地上權、抵當權其ノ土地ニ關スル權利ノ設定等土地ノ現況ヲ知ルニ足ルヘキ事項ヲ詳細ニ記載スヘシ

三 賣却交換等ノ爲該土地ヲ本簿ヨリ除却スルトキハ當該欄ニ其ノ年月日並事由ヲ記入シ朱線二條ヲ以テ之ヲ抹消スヘシ

所在地	建物種類	構造	棟數	現況	編入年月日	除却年月日	備考
					編入方法	除却方法	
何縣何郡何町村 字何々何番	本家	木造瓦葺 二階建	二〇一	寄附 何年何月何日		
同	納屋	木造瓦葺 平屋建	四一	何々 何年何月何日		
×同	×本家	×木造瓦葺 ×平屋建	×	×	×何々 ×何年何月何日	×何年何月何日	×印二條ノ朱抹消線

備考

一 本簿ノ取扱方ニ付テハ土地様式ノ備考ニ準スヘシ

有價證券

種類	番記號	額	利率	支拂期子	編入年月日	保管箇所	除却年月日	備考
					編入方法	除却方法		
臨時國庫證券	何何番號	五〇	年五分	何何月	購入 何年何月何日	郵便管署		
四分利公債	何何番號	一、〇〇〇	年四分	何何月	購入 何年何月何日	同上		
×第何回 勸業債券	×何番號	×	二〇年五分	×何月	×購入 ×何年何月何日	×同上	△×何年何月何日	△×何年何月何日

×印二條ノ朱抹消線

何縣	何市	公債	△計	農工債券	何番號	何番號	△計	何番號	何番號	何年何月何日	何年何月何日	何々銀行	何々銀行	何年何月何日	何年何月何日
			△四枚		一〇〇	何何番號	△一、一七〇	何何番號	何何番號	何何月年	何何月年	何々銀行	何々銀行		
		△第何回 勸業債券	△何番號		二〇	△何番號	△二〇	△何番號	△何番號	何年何月何日	何年何月何日	何々銀行	何々銀行	△何年何月何日	△何年何月何日
		△計	△四枚		△一、六五〇										

備考

- 一 有價證券ハ一枚毎ニ記載スヘシ
- 二 當籤償還又ハ賣却等ノ爲該證券ヲ本簿ヨリ除却スルトキハ當該欄ニ其ノ年月日、事由ヲ記入シ朱線二條ヲ以テ抹消スヘシ
- 三 記載シタル證券ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度新ニ計ヲ付スヘシ

現金		摘要	受高	拂高	現金	預金
年月日	摘要					
何月何日	勸業債券額面百圓ニ對スル利子	五〇〇〇	五〇〇〇		五〇〇〇	
何月何日	何々銀行預金ニ對スル利子大正何年上半期分	六〇〇〇	六〇〇〇		六五〇〇	
何月何日	第何回勸業債券額面二十圓償還金	二〇〇〇	二〇〇〇		八五〇〇	
何月何日	大正何年度蓄積金何々	五〇〇〇	五〇〇〇		五八五〇〇	

何月何日	何縣農工債券額面百圓購入	何月何日	一般會計何々費補足
—	一〇〇〇〇〇	—	四八五〇〇〇
—	二〇〇〇〇〇	—	二八五〇〇〇

備考

一 預金ノ預入及拂戻ハ受拂ノ欄ニ記入セス殘ノ欄ニハ實際ノ保管ニ應シ區分記載スヘシ

○社地異動ニ關スル件

明治四十四年二月二十四日
内務省訓第九十二號

府縣社地、鄉村社、招魂社地又ハ墳墓地ノ新設又ハ其ノ變更等ヲ許可シタル場合ニ於テ有租地力免租地ト爲ルトキ又ハ免租地力有租地ト爲ルトキハ其ノ都府郡市町村字地番地目反別又ハ坪數及許可年月日等ヲ記シ圖面ヲ添ヘテ所轄稅務署ニ通知スヘシ

右訓令ス
明治七年十一月七日太政官布告第百二十號「地所名稱區別」ハ昭和六年三月三十一日法律第二十八號ニ依ツテ廢止サル

○地所名稱區別

明治七年十一月七日
太政官布告第百二十號

明治六年三月第十號布告地所名稱區別左ノ通告定候條此旨布告候事
官有地

第一種 (地券ヲ發セス)地租ヲ課セス(地方稅)ヲ賦セサルヲ法トス
一 皇宮地 皇居離宮等ヲ云

- 一神地 伊勢神宮山陵官國幣社府縣社及ヒ民有ニアラサル社地ヲ云
- 第二種 (地券ヲ發シ)地租ヲ課セス(地方稅)ヲ賦セサルヲ法トス
(尤府縣所用ノ地ハ地券ヲ發セス唯帳簿ニ記入ス)
但此地ニ在ル官舍ヲ貸渡ス時ハ借地料ヲ賦スヘシ
- 一 皇族賜邸
(官)院省使寮司府(藩)縣支廳裁判所警視廳
- 一 官用地 陸海軍本府其他政府ノ許可ヲ得タル所用ノ地ヲ云
- 第三種 (地券ヲ發セス)地租ヲ課セス(地方稅)ヲ賦セサルヲ法トス
(但人民ノ願ニヨリ 右地所ヲ貸渡ス時ハ其間借地料ヲ納メシムヘシ)

- 一 山岳丘陵陵林藪原野河海湖沼澤溝渠堤塘道路田畑屋敷其他民有地ニアラサルモノ
- 一 鐵道線路敷地
- 一 電信架線柱敷地
- 一 燈明臺敷地
- 一 各所ノ舊跡名區及ヒ公園等民有地ニアラサルモノ
- 一 人民所有ノ權利ヲ失セシ土地
- 一 民有地ニアラサル堂宇敷地及ヒ墳墓地

一 行刑場

第四種 (地券ヲ發セス)地租ヲ課セス(地方稅)ヲ賦セサルヲ法トス

一 寺院大中小學校說教場病院貧院等民有地ニアラサルモノ

民有地

第一種 (地券ヲ發シ)地租ヲ課シ地方稅)ヲ賦スルヲ法トス

一 人民各自所有ノ確證アル耕地地山林等ヲ云

但此地賣買ハ人民各自ノ自由ニ任スト雖モ潰シ地(開墾)等ノ如キ大ニ地形ヲ變換スルハ官ノ許可ヲ乞フヲ法トス

一 人民數人或ハ一村或ハ數村所有ノ確證アル學校病院郷倉牧場林

場社寺等官有地ニアラサル土地ヲ云

但此土地賣買ハ其所有者一般ノ自由ニ任スト雖モ潰地(或ハ開墾)等ノ如キ大ニ地形ヲ變換スルハ官ノ許可ヲ乞フヲ法トス

一 官有ニアラサル鄉村社地及ヒ墳墓地等ヲ云

一 民有ノ用惡水路溜池敷地及井溝敷地

一 公眾ノ用ニ供スル道路

但其地形ヲ變換スルトキハ管轄廳ノ許可ヲ請フヘシ

第二種 (地券ヲ發シテ地租地方稅)ヲ賦セサルヲ法トス

一 官有ニアラサル鄉村社地及ヒ墳墓地等ヲ云

一 民有ノ用惡水路溜池敷地及井溝敷地

一 公眾ノ用ニ供スル道路

但其地形ヲ變換スルトキハ管轄廳ノ許可ヲ請フヘシ

○土地收用法

明治三十三年三月七日
法律第二十九號

抄錄
第一條 公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ノ爲之ニ要スル土地ヲ收用又ハ使

第九卷 財産管理會計

○國有財産法

大正十年四月八日
法律第四十三號

用スルノ必要アルトキハ其ノ土地ハ本法ノ規定ニ依リ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

本法ニ於テ使用ト稱スルハ權利ノ制限ヲ包含ス

第二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス

一、皇室陵墓ノ營建又ハ神社若ハ官公署ノ建設ニ關スル事業

第一條 本法ニ於テ國有財産ト稱スルハ國有ノ不動産並勅令ヲ以テ定ムル國有ノ動産及權利ヲ謂フ

第二條 國有財産ヲ分チテ左ノ四種トス

- 一 公共用財産 國ニ於テ直接公共ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ
- 二 公用財産 國ニ於テ神社ノ用又ハ國ノ事務、事業若ハ官吏其ノ他ノ職員ノ住居ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ
- 三 營林財産 國ニ於テ森林經營ノ目的ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ
- 四 雜種財産 前各號ニ屬セサルモノ

第三條 國有財産ニ關スル事務ハ各省大臣之ヲ管理シ國有財産ニ關スル總務事務ハ大藏大臣之ヲ管理スヘシ

第四條 國有財産ハ雜種財産ヲ除ク外之ヲ讓渡シ又ハ之ニ私權ヲ設定スルコトヲ得ス

但シ其ノ用途又ハ目的ヲ妨ケザル限度ニ於テ其ノ使用又ハ收益ヲ爲
サシムルハ此ノ限ニ在ラス

第五條 雜種財産ハ左ニ掲クル場合ニ限り之ヲ讓與スルコトヲ得
一 帝室用又ハ公共團體ニ於テ公共用若ハ公用ニ供スル爲必要アル
トキ

二 公共用財産又ハ公用財産ノ用途ヲ廢止シタル場合ニ於テ勅令ノ
定ムル所ニ依リ之ヲ其ノ維持保存ノ費用ヲ負擔シタル者、其ノ
用途ニ代ルヘキ他ノ施設ヲ爲シタル者其ノ他ノ緣故者又ハ關係
者ニ讓與スルトキ

三 神社、寺院又ハ佛堂ノ合併シタル場合ニ於テ之ニ因リ其ノ供用
ヲ止メタル國有財産ヲ其ノ合併シタル神社、寺院又ハ佛堂ニ讓
與スルトキ

第六條 雜種財産ハ法律ヲ以テ特別ノ定ヲ爲シタル場合ニ限り之ヲ出
資ノ目的ト爲スコトヲ得

第七條 雜種財産ハ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ニ限り帝室用又ハ
國、公共團體若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル爲
必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ他ノ土地及建物以外ノ土
地ノ定著物ト交換ヲ爲スコトヲ得

前項ノ交換ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ價格均シカラサルトキハ金錢ヲ以
テ補足スヘシ

第八條 用途及期間ヲ指定シ國有財産ノ賣拂、讓與又ハ交換ヲ爲シタ
ル場合ニ於テ指定期間内ニ之ヲ其ノ用途ニ供セス又ハ之ヲ其ノ用途
ニ供シタル後指定期間内ニ其ノ用途ヲ廢止シタルトキハ政府ハ其ノ
契約ヲ解除スルコトヲ得

項ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス
第十六條 國有財産ハ帝室用又ハ公共團體若ハ私人ニ於テ公共用、公
用若ハ公益事業ニ供スル爲必要アル場合及勅令ニ特別ノ規定アル場
合ヲ除クノ外無償ニテ之ヲ貸付スルコトヲ得ス

第十七條 國有財産ノ貸付料ハ毎年定期ニ之ヲ納付セシムヘシ但シ數
年分ヲ前納セシムルコトヲ妨ケス

第十八條 國有財産ヲ貸付シタル場合ニ於テ其ノ貸付期間中帝室用又
ハ國、公共團體若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル
爲必要ヲ生シタルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除スル事ヲ得

前項ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ借受人ハ之ニ因リ
テ生シタル損害ニ付賠償ヲ求ムルコトヲ得

第十九條 貸付期間ノ終了又ハ貸付契約ノ解除ニ當リ政府ニ於テ時價
ヲ提供シ其ノ國有財産ノ上ニ存スル建物其ノ他ノ物件ヲ買取ルヘキ
旨通知シタルトキハ其ノ所有者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコト
ヲ得ス

第二十條 前五條ノ規定ハ貸付ニ依ラスシテ國有財産ノ使用又ハ收益
ヲ爲サシムル契約ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 雜種財産ニ付土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓ヲ爲サ
ムトスル者アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業者ニ對シ事
業ノ成功ヲ條件トシテ其ノ財産ノ賣拂、讓與又ハ貸付ノ豫約ヲ爲シ
其ノ事業ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ事業ヲ爲サシムル契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ事
業ノ成功ニ要スル豫定期間事業者ヲシテ其ノ成功シタル部分ニ付無
償ニテ使用又ハ收益ヲ爲サシムルコトヲ得

第九條 國有財産ノ賣拂代金又ハ交換差金ハ財産引渡前之ヲ納付セシ
ムヘシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ延納ノ特約ヲ爲スコトヲ得

第十條 國有財産ニ付境界査定ヲ施行セムトスルトキハ豫メ期日ヲ定
メテ隣接地所有者ニ之ヲ通知シ其ノ立會ヲ求ムヘシ
隣接地所有者期日ニ於テ立會ハサルコトアルモ境界査定ヲ施行スルコ
トヲ得

第十一條 境界査定ヲ了シタルトキハ隣接地所有者ニ之ヲ通知スヘシ

第十二條 前二條ノ規定ニ依リ通知ヲ受クヘキ者ノ住所居所共ニ不明
ナルトキハ通知ノ要旨ヲ公告スヘシ
前項ノ規定ニ依リ公告シタル場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ起算シ三十
日ヲ經過シタルトキハ通知ヲ受ケタルモノト看做ス

第十三條 隣接地所有者其ノ他境界査定ニ對シ不服アル者ハ訴訟シ又
ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 國有財産ニ付境界査定又ハ測量ヲ爲ス爲政府ニ於テ他人ノ
土地ニ立入り、目標ヲ設置シ又ハ障害物ヲ除却スルノ必要アルトキ
ハ當該土地又ハ物件ノ所有者及占有者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒
ムコトヲ得但シ之ニ因リテ生シタル損害ニ付賠償ヲ求ムルコトヲ
得

第十五條 國有財産ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス
一 植樹ノ目的トシテ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ヲ貸付スル場
合ニ在リテハ八十年

二 前號ノ場合ヲ除クノ外土地及建物以外ノ土地ノ定著物ヲ貸付ス
ル場合ニ在リテハ三十年
三 建物其ノ他ノ物件ヲ貸付スル場合ニ在リテハ十年
貸付期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ更新ノ時ヨリ前

第二十二條 前條第一項ノ規定ニ依リ事業ヲ爲サシムル契約ヲ爲シタ
ル場合ニ於テ指定期間内ニ事業者其ノ事業ニ著手セサルトキハ政府
ハ其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

第二十三條 第二十一條第一項ノ規定ニ依リ事業ヲ爲サシムル契約ヲ
爲シタル場合ニ於テ豫定期間内ニ事業成功セサルトキト雖土地又ハ
水面ノ狀況ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ事業者ニ對シ其ノ成功シ
タル部分ノ賣拂、讓與又ハ貸付ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 従前ヨリ引續キ寺院又ハ佛堂ノ用ニ供スル雜種財産ハ勅
令ノ定ムル所ニ依リ其ノ用ニ供スル間無償ニテ之ヲ當該寺院又ハ佛
堂ニ貸付シタルモノト看做ス

寺院又ハ佛堂ノ土地ニ係ル雜種財産ハ其ノ用ニ供スル爲必要アルト
キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ第十五條ノ規定ニ拘ラス之ヲ當
該寺院又ハ佛堂ニ貸付スルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國有財産ノ種類ニ從ヒ其ノ臺帳ヲ備フヘシ
臺帳ニ記載スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 政府ハ毎會計年度間ニ於ケル國有財産増減總計算書及毎
五年三月三十一日現在ノ國有財産現在額總計算書ヲ調製シ會計検査
院ノ検査ヲ經テ之ヲ帝國議會ニ報告スヘシ

前項ノ國有財産増減總計算書ニハ各省ノ國有財産増減報告書ヲ、國
有財産現在額總計算書ニハ各省ノ國有財産現在額報告書ヲ添附スヘ
シ

第二十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十一年三月
勅令第六十一號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

附 則

- 第二十八條 第二十五條及第二十六條ノ規定ハ當分ノ内公共用財産ニ付テ適用セズ
- 第二十九條 第二十六條ノ規定ニ依ル國有財産増減總計算書ハ本法施行ノ日ノ屬スル年度分ヨリ、國有財産現在額總計算書ノ第一回分ハ本法施行ノ日ノ現在ニ依リ之ヲ調整スヘシ
- 第三十條 北海道國有未開地處分法中ノ規定ハ本法ノ規定ニ抵觸スルモノト雖當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス
- 第三十一條 國有林野法第二條、第四條乃至第七條、第九條、第十二條乃至第十四條、第十六條、第二十四條及第二十五條ノ規定ハ其ノ效力ヲ失フ但シ本法施行前ニ係ル國有林野ノ増減異動報告ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
- 第三十二條 從前ノ法令ニ依リテ爲シタル處分、契約其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス
- 第三十三條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

○社寺保管林規則

明治三十二年八月三日
勅令第三百六十一號

沿革 大正六年六月勅令第六七號改正

社寺保管林規則

- 第一條 社寺土地ノ森林保管ヲ其ノ社寺ノ願出ニ依リ許可スルハ本令ノ定ムル所ニ依ル

○國有林野法

明治三十二年三月二十三日
法律第八十五號

- 第一條 此ノ法律ニ於テ國有林野ト稱スルハ國ノ所有ニ屬スル森林原野ヲ謂フ
- 第二條 國有林野ニシテ國土保安又ハ國有林野ノ經營上國有トシテ保存ノ必要アルモノハ賣拂讓與又ハ交換スルコトヲ得ス但シ公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ及第十五條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第三條 前條ノ國有林野ト雖他ノ官有地ニ編入スルノ必要アルトキハ之カ組織ヲ爲スコトヲ得
- 第四條 國有林野ノ境界査定ハ當該官廳ニ於テ豫メ期日ヲ定メ隣接地所有者ニ通告シテ其ノ立會ヲ求メ施行スヘシ
- 第五條 國有林野ノ境界査定ヲ終ヘタルトキハ當該官廳ハ直ニ隣接地所有者ニ通告スヘシ
- 第六條 國有林野ノ境界査定又ハ測量ノ爲目標ヲ設置シ若ハ支障木竹ヲ伐採スルノ必要アルトキハ其ノ土地若ハ木竹ノ所有者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ相當ノ補償ヲ求ムルコトヲ得
- 第七條 隣接地所有者境界査定ニ不服アルトキハ第五條ノ通告ヲ受ケ

社寺ハ大林區署長ノ許可ヲ得タル場合ニ限り根株ヲ採取スルコトヲ得

第七條 社寺ハ林地ノ資質ヲ爲ササル副産物ヲ採取スルコトヲ得

第八條 社寺ハ大林區署長ノ指定シタル期間内ニ其ノ採取産物ノ搬出ヲ終ルヘシ

前項ノ期間内ニ搬出ヲ終ラサルトキハ其ノ産物ヲ採取スル權利ヲ失フ

第九條 左ノ場合ニ於テハ農商務大臣ハ保管ヲ解除スルコトヲ得

- 一 社寺ノ管理者第四條ノ規定ニ違背シタルトキ
 - 二 社寺ノ管理者第五條ノ義務ヲ怠リタルトキ
 - 三 社寺ノ管理者其ノ保管林ニ關シ罪ヲ犯シタルトキ
 - 四 保管林ヲ公用又ハ公益事業ニ供スル必要生シタルトキ
 - 五 本令ニ依ル許可ノ條件ニ違背シタルトキ
- 前項ノ規定ニ依リテ保管ヲ解除シタル場合ニ於テハ損害ヲ賠償セス
- 第十條 社寺ノ管理者許可ヲ得シテ保管林地ヲ使用シタルトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス社寺ノ管理者保管林ヲ他人ニ貸付シ又ハ使用セシメタルトキ亦同シ

附 則

第十一條 本令施行前ニ社寺ニ委託シタル土地官林ハ從前ノ例ニ依ル

第十二條 本令施行前ニ社寺ニ委託シタル土地官林ハ其ノ社寺ノ出願ニ依リ本令ニ定ムル保管林ト爲スコトヲ得

附 則 (大正六年勅令第六十七號)
從前ノ規定ニ依リ許可シタル保管林ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ社寺ノ出願アルトキハ本令ニ依リ保管ヲ許可スルコトヲ得

タル日ヨリ六十日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

- 第八條 國有林野ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ヲ以テ賣拂フコトヲ得
 - 一 公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ
 - 二 市町村又ハ公立小學校ノ基本財産ニ充ツルトキ
 - 三 社寺上地ノ森林ヲ其ノ社寺ニ賣拂フトキ
 - 四 命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ緣故アル林野ヲ其ノ緣故アル者ニ賣拂フトキ
 - 五 民有地、道路、河川等ニ介在スル十町歩以内ノ林野ヲ賣拂フトキ
 - 六 道路、溜池、堤塘、溝渠等ノ敷地トシテ貸付シアル林野ヲ其ノ借地人ニ賣拂フトキ
 - 七 此ノ法律施行以前ニ開墾、牧畜又ハ植樹ノ爲貸付シタル林野又ハ第九條ノ開墾地ヲ其ノ事業ヲ成功シタル者ニ賣拂フトキ
- 第九條 國有林野ハ開墾ノ成功ヲ條件トシ豫メ其ノ價格及成功期限ヲ定メ隨意契約ヲ以テ賣拂ノ豫約ヲ爲スコトヲ得
- 第十條 國有林野產物ノ隨意契約ニ依リ賣拂ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十一條 國有林野ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ヲ以テ貸付シ又ハ使用セシムルコトヲ得
 - 一 公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ
 - 二 牧畜又ハ植樹ノ爲必要アルトキ
 - 三 牛馬放牧ノ爲使用セシムルトキ
 - 四 第九條ニ依リ開墾者ノ爲ニスルトキ
 - 五 一箇年貸付料三百圓ヲ超エサルトキ

第十二條 國有林野ヲ貸付シ又ハ使用セシムルトキハ相當ノ貸付料又ハ牛馬放牧料ヲ徵收スヘシ但シ前條第一號及第四號ノ場合ニ於テハ貸付料ヲ免スルコトヲ得

- 第十三條 國有林野ヲ貸付シ又ハ使用セシムルトキハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス
 - 一 植樹ノ場合ニ於テハ八十年
 - 二 家屋、倉庫其ノ他ノ建築物ノ場合ニ於テハ三十年
 - 三 其ノ他ノ場合ニ於テハ十五年
- 第十四條 國土保安又ハ國有林野ノ經營上必要ナル場合ニ限り國有林野又ハ立木竹ト他ノ同價格以上ノ土地、森林、原野又ハ立木竹ト交換スルコトヲ得
- 第十五條 國有林野ハ左ノ場合ニ限り讓與スルコトヲ得
 - 一 一段別一町歩以下ニシテ公立ノ學校又ハ病院ノ用地ニ供スルトキ
 - 二 府縣都市町村及其ノ他ノ公共團體ニ於テ道路、河川、港灣、水道、堤塘、溝渠、溜池、火葬場、墓地、公園等公共ノ用ニ供スルトキ
- 第十六條 用途ヲ指定シテ讓與シタル國有林野ヲ指定ノ期間内ニ其ノ用途ニ使用セサルトキ又ハ一旦其ノ用途ニ使用シタル後當該官廳ニ於テ指定シタル期間其ノ使用ヲ繼續セサルトキハ之ヲ返還セシムルコトヲ得
- 第十七條 社寺上地ノ森林ハ其ノ社寺ニ保管セシムルコトヲ得

附則

第二十六條 此ノ法律ハ北海道ニ施行セス

沖繩縣ノ國有林野ノ貸付、使用及賣拂並其ノ產物ノ處分ニ關シ必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第二十七條 此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

○森林法

明治四十年四月二十三日
法律第四十三號

沿革 明治四四年六月法律第七五號改正

第一章 總則

- 第一條 森林ハ其ノ所有者ニ依リ之ヲ分チテ御料林、國有林、公有林、社寺有林及私有林トス
- 第二條 森林ノ種類ニ依リ難キ森林ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ適用ス
- 第三條 森林ノ立木竹ヲ所有スル爲地上權、賃借權其ノ他土地ニ關シ使用又ハ收益ヲ爲ス權利ヲ有スル者アルトキハ其ノ權利者ヲ以テ本法ニ依リ森林所有者ト見做ス
- 第四條 本法ニ於テ開墾ト稱スルハ地租條例ニ規定スルモノノ外燒畑、切替畑其ノ他土地ノ形質ヲ變更スル行爲ヲ謂フ
- 第五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル森林所有者、森林立木竹所有者又ハ土地ノ所有者若ハ占有者ノ權利義務ハ森林若

社寺ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ社寺林地ヲ使用シ又ハ主副產物ヲ採取スルコトヲ得

- 第十八條 國有林野ニシテ保護上必要ナル場合ニ於テハ市町村又ハ市町村内ノ一部ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得
- 第十九條 國有林野ニシテ保護上必要ナル場合ニ於テハ市町村又ハ市町村内ノ一部ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得
- 第二十條 國有林野ニシテ保護上必要ナル場合ニ於テハ市町村又ハ市町村内ノ一部ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得
- 第二十一條 國有林野ニシテ保護上必要ナル場合ニ於テハ市町村又ハ市町村内ノ一部ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得
- 第二十二條 國有林野ニシテ保護上必要ナル場合ニ於テハ市町村又ハ市町村内ノ一部ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得
- 第二十三條 國有林野ニシテ保護上必要ナル場合ニ於テハ市町村又ハ市町村内ノ一部ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得
- 第二十四條 國有林野ニシテ保護上必要ナル場合ニ於テハ市町村又ハ市町村内ノ一部ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得
- 第二十五條 國有林野ニシテ保護上必要ナル場合ニ於テハ市町村又ハ市町村内ノ一部ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得

ハ森林立木竹又ハ土地ノ所有權若ハ占有權ト共ニ其承繼人ニ移轉ス
第五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ爲シタル手續
 其ノ他ノ行爲ハ森林所有者、森林立木竹所有者又ハ土地ノ所有者若
 ハ占有者ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス
第六條 民法第二百五十六條ノ規定ハ共有ノ森林ニ之ヲ適用セス但シ
 各共有者持分ノ價格ニ從ヒ其ノ過半數ヲ以テ分割ノ請求ヲ爲スコト
 ヲ妨ケス

第七條 公園、社寺境内及命令ヲ以テ定ムル土地ニ付テハ本法ヲ適用
 セス但シ命令ニ別段ノ規定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ書類ヲ送付ス
 ヘキ場合ニ於テ送付ヲ爲スコト能ハサルトキハ官報又ハ行政廳慣行
 ノ公布式ヲ以テ之ヲ公示シ其ノ公示ノ日ヨリ三十日ヲ經過シタルト
 キハ其ノ末日ニ於テ送付アリタルモノト見做ス

第二章 營林ノ監督

第九條 地方長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ公共團體又ハ社寺ノ
 代表者ヲシテ森林又ハ森林トシテ管理スヘキ土地ニ付施業案又ハ施
 業要領ヲ定メ其ノ認可ヲ受ケシムルコトヲ得
 地方長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ施業案又ハ施業要領
 ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十條 公有林、社寺有林又ハ私有林ニシテ荒廢ノ虞アルトキハ地方
 長官ニ於テ施業ノ方法ヲ指定スルコトヲ得
 前項指定ノ方法ニ違反シ伐木ヲ爲シタル者ニハ地方長官其ノ伐採ヲ
 停止シ伐木跡地ニ造林ヲ命スルコトヲ得

第二十五條 第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

- 七 航行ノ目標ノ爲必要ナルトキ
- 八 公衆ノ衛生ノ爲必要ナルトキ
- 九 社寺、名所又ハ舊跡ノ風致ノ爲必要ナルトキ

以下省略

○森林法取扱規程

大正十五年十月十二日
縣令第四百四十二號

第一條 森林法第十條第一項ニ依リ施業方法ヲ指定セラレタル森林ヲ
 伐採セムトスルトキハ第一號様式ニ依リ事業著手二十日前ニ届出ツ
 ヘシ

第二條 森林法第十條第二項第三十三條及第七條ニ依リ造林ヲ命セ
 ラレタル者ハ事業終了後二十日以内ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ニ
 造林區域圖ヲ添付シ届出ツヘシ但シ別ニ定ムル規程ニ依リ造林補助
 ノ申請ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一、所在地 字名 地番
- 二、造林面積 樹種及本數
- 三、經費

第三條 市町村長ニ於テ左ノ事項ニ關シ處分ノ必要アリト認メタルト
 キハ速ニ其ノ意見ヲ具申スヘシ

- 一、森林法第十條ニ依ル施業方法ノ指定
- 二、森林法第十三條ニ依ル制限又ハ禁止
- 三、保安林ノ編入解除
- 四、森林法第三十五條ニ依ル木竹伐採ノ停止同法第三十二條ニ依ル

第十一條 前條第二項ニ依リ造林ノ命令ヲ受ケタル者造林ヲ怠リタル
 トキハ行政官廳ニ於テ自ら義務者ノ爲スヘキ行爲ヲ爲シ又ハ公共團
 體ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得
 前項造林ニ要シタル費用ハ行政官廳ニ於テ國稅徵收法ノ例ニ依リ之
 ヲ徵收スルコトヲ得

第十二條 本法施行以前ヨリ荒廢ニ屬シタル森林ニ付新ニ造林シタル
 トキハ其ノ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ造林シタル部分ニ限リ三十
 年以内地租ヲ免スルコトヲ得
 前項ノ規定ハ原野、山岳又ハ荒蕪用ニ新ニ造林シタル場合ニ之ヲ準
 用ス

府縣市町村其ノ他ノ公共團體ハ前二項ニ依リ地租ヲ免セラレタル土
 地ニ對シ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

第十三條 公有林、社寺有林又ハ私有林ニ付地方長官ハ土地ノ狀況ニ
 依リ箇所及期間ヲ指定シ落葉、落枝、柴草、土石、樹根、草根、切
 芝ノ採取若ハ採掘ニ關スル制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第三章 保安林

第十四條 主務大臣ハ左ニ掲クル場合ニ於テ森林ヲ保安林ニ編入スル
 コトヲ得

- 一 土砂ノ壞崩、流出ノ防備ノ爲必要ナルトキ
- 二 飛砂ノ防備ノ爲必要ナルトキ
- 三 水害、風害、潮害ノ防備ノ爲必要ナルトキ
- 四 積雪又ハ墜石ニ因ル危險ノ防止ノ爲必要ナルトキ
- 五 水源涵養ノ爲必要ナルトキ
- 六 魚附ノ爲必要ナルトキ

森林開墾ノ制限又ハ禁止及同法第三十三條第七條ニ依ル荒廢
 地復舊ノ命令

五、森林ノ害蟲、微菌及蟲類以外ノ動物ノ驅除又ハ豫防

第四條 森林法施行規則第十條及第四十七條ニ依ル届書ハ第二號様式
 ニ依ルヘシ

第五條 森林開墾制限地内ニ於テ開墾ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ第三
 號様式ノ申請書ヲ差出スヘシ

第六條 森林開墾ノ許可後ト雖危害ノ虞アリト認メタルトキハ其ノ許
 可ヲ取消シ又ハ防備上ノ施設ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ命令ニ因リ生シタル損害ハ之ヲ補償セス

第七條 森林法第四十條ニ依ル土地ノ使用法第五十七條ニ依ル水ノ使
 用又ハ同法第五十八條ニ依ル工作物ノ使用變更、除却ノ許可ヲ受ケ
 ントスル者ハ第四號乃至第六號様式ノ申請書ニ事業計畫書並圖面ヲ
 添付シ差出スヘシ

前項ニ依リ使用スヘキ土地内ニ掲クル土地アルトキハ第七號様式ノ
 調書及圖面ヲ添付スヘシ

- 一、御料墓地及御料地
- 二、國有地
- 三、現ニ公用ニ供スル土地
- 四、社寺境内地
- 五、名所舊跡及古墳墓

第八條 前條ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニシテ土地ノ使用廢止水ノ使用
 廢止若ハ工作物ノ使用變更又ハ除却ヲ廢止シタルトキハ第八號様式
 ニ依リ遲滞ナク届出ツヘシ

第九條 森林法第四十七條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ第九號様式ノ申請書ヲ差出スヘシ

第十條 森林法六十一條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ第十號様式ノ申請書ヲ差出スヘシ

第十一條 伐木造材又ハ木竹薪炭ヲ取扱フ營業者ハ森林產物ニ使用スル記號又ハ印章ヲ定メ第十一號様式ノ届書ニ第十二號様式ノ印鑑ヲ添付シ所轄警察署ニ届出ツヘシ

第十二條 前項ノ記號印章ヲ變更若ハ廢止シタルトキ亦同シ

第十三條 前二條ノ規程ニ違反シタルモノニ對シ所轄警察署ハ其ノ記號印章ノ使用ヲ禁止シ又ハ林產物搬出ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 警察官署ニ於テハ記號印章ノ原簿ヲ備ヘ届出アリタル都度之ヲ整理シ其ノ記號印章ハ所轄警察署並帝室林野局、支局出張所ニ通知スヘシ

第十五條 前條ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ前項記載ノ官署及所轄外ノ者ニ在リテハ其ノ警察官署ニ通知スヘシ

第十六條 伐木造材又ハ木竹薪炭ヲ取扱フ營業者ハ常ニ帳簿ヲ備ヘ置キ取引ノ都度左ノ事項ヲ登錄スヘシ

一、林產物ノ出所並原產者ノ住所氏名

二、林產物ノ種類數量

三、林產物ノ仕向地取引人ノ住所氏名及取引年月日

第十七條 第十二條ノ記號印章又ハ前條ノ帳簿ハ隨時檢査ヲ爲スコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ檢査ヲ拒ムコトヲ得ス

第十七條 森林、原野、山岳又ハ荒蕪地其ノ他森林ニ接近セル土地ノ火入ハ左ノ場合ニ非サレハ之ヲ許可セズ

一、造林地拵ノ爲必要ナルトキ

二、防火線ノ設置又ハ手入ノ爲必要ナルトキ

三、害蟲害菌ノ驅除及豫防ノ爲必要ナルトキ

四、牧場、採草地、営場ノ障碍物除去ノ爲必要ナルトキ但シ牧場又ハ採草地ニ在リテハ一箇所一回限リトス

第十八條 前條ニ依リ火入ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ第十三號様式ノ申請書ニ圖面ヲ添付シ火入十日前所轄警察官署ニ差出スヘシ

第十九條 森林法第七十九條ニ依ル火入ノ通知ハ火入三日前三日前ニ爲スコトヲ要ス

第二十條 火入ノ日時ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二十一條 日出前、日没後又ハ風勢強烈ナルトキハ火入ヲ爲スコトヲ得ス

第二十二條 森林ニ害蟲發生シ又ハ蔓延ノ虞アルトキハ其ノ森林所有者ハ第十四號様式ニ依リ遅滞ナク所轄警察官署ニ報告スヘシ

第二十三條 前條ノ被害、驅除豫防ノタメ他人ノ土地ニ立入ラムトスル者ハ第十五號様式ニ依リ所轄警察官署ニ申請スヘシ

警察官署ニ於テ森林法第八十一條ニヨル處分ヲ必要トスルトキハ速ニ意見ヲ知事ニ具申スヘシ

附 則

第二十三條 本規程又ハ森林法及森林法施行規則ニ依リ知事ニ差出スヘキ書類ハ總テ地元市町村長ヲ經由スヘシ

前項ノ書類ニシテ公共團體ヨリ提出スルモノナルトキ其ノ團體議決機關ノ議決ヲ經ヘキモノハ其ノ決議書ノ謄本ヲ添付スヘシ

社寺ヨリ提出スルモノナルトキハ其ノ社寺ノ神職又ハ住職及氏子檀徒又ハ信徒惣代三名以上ノ連署ヲ要ス

市町村長ニ於テ受理シタル事件ニ關シ意見アルトキハ其ノ旨ヲ具申スヘシ

第二十四條 明治四十一年十月栃木縣令第七十一號森林法取扱規程及明治四十四年九月栃木縣令第五十九號火入許可ノ指定ハ之ヲ廢止ス

(様式略ス)

○公有林野營林規程

大正十五年十月十二日
縣令第四百三十三號

第一條 森林法施行規則第一條第三條ニ依ル届書及同規則第二條ノ管理區分書ハ其事實ノ發生シタル日ヨリ廿日以内ニ之ヲ差出スヘシ

第二條 公共團體及社寺ノ代表者ハ其所有ニ屬スル森林又ハ森林トシテ管理スヘキ土地ニ付左ノ區分ニ從ヒ施業計畫ヲ定メ認可ヲ受クヘシ

一、面積三十町歩以上百町歩未滿ハ第一號様式ノ施業要領書但シ連年作業ヲ爲シ得ルモノハ第二號様式ノ施業案

二、面積百町歩以上ハ第二號様式ノ施業案但シ連年作業ヲナシ得サルモノハ第一號様式ノ施業要領書

面積三十町歩未滿ノモノト雖施業方法ヲ指示スヘキ必要アリト認メタルトキハ前項第一號ニ準シ認可ヲ受ケシムルコトアルヘシ

第三條 施業案ハ一施業期ヲ十年トシテ施業計畫ヲ樹立シ期間終了ノ前年ニ於テ之ヲ檢訂ヲ行ヒ更ニ前條ニ依ル施業案ヲ提出シ認可ヲ受クヘシ

第四條 施業計畫ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シタル申請書ニ變更計畫書ヲ添付シ認可ヲ受クヘシ

第五條 第二條ニ依リ施業計畫ヲ定メタル公有林及社寺有林ニアリテハ第三號及第四號様式ニ依リ造林及斫伐事業ノ豫定實行對照簿ヲ備ヘ施業ノ實況ヲ明記シ置クヘシ

第六條 施業計畫記載ノ事項ニ關シ訂正又ハ追補ヲ要スヘキモノハ前項ノ豫定實行對照簿ノ摘要欄ニ記入スルモノトス

第七條 本規程ニ依リ認可ヲ受ケタル施業計畫ニ基キ伐採セムトスルトキハ着手三十日前第五號様式ニ依リ届出ツヘシ

第八條 本規程ニ依リ認可ヲ受ケタル施業計畫ニ基キ造林ヲナシタルトキハ遲滞ナク第六號様式ニ依リ届出ツヘシ

第九條 公有林野造林補助規程ニ依リ補助ヲ受ケ造林ヲナシタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條 公有林又ハ社寺有林ニ被害アリタルトキハ遲滞ナク其ノ原因及狀況ヲ具シ届出ツヘシ

第十一條 公共團體及社寺ノ代表者ハ施業計畫案ノ編成變更又ハ施業案檢訂ノ場合技術員ノ派遣ヲ申請スルコトヲ得

第十二條 本規程ニヨル申請書又ハ届書類ハ總テ地元市町村長ヲ經由スヘシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 既ニ認可ヲ受ケタル施業要領書及施業案ハ本規程ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス
 (様式略ス)

○什物類處分心得方ノ件

明治六年七月十七日
 太政官布告第二百四十九號

神社佛寺共古來所傳ノ什物衆庶寄附ノ諸器竝祠堂金等ノ類ハ神官僧侶ハ勿論氏子檀家ノモノタリトモ自儘ニ處分可致筋無之候條若不得已儀有之候ヘハ委詳具狀ヲ以テ教部省ヘ可申立候此旨布告候事

○官國幣社ノ不動産及寶物ヲ擔保又ハ處分並負債ヲ許可ノト

キ稟請方

明治四十一年九月二十四日
 内務省訓第七一七號

官國幣社ニ於テ不動産及寶物ヲ擔保ニ供シ又ハ處分シ並ニ負債スルトヲ許可セントスルトキハ本大臣ニ稟請スヘシ
 右訓令ス

○社地異動ニ關スル件

明治四十四年二月二十四日
 内務省訓第九十二號

第一條ノ二 公共團體又ハ社寺カ森林ヲ得喪シ又ハ廢止シタルトキハ其ノ代表者ハ遲滞ナク第一號様式ニ準シテ届書ヲ作り之ヲ地方長官ニ差出スヘシ
 公共團體又ハ社寺ニ屬スル土地カ森林タルニ至リシトキハ其ノ代表者ハ遲滞ナク第二號様式ニ準シテ届書ヲ作り之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

第二條 公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ牧野法第二條ノ規定ニ依ル管理方法ノ定アル牧野ヲ除クノ外其ノ公共團體又ハ社寺ニ屬スル原野、山嶽、荒蕪地又ハ森林タリシモノニシテ現ニ荒蕪セルモノニ付森林トシテ管理スヘキモノト否トヲ區分シ第三號様式ニ準シテ區分書ヲ作り地方長官ノ定メタル期間内ニ之ヲ地方長官ニ差出シ認可ヲ受クヘシ

地方長官ハ區分ヲ更正シテ前項ノ認可ヲ與フルコトヲ得
 前二項ニ依リ認可ヲ受ケタル區分ヲ變更セムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ其ノ公共團體又ハ社寺ニ屬スル

府縣社地、鄉村社、招魂社地又ハ墳墓地ノ新設又ハ其變更等ヲ許可シタル場合ニ於テ有租地カ免租地ト爲ルトキ又ハ免租地カ有租地ト爲ルトキハ其ノ都府郡市町村字地番地目反別又ハ坪數及許可年月日等ヲ記シ圖面ヲ添ヘ所轄稅務署ニ通知スヘシ
 右訓令ス

○官有地社寺境内使用料並收益ニ關スル件

明治二十四年五月二十二日
 内務省訓第四六三號

(前項略)
 社寺境内ノ使用料並竹木其他ノ收益ハ其社寺ノ收入ニ屬スヘシ但收入財產ハ明治十四年當省乙第三十三號達ニ依リ整理セシムヘシ
 前各項ニ關スル事項ハ渾テ從前ノ例規ニ準據取扱候條嚴ニ注意スヘシ
 右訓令ス

○森林法施行規則(抄録)

明治四十年十二月二十六日
 農商務省令第二十一號

第一條 國立公園及農林大臣ノ指定スル公園ハ森林法第七條ノ公園ヨリ之ヲ除ク
 農林大臣前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

森林又ハ森林トシテ管理スヘキ土地ニ付第四號又ハ第五號様式ニ準シテ管理ノ方法ヲ記載シタル届書ヲ作り地方長官ノ定メタル期間内ニ之ヲ地方長官ニ差出スヘシ但シ保安林及地方長官ニ於テ森林法第九條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケシムルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 前項ニ依リ届出テタル方法ヲ變更シタルトキハ公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十一條 使用スヘキ土地内ニ左ニ掲ケタル土地アルトキハ其ノ土地ニ關スル調査及圖面ヲ前條ノ申請書ニ添付スヘシ

四 社寺境内地

五 名所、舊跡及古墳墓

第五十二條 公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ本則施行ノ際現ニ存在スル公有林又ハ社寺有林ニ付第十號様式ニ準シテ届書ヲ作り本則施行後遲滞ナク之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

○栃木縣神社報告例中拔萃

報告期限六月二十日

指定村社收支決算額調表		何	年度	何	町市役所
收入		何	年度	何	町市役所
科	神社名				
目	神社名				
一、神饌幣帛料		円			
一、供進金		円			
					合計
					円

何社	何社								

- 一、本表ハ郷社及神饌幣帛料供進指定神社タル村社ニ付調査スルモノトス
- 二、計數ハ四捨五入シテ四位ニ止ムヘシ
- 三、土地、立木、建物及其他財産ハ各見積價格ノ合算額ヲ記入シ有價證券ハ額面高ノ合算額ヲ記入スヘシ
- 四、山林原野ノ立木等ノ價格ハ土地ニ合算シ立木欄ニハ地上權ノ設定又ハ部分林契約等ニ依リ立木ニ對スル權利ヲ目的トスル場合ノミニ付其ノ價格ヲ記入スヘシ
- 五、郵便貯金、銀行預金其ノ他ノ預金ハ現金ノ欄ニ記入スヘシ
- 六、本表ハ昭和七年度末ヲ第一回トシ爾後三年目毎ニ前年度末ノ現在ヲ調査報告スルモノトス

附記

縣社、郷社ニ於テハ昭和八年五月三日社兵第四五二四號通牒ニ依リ右表ニ準シ報告スヘキモノトス

第十章

營繕、國寶、史蹟名勝天然紀念物

何	何
社	社

- 一、本表ハ郷社及神祇寄附料供進指定神社タル村社ニ付調査スルモノトス
- 二、計數ハ四捨五入シテ圓位ニ止ムヘシ
- 三、土地、立木、建物及其他財産ハ各見積價格ノ合算額ヲ記入シ有價證券ハ額面高ノ合算額ヲ記入スヘシ
- 四、山林原野ノ立木等ノ價格ハ土地ニ合算シ立木欄ニハ地主權ノ設定又ハ部分林契約等ニ依リ立木ニ對スル權利ヲ目的トスル場合ノミニ付其ノ價格ヲ記入スヘシ
- 五、郵便貯金、銀行預金其ノ他ノ預金ハ現金ノ欄ニ記入スヘシ
- 六、本表ハ昭和七年度末ヲ第一回トシ但後三年目毎ニ前年度末ノ現在ヲ調査報告スルモノトス

附 記

縣社、郷社ニ於テハ昭和八年五月三日社長第四五二四號通牒ニ依リ右表ニ準シ報告スヘキトス

第十章 營繕、國寶、史蹟名勝天然紀念物

○官國幣社營繕ニ關スル規程

明治三十六年十月二十六日
内務省訓令第十號

沿革 大正元年一月内務省訓令第一四號、八年八月第一一號、九月第一二號改正

北海道廳 府縣

官國幣社營繕ニ關スル規程左ノ通相定ム

官國幣社營繕ニ關スル規程

第一條 建設物ノ新築又ハ増築ハ維持ノ目途確立シ風致ヲ害セサルモノニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得サルモノトス
神苑水道等ノ新設又ハ増設ニ付テモ亦前項ニ同シ

第二條 乃至第四條(削除)

第五條 左記ノ場合ノ一ニ該當スルトキハ内務大臣ニ稟請セシムヘシ
一 建設物ヲ新築又ハ増築シ及神苑ヲ新設又ハ増設セントスルトキ
二 本殿、四百年以前ノ建物、特別由緒アル建物又ハ建築優秀ナル建物ノ再築、改築及模様替ヲ爲サントスルトキ

第六條 第五條第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外建設物又ハ神苑ノ再築、改築模様替水道ノ新設、増設、變更ヲ爲サントスルトキ及工費一廉三百圓以上ノ修繕ヲ爲サントスルトキハ地方長官ニ稟請セシムヘシ

第七條 臨時營繕ノ爲メ各社共通金ノ支出ヲ要スルトキハ内務大臣ニ稟請セシムヘシ此場合ニ於テ不用古材ノ賣却代金ハ該工費ニ加フヘキモノトス

第八條 第五條第二號ノ建設物ヲ廢棄セントスルトキハ内務大臣ニ稟

第十章 營繕、國寶、史蹟名勝天然紀念物

請セシム其他ノ建設物ヲ廢棄シ又ハ神苑、水道等ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ニ稟請セシムヘシ

第九條 營繕工事一廉五百圓以上ナルトキハ其執行方法ハ地方長官ノ認可ヲ受ケシムヘシ
各社共通金ヨリ支出シタル營繕工事竣功セルトキハ直チニ其工費精算ヲ内務大臣ニ報告セシムヘシ

第十條 營繕ノ爲メ生シタル不用古材ニシテ價格一廉三百圓以上ノモノノ處分ニ付テハ地方長官ノ認可ヲ受ケシムヘシ

第十一條 第二條但書第五條及第七條ニ依ル稟請ノ場合ニハ工事ノ金額、設計並圖面ヲ添付セシムヘシ
但第五條第一號ニ依ル場合ハ維持ノ方法ヲモ具セシムルヲ要ス

第十二條 此規程ニ依リ内務大臣ニ差出スヘキ書面ハ地方長官ヲ經由セシムヘシ

第十三條 従前ノ令達ニシテ此規程ニ牴觸スルモノハ廢止ス

○官國幣社各社共通金ヨリ支出スル境内地整備費ニ關スル件

昭和十二年六月十四日
内務省訓令第八號

北海道廳 府縣

官國幣社各社共通金ヨリ支出スル境内地整備費ニ關スル件左ノ通定ム
官國幣社各社共通金ヨリ支出スル境内地整備費ニ關シテハ明治三十六年十月内務省訓令第十號第七條、第九條第二項、第十一條及第十二條ヲ準用ス

○官國幣社各社共通金ヲ以テ營繕費ヲ支辨スル建物ノ種類

昭和十二年六月十四日
内務省訓令第九號

北海道廳 府縣

明治四十年一内務省訓令第一號官國幣社各社共通金ヲ以テ營繕費ヲ支辨スル建物ノ種類左ノ通改正ス
官國幣社各社共通金ヲ以テ營繕費ヲ支辨スル建物ノ種類左ノ如シ
本社 本殿、神座、殿内ノ設、幣殿、拜殿、祝詞屋、中門、透扉、玉垣、假殿、鳥居、樓門、廻廊、神饌所、社務所、手水舎、寶庫、其ノ他祭祀ノ執行上缺クヘカラサル建物
奥宮、別宮、攝社及末社 本殿、神座、殿内ノ設、幣殿、拜殿
但シ末社ニ付テハ由緒特ニ顯著ナルモノ又ハ本社トノ緣故特ニ深厚ナルモノニ限ル

○官國幣社各社共通金支出稟請書進達期限變更ニ關スル件

昭和八年六月九日
内務省發社第三一號内務省神社局長通牒

各地方長官宛

標記ノ件ニ關シテハ明治四十三年十一月十四日附局發第一九六八號ヲ以テ毎年三月三十一日限り書類御進達可相成旨依命通牒ニ置及候處調査ノ都合モ有之候條爾今翌年度ニ於テ各社共通金ノ支出ヲ要スル向

ハ毎年十二月末日迄ニ稟請書御進達相成候條御取計有之候
(參照)

○臨時營繕ノ爲共通金支出稟請方ニ關スル件
明治四十三年十一月十四日
局發第一九六八號神社局長依命通牒

御管下官國幣社建物中腐朽若ハ破損ノ爲メ修理又ハ改築ヲ要スル臨時營繕工事ニシテ各社共通金ノ支出ヲ要スルモノハ從來營繕ノ必要ヲ生シタル都度各神社ヨリ稟請シ來ルノ例ニ有之候斯クテハ定額ノ共通金ニ對シ其ノ年度内ニ於ケル支出額ノ見込相立ス處理上差支不沙候條自今翌年度ニ於テ共通金ノ支出ヲ要スル營繕ニ付テハ豫メ見込額取調明治三十六年十月當省訓令第十號官國幣社營繕ニ關スル規程第七條第十一條ニヨリ稟請書取調メ實況御取調ノ上差支難キ營繕ト認メラレタルモノニ限り貴官ノ意見ヲ附シ毎年三月三十一日限り御進達相成候條御取計有之度

○官國幣社營繕ニ關スル規程
明治三十六年十月二十六日
内務省訓令第十號

第五條、第七條及第十一條參照

○神社古來ノ制式保存ニ關スル件

明治八年九月十四日
太政官達第五百五十九號

沿革 明治九年一月太政官達第六號改正

廳 府 縣

官國幣社及府縣郷社共古來ノ制式容易ニ變換候テハ後來其照鑑ヲ失ヒ

候條本社並附屬建物周圍玉垣等些少ノ物件ニ至ル迄厚ク保存可致就テハ自今修葺再造ノ節用材物品等モ可成舊式ニ不違樣可取計此旨相達候事(但官國幣社ノ内社殿矮陋祭儀難相整向モ有之候ハハ修葺再造等ノ節其旨委細具狀内務(教部)兩省宛ヲ以テ(教部)ヘ可差出申)

○神社建物施設ニ關スル件

大正元年十一月十六日
社第三一五號通牒

神社ノ設備ハ歷史上ノ由緒ニ遵ヒ古來ノ制式ヲ尊ムヘク之カ保存ニ關シテハ既ニ明治八年九月太政官第五百五十九號達ノ次第モ有之容易ニ變更スヘカラサル義ニ候處若シ職ク之ヲ更改セムトスルカ如キコト有之ニ於テハ後來古式ノ照鑑ヲ失フニ至ルヘク遺憾不尠尙創建改築ノ際社殿ノ形式ヲ定ムルニ方リ祭神ノ由緒ニ相應スルヤ否ヤヲ考慮セサルカ如キ又神殿拜殿以下神饌所樓門並附屬建物ニ至ルマテ相互ノ形式將又其配置ノ上ニ調和宜シキヲ得サルカ如キハ最モ其體ヲ得サル義ニ付官國幣社ニ在リテハ殊ニ十分御注意相成候條致度又府縣郷社ニ就テハ明治九年二月二十八日太政官指令ノ次第モ有之候ヘトモ右ハ單ニ境内ノ最上限度ヲ示スモノニ候ヘハ建物ノ形式坪數配置等ハ必シモ該圖表ニ準據スルニ及ハス各社ノ由緒地方ノ實況等ニ依リ施設宜シキニ適ヒ候條御指示相成度依命此段及通牒候也

○國寶保存法

昭和四年三月二十八日
法律第十七號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル國寶保存法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

國寶保存法

- 第一條 建造物、寶物其ノ他ノ物件ニシテ特ニ歴史ノ證徴又ハ美術ノ模範ト爲ルヘキモノハ主務大臣國寶保存會ニ諮問シ之ヲ國寶トシテ指定スルコトヲ得
- 第二條 主務大臣前條ノ規定ニ依リ指定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且當該物件ノ所有者ニ通知ス
- 第三條 國寶ハ之ヲ輸出又ハ移出スルコトヲ得ス但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 國寶ノ現狀ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ但シ維持修理ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 主務大臣前二條ノ規定ニ依リ許可ヲ爲サントスルトキハ國寶保存會ニ諮問スヘシ
- 第六條 國寶ノ所有者ニ付變更アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ所有者ヨリ主務大臣ニ届出ヲ爲スヘシ國寶滅失又ハ毀損シタルトキ亦同シ
- 第七條 國寶ノ所有者ハ主務大臣ノ命令ニ依リ一年内ノ期間ヲ限リ帝室、官立又ハ公立ノ博物館又ハ美術館ニ其ノ國寶ヲ出陳スル義務アルモノトス但シ祭祀法用又ハ公務執行ノ爲必要アルトキ其ノ他己ムコトヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 前項ノ命令ニ對シテ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得
- 第八條 前條ノ規定ニ依リテ國寶ヲ出陳シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ補給金ヲ交付ス
- 第九條 第七條ノ規定ニ依リテ出陳シタル國寶其ノ出陳中滅失又ハ毀損シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ其ノ所有者ニ對シ通

當生スヘキ損害ヲ補償ス但シ不可抗力ニ因リタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ損害補償額ハ主務大臣之ヲ決定ス其ノ決定ニ對シテ不服アル者ハ決定通知ノ日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十條 第七條ノ規定ニ依リテ出陳シタル國寶ニ付其ノ出陳中所有者ノ變更アリタルトキハ新所有者ハ當該國寶ニ關シ本法ニ規定スル舊所有者ノ權利義務ヲ承繼ス

第十一條 公益上其ノ他特殊ノ事由ニ依リ必要アルトキハ主務大臣國寶保存會ニ諮問シ國寶ノ指定解除ヲ爲スコトヲ得

主務大臣前項ノ規定ニ依ル指定解除ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且當該物件ノ所有者ニ通知ス

第十二條 神社又ハ寺院(佛堂ヲ含ム以下同シ)ノ所有ニ屬スル國寶ハ神社ニ在リテハ神職(官國幣社ニ在リテハ宮司、府縣郷社ニ在リテハ社司、村社以下ニ在リテハ社掌)、寺院ニ在リテハ住職(佛堂ニ在リテハ受持僧侶)之ヲ管理ス但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケ別ニ管理者ヲ定ムルコトヲ得

第十三條 神社又ハ寺院ノ所有ニ屬スル國寶ハ之ヲ處分シ、擔保ニ供シ又ハ差押フルコトヲ得ス但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケ處分シ又ハ擔保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラス

主務大臣前項ノ規定ニ依ル許可ヲ爲サントスルトキハ國寶保存會ニ諮問スヘシ

主務大臣ノ許可ヲ受ケシテ神社又ハ寺院ノ所有ニ屬スル國寶ヲ處分シ又ハ擔保ニ供シタルトキハ之ヲ無効トス

第十四條 神社又ハ寺院其ノ所有ニ屬スル國寶ヲ維持修理スルコト能

第二十三條 第六條ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲ササル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十四條 第七條ノ規定ニ依リテ出陳シタル國寶ノ管理者又ハ神社若ハ寺院ノ所有ニ屬スル國寶ノ管理者怠慢ニ因リ其ノ管理スル國寶ヲ滅失又ハ毀損スルニ至ラシメタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十五條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ規定スル過料ニ付之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和四年六月勅令第二百九號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)

古社寺保存法ハ之ヲ廢止ス

古社寺保存法ニ依リテ特別保護建造物又ハ國寶ノ資格アルモノト定メラレタル物件ハ之ヲ本法ニ依リテ國寶トシテ指定セフレタル物件ト看做ス

古社寺保存法ニ依リテ下付シタル保存金ハ之ヲ本法ニ依リテ交付シタル補助金ト看做ス

○國寶保存法施行令

昭和四年六月二十九日 勅令第二百十號

朕國寶保存法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

國寶保存法施行令

第一條 國寶保存法第七條ノ規定ニ依リテ國寶ヲ官立又ハ公立ノ博物館又ハ美術館ニ出陳セシメタルトキハ當該博物館又ハ美術館ノ長、

ハサルトキハ主務大臣國寶保存會ニ諮問シ之ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

特ニ必要アルトキハ神社又ハ寺院以外ノモノノ所有ニ屬スル國寶ニ付前項ノ規定ヲ準用ス

第十五條 補助金ハ豫算額ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ精算ノ上剩餘アルトキハ之ヲ還付セシムルコトヲ得

第十六條 補助金及補給金トシテ國庫ヨリ支出スヘキ金額ハ毎年度十萬圓以上二十萬圓以下トス

前項ノ金額ノ外特ニ必要アルトキハ豫算ノ定ムル所ニ依リ臨時ニ補助金又ハ補給金ヲ支出スルコトヲ得

第十七條 國寶保存會ノ組織及權限ニ關スル事項ハ本法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 神社又ハ寺院ノ所有ニ屬スル國寶ノ管理ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 國ノ所有ニ屬スル國寶ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十條 主務大臣ノ許可ヲ受ケシテ國寶ヲ輸出又ハ移出シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 國寶ヲ損壞、毀棄又ハ隠匿シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ國寶自己ノ所有ニ係ルトキハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

第二十二條 第四條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケヘキ者之ヲ受ケシテ國寶ノ現狀ヲ變更シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

當該博物館又ハ美術館ノ長故障アルトキハ當該職制ノ定ムル所ニ依リ其ノ職務ヲ代理スル者ニ於テ出陳國寶ヲ管理ス

前項ノ管理ニ關シテハ文部大臣之ヲ監督ス

第二條 國寶保存法第七條ノ規定ニ依リテ博物館又ハ美術館ニ出陳シタル國寶ノ出陳ニ要スル荷造運搬費等ハ當該博物館又ハ美術館ニ於テ負擔スルモノトス返送ニ要スル荷造運搬費等亦同シ

第三條 國寶保存法第十四條ノ規定ニ依リテ補助金ノ交付ヲ受ケタル國寶ノ維持修理ニ關シテハ文部大臣之ヲ監督ス

文部大臣ハ前項ノ規定スル權限ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第四條 文部大臣國ノ所有ニ屬スル物件ヲ國寶トシテ指定シタルトキハ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且當該物件ノ所管大臣ニ通知スヘシ國ノ所有ニ屬スル國寶ノ指定解除ヲ爲シタルトキ亦同シ

第五條 國ガ其ノ所有ニ屬スル國寶ヲ處分シ、輸出若ハ移出シ又ハ其ノ現狀ヲ變更セントスルトキハ所管大臣ニ於テ文部大臣ノ同意ヲ得ヘシ

第六條 文部大臣前條ノ規定ニ依ル同意ヲ爲サントスルトキハ國寶保存會ニ諮問スヘシ

第七條 國ノ所有ニ屬スル國寶ニ付滅失、毀損又ハ管理換アリタルトキハ其ノ旨ヲ所管大臣ヨリ文部大臣ニ通知スヘシ國カ國寶ヲ取得シタルトキ亦同シ

附 則

本令ハ國寶保存法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和四年七月一日ヨリ施行)

明治三十年勅令第四百四十六號ハ之ヲ廢止ス

○國寶保存法施行規則

昭和四年六月二十九日
文部省令第三十七號

國寶保存法施行規則左ノ通定ム

國寶保存法施行規則

- 第一條 文部省ニ國寶臺帳ヲ備ヘ國寶ヲ登錄ス
- 第二條 國寶臺帳ニハ左ノ事項ヲ記載シ寫眞ヲ添付ス
建造物ノ類ニ付テハ
 - 一 名稱及所在地
 - 二 所有者ノ氏名(名稱)及住所
 - 三 員數
 - 四 構造及形式
 - 五 大サ
 - 六 創建及沿革
 - 七 其ノ他參考トナルヘキ事項
- 寶物ノ類ニ付テハ
 - 一 名稱
 - 二 所有者ノ氏名(名稱)及住所
 - 三 種類
 - 四 員數
 - 五 品質
 - 六 形狀
 - 七 法量
 - 八 作者及傳來

九 其ノ他參考トナルヘキ事項

- 第三條 國寶ヲ輸出又ハ移出セントスルトキハ所有者ニ於テ其ノ事由
並ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ其ノ之ヲ變更セントスル
トキ亦同シ
 - 一 國寶ノ名稱及員數
 - 二 輸出又ハ移出ノ期間
 - 三 輸出先又ハ移出先ノ場所及其ノ所在地
 - 四 荷造運搬ノ方法
 - 五 輸出又ハ移出期間中ニ於ケル保管ノ方法
 - 六 保險ノ方法
 - 七 模寫模造等ニ關スル約束アラハ之ニ關スル事項
- 第四條 國寶ノ輸出又ハ移出ノ許可ヲ受ケタル者當該國寶ヲ持還リ又
ハ其ノ返還ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク文部大臣ニ届出ツヘシ
- 第五條 國寶ノ現狀ヲ變更セントスルトキハ所有者ニ於テ其ノ事由並
ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ
 - 一 國寶ノ名稱及員數
 - 二 現狀ノ變更ニ關スル設計仕様、計畫圖並ニ工事擔當者ノ氏名(名
稱)
 - 三 建造物ノ類ニシテ位置ノ變更ヲ生スル場合ニ在リテハ其ノ移轉
先
 - 四 著手ノ時期及竣成期限
- 第六條 國寶ノ現狀變更ノ許可ヲ受ケタル者當該國寶ノ現狀變更ヲ竣
リタルトキハ實施仕様書、寫眞並ニ圖面ヲ添ヘ遲滞ナク文部大臣ニ

届出ツヘシ

- 第七條 國寶ノ所有者其ノ氏名(名稱)又ハ住所ヲ變更シタルトキハ變
更ノ日ヨリ十四日以内ニ文部大臣ニ届出ツヘシ
- 國寶ヲ取得シタル者ハ當該國寶ノ名稱及員數ヲ具シ取得ノ事實ヲ證
明スルニ足ル書面ヲ添ヘ取得ノ日ヨリ十四日以内ニ文部大臣ニ届出ツ
ヘシ
- 國寶滅失又ハ毀損シタルトキハ國寶保存法第七條ノ規定ニ依リ出陳
中ニ係ル場合ヲ除クノ外所有者ヨリ其ノ事由、實況並ニ當該國寶ノ
名稱及員數ヲ具シ滅失又ハ毀損ノ事實ヲ知りタル日ヨリ五日以内ニ文
部大臣ニ届出ツヘシ
- 第八條 國寶保存法第七條ノ規定ニ依リテ出陳シタル國寶ヲ受領シタ
ルトキハ當該博物館又ハ美術館ノ所有者ニ受領證書ヲ交付シ返付ス
ルトキハ之ト引換フヘシ
- 第九條 前條ノ國寶ヲ受領又ハ返付シタルトキハ當該博物館又ハ美術
館ハ其ノ都度文部大臣ニ報告スヘシ神社、寺院又ハ公共團體ノ所有
ニ屬スル國寶ナルトキハ尙當該地方長官ニ報告スヘシ
- 第十條 第八條ノ國寶滅失又ハ毀損シタルトキハ當該博物館又ハ美術
館ハ其ノ事由、實況並ニ當該國寶ノ名稱及員數ヲ具シ直ニ文部大臣
ニ報告シ且所有者ニ通知スヘシ神社、寺院又ハ公共團體ノ所有ニ屬
スル國寶ナルトキハ尙當該地方長官ニ報告スヘシ
- 第十一條 國寶保存法第八條ノ規定ニ依リテ支給スヘキ補給金ハ國寶
一件ニ付一年六圓以上百圓以下トシ文部大臣ニ於テ出陳ヲ命スル都
度之ヲ定ム
- 前項ノ補給金ノ支給ニ付テハ月割ヲ以テ計算シ一月ニ滿タサル日數

ハ之ヲ一月ト看做ス

- 第十二條 國寶保存法第九條ノ規定ニ依ル補償ヲ受ケントスルトキハ
滅失又ハ毀損シタル國寶ノ所有者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ遲滞ナク文
部大臣ニ申請スヘシ
 - 一 國寶ノ名稱及員數
 - 二 國寶ヲ出陳シタル博物館又ハ美術館ノ名稱及所在地
 - 三 滅失又ハ毀損スルニ至リタル事由並ニ毀損ニ付テハ其ノ程度
- 第十三條 國寶ノ指定解除アリタルトキハ國寶臺帳ヨリ當該國寶ノ登
録ヲ抹消ス
- 第十四條 國寶保存法第十二條但書ノ規定ニ依リテ別ニ管理者ヲ定メ
ントスルトキハ當該神職又ハ住職(佛堂ニ在リテハ受持僧侶)ニ於
テ其ノ事由ヲ具シ新ニ管理者ト爲ルヘキ者ト連署ノ上文部大臣ニ申
請スヘシ
- 第十五條 神社又ハ寺院其ノ所有ニ屬スル國寶ヲ處分セントスルトキ
ハ其ノ事由並ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ其ノ之ヲ變更
セントスルトキ亦同シ
 - 一 國寶ノ名稱及員數
 - 二 處分ノ方法
 - 三 對價、報酬又ハ之ニ準スヘキモノ
 - 四 處分ノ相手方ノ氏名(名稱)及住所
 - 五 出願者ノ資力ヲ證スルニ足ルヘキ事項
- 第十六條 神社又ハ寺院其ノ所有ニ屬スル國寶ヲ擔保ニ供セントスル
トキハ其ノ事由並ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ其ノ之ヲ
變更セントスルトキ亦同シ

- 一 國寶ノ名稱及員數
 - 二 擔保ノ期間
 - 三 擔保權者ノ氏名(名稱)及住所
 - 四 出願者ノ資力ヲ證スルニ足ルベキ事項
- 第十七條** 國寶ヲ擔保ニ供スル許可ヲ受ケタル神社又ハ寺院當該國寶ヲ擔保ニ供シ又ハ擔保契約ヲ解除シタルトキハ遲滞ナク文部大臣ニ届出ツヘシ
- 第十八條** 國寶保存法第十四條ノ規定ニ依リテ補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由並ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ
- 一 維持修理スヘキ國寶ノ名稱及員數
 - 二 維持修理ニ要スル工費豫算、設計仕様並ニ計畫圖及寫眞
 - 三 著手ノ時期及竣成期限
 - 四 出願者ノ資力ヲ證スルニ足ルヘキ事項
- 第十九條** 國寶ノ維持修理費ニ對シ國庫ヨリ補助金ヲ交付スル場合ニ於テハ當該國寶ノ所有者ハ少クトモ維持修理費總額ノ百分ノ五十ヲ負擔スヘキモノトス但シ特別ノ事情アルモノニ限り其ノ負擔ヲ輕減スルコトヲ得
- 第二十條** 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ管理方法ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ
- 第二十一條** 補助金ノ交付後ニ於テ設計仕様又ハ著手ノ時期若ハ竣成期限ノ變更ヲ要スルトキハ其ノ事由及變更設計仕様並ニ計畫圖ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ
- 文部大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス設計仕様ノ變更ヲ命スルコトヲ得

- 一 國寶ノ名稱及員數
 - 二 擔保ノ期間
 - 三 擔保權者ノ氏名(名稱)及住所
 - 四 出願者ノ資力ヲ證スルニ足ルベキ事項
- 第二十二條** 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ國寶ノ維持修理竣リタルトキヨリ二月内ニ實施仕様書、寫眞、圖面並ニ精算書ヲ添ヘ文部大臣ニ届出ツヘシ
- 第二十三條** 本令ノ規定若ハ補助金交付ノ條件ニ違反シ又ハ補助金交付ノ目的ヲ遂行スルコト能ハスト認ムルトキハ文部大臣ハ補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトヲ得
- 第二十四條** 神社又ハ寺院ノ所有ニ屬スル國寶ノ管理不適當ニシテ滅失又ハ毀損ノ虞アリト認ムルトキハ文部大臣ハ其ノ管理方法ヲ指定スルコトヲ得
- 第二十五條** 神社又ハ寺院其ノ所有ニ屬スル國寶ヲ博物館、美術館又ハ之ニ準スヘキ場所ニ出陳シ其ノ他當該神社又ハ寺院外ニ搬出セントスルトキハ其ノ事由並ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ
- 一 國寶ノ名稱及員數
 - 二 搬出ノ期間
 - 三 搬出先ノ場所及其ノ所在地
 - 四 荷造運搬ノ方法
 - 五 搬出期間中ニ於ケル保管ノ方法
- 第二十六條** 前條ノ規定ニ依リテ許可ヲ受ケタル神社又ハ寺院當該國寶再ヒ當該神社又ハ寺院內ニ搬入シタルトキハ遲滞ナク文部大臣ニ届出ツヘシ
- 第二十七條** 神社又ハ寺院其ノ所有ニ屬スル國寶ヲ模寫模造シ又ハ模寫模造ヲ承認セントスルトキハ其ノ事由並ニ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

- 一 國寶ノ名稱及員數
 - 二 模寫模造ノ期間
 - 三 模寫模造ノ方法
 - 四 模寫模造ニ從事スル者ノ氏名及住所
- 第二十八條** 國寶ノ維持修理、現狀變更等ノ場所ニ於テ佛像、經文、器物、銘文、棟札、埋藏物ノ類ヲ發見シタルトキハ當該國寶ノ所有者ヨリ其ノ實況ヲ具シ遲滞ナク文部大臣ニ届出ツヘシ
- 第二十九條** 本令ノ規定ニ依リテ神社、寺院又ハ公共團體ヨリ文部大臣ニ差出ス書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ第十八條、第二十一條及第二十二條ノ規定ニ依リテ神社、寺院又ハ公共團體以外ノモノヨリ文部大臣ニ差出ス書類ニ付亦同シ

附 則

本令ハ國寶保存法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和四年七月一日ヨリ施行)

古社寺保存法施行細則ハ之ヲ廢止ス

○特別保護建造物制札建設ニ關スル件

明治三十五年八月十三日
内務省訓令第十五號

古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物ニ指定セラレタル建造物ニ對シ保護上必要アリト認メタル場合ハ(明治六年敎部省第十三號達神社制札)ニ準シ制札ヲ建設スヘシ

制札ニハ左記禁止條項ニ準シ該當社寺ノ意見ヲ徵シ保護上必要ト認

- 一 建物ヲ汚漬又ハ毀損スルコト
- 一 喫煙ヲ爲スコト
- 一 糞リニ火ヲ用ユルコト
- 一 土足又ハ履物ノ儘上ルコト
- 一 建物ニ樂書スルコト
- 一 建物ニ廣告等ノ類ヲ貼付又ハ打付ルコト

○帝室博物館社寺寶物受託規程

昭和十一年十一月三十日
宮内省令第十二號

- 帝室博物館社寺寶物受託規程左ノ通定ム
- 第一條** 帝室博物館ニ於テ陳列ニ供スル爲社寺寶物ノ寄託ヲ受クルハ本規程ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條** 社寺其ノ寶物ヲ帝室博物館ニ寄託セムトスルトキハ寄託期間ヲ定メ書面ヲ以テ帝室博物館總長又ハ奈良帝室博物館長ニ申出ツヘシ寄託期間ヲ更新セムトスルトキ亦同シ
- 第三條** 帝室博物館寄託ノ目的物ヲ受領シタルトキハ附錄様式ノ受託證書ヲ交付シ返還スルトキハ之ト引換フヘシ
- 受託期間ヲ更新シタルトキハ受託證書ニ其ノ期間ヲ明記シ繼續ノ印ヲ押捺ス
- 第四條** 受託物ハ寄託期間内ト雖之ヲ返還スルコトアルヘシ
- 受託物ハ祭典法要修理其ノ他ノ事由ニ因リ寄託者ヨリ願出アリタル

第十章 營繕、國寶、史蹟名勝天然紀念物

- トキハ三十日ヲ限り之ヲ返還スルコトアルヘシ
- 前項ノ期間ハ修理其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得
- 第五條 寄託社寺ニ對シテハ毎年十二月ニ社寺交付金ヲ交付ス
- 第六條 寄託又ハ受託物ノ返還ニ要スル荷造費及運搬費ハ帝室博物館ニ於テ之ヲ負擔ス
- 第七條 寄託期間六年以上ニ互ル受託物ニ付テハ特別ノ事情アル場合ニ限り寄託者ノ申出ニ依リ帝室博物館ニ於テ其ノ修繕費ノ全部又ハ一部ヲ負擔スルコトアルヘシ
- 第八條 前條ニ依リ費用ヲ負擔スル受託物ノ修繕ハ帝室博物館内又ハ指定ノ場所ニ於テ之ヲ行フモノトシ帝室博物館總長ニ在リテハ同館長之ヲ監督ス
- 前項ノ修繕ノ方法及程度ニ付テハ當該社寺帝室博物館總長 奈良帝室博物館長 同館長 協議スヘシ
- 第九條 受託物ハ帝室博物館ニ於テ保管ノ責ニ任ス但シ天災地變其ノ他不可抗力ニ因リ滅失紛失又ハ毀損シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十條 本令施行ニ關スル細則ハ宮内大臣ノ認可ヲ經テ帝室博物館總長之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十一年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス
 明治二十八年宮内省達乙第一號ハ之ヲ廢止ス

(附録様式)

東博(奈博)第 號
 一 何 受 託 證 書
 附 屬 何 々
 右本館ニ寄託相成正ニ受託候也
 但シ寄託期間 自 年 月 日
 至 年 月 日
 年 月 日
 帝室博物館總長(奈良帝室博物館長)氏
 殿
 名官印

(裏面ニ帝室博物館社寺寶物受託規程ヲ掲記ス)

○史蹟名勝天然紀念物保存法

- 大正八年四月十日
 法律第四十四號
 朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル史蹟名勝天然紀念物保存法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
- 史蹟名勝天然紀念物保存法
- 第一條 本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然紀念物ハ内務大臣之ヲ指定ス前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ假ニ之ヲ指定スルコトヲ得
- 第二條 史蹟名勝天然紀念物ノ調査ニ關シ必要アルトキハ指定ノ前後

○史蹟名勝天然紀念物保存法施行令

- 大正八年十二月二十九日
 勅令第四百九十九號
- 沿革 大正一三年一月勅令第二八五號・昭和三年一月第二六九號・六年九月第二四〇號改正
- 朕史蹟名勝天然紀念物保存法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
- 史蹟名勝天然紀念物保存法施行令
- 第一條 當該吏員史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依ル行爲ヲ爲サルトキハ少クトモ三日前ニ關係土地物件ノ所有者及占有者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ
- 史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依ル行爲ヲ爲ス當該吏員ハ其ノ證據ヲ携帶シ關係者ノ請求アリタルトキハ之ヲ示スヘシ
- 日出前又ハ日没後ニ於テハ占有者ノ承諾アルニ非サレハ史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依リ邸内ニ立入ルコトヲ得ス
- 第二條 行政廳史蹟名勝天然紀念物保存法第三條ニ規定スル行爲ヲ爲サルトキハ地方長官ノ承認ヲ受クヘシ
- 第三條 史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依リ古墳ヲ發掘スル場合ニ於テハ當該吏員ハ地方長官ヲ經由シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 史蹟名勝天然紀念物保存法第三條又ハ前條ノ規定ニ依ル古墳ヲ發掘セムトスル場合ニ於テ地方長官許可又ハ承認ヲ與フルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

- ヲ問ハス當該吏員ハ其ノ土地又ハ隣接地ニ立入り土地ノ發掘障礙物ノ撤去其ノ他調査ニ必要ナル行爲ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 史蹟名勝天然紀念物ニ關シ其ノ現狀ヲ變更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲サルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
- 第四條 内務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ關シ地域ヲ定メテ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得
- 前項ノ命令若ハ處分又ハ第二條ノ規定ニ依ル行爲ノ爲損害ヲ被リタル私人ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス
- 第五條 内務大臣ハ地方公共團體ヲ指定シテ史蹟名勝天然紀念物ノ管理ヲ爲サシムルコトヲ得
- 前項ノ管理ニ要スル費用ハ當該公共團體ノ負擔トス
- 國庫ハ前項ノ費用ニ對シ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得
- 第六條 第三條ノ規定ニ違反シ又ハ第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮若ハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

附 則

本法施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム(大正八年五月勅令第二百六十一號ヲ以テ同年六月一日ヨリ施行)
 古社寺保存法第十九條ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十章 營繕、國寶、史蹟名勝天然紀念物

- 前二項ノ規定ニ依リ文部大臣認可ヲ爲ス場合ニ於テハ豫メ宮内大臣ニ協議スヘシ
- 第四條 史蹟名勝天然紀念物保存法第四條第二項ノ規定ニ依ル補償ハ通常生スヘキ損害ニ限リ之ヲ爲ス
- 前項ノ補償ノ額ハ地方長官ト損害ヲ被リタル私人トノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ文部大臣鑑定人ノ意見ヲ徴シ之ヲ決定スヘシ
- 前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得
- 第五條 史蹟名勝天然紀念物ニシテ國有地ニ屬スルモノハ文部大臣之ヲ管理ス但シ官用地又ハ國有林ニ屬スルモノニ付テハ主管ノ大臣ト協議シテ其ノ管理大臣ヲ定ム
- 第六條 文部大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ニシテ國有ニ屬スルモノヨリ生スル收益ヲ管理ノ費用ヲ負擔スル地方公共團體ノ所得ト爲スコトヲ得
- 第七條 史蹟名勝天然紀念物ノ管理ノ費用ヲ負擔スル地方公共團體ハ其ノ管理スル史蹟名勝天然紀念物ニ付觀覽料ヲ徵收スルコトヲ得

本令ハ大正九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則

大正八年十二月二十九日
内務省令第二十七號
沿革 昭和三年一二月文部省令第一七號改正

史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則左ノ通定ム

史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則

- 第一條 文部大臣史蹟名勝天然紀念物ノ指定ヲ爲シ又ハ其ノ指定ヲ解除シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス地方長官假指定ヲ爲シ又ハ其ノ假指定ヲ解除シタルトキハ亦同シ但シ指定セラレタル物ノ保存上必要ト認メタルトキハ告示セサルコトヲ得
- 第二條 史蹟名勝天然紀念物保存法第四條第一項ノ禁止若ハ制限ヲ爲シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス但シ指定セラレタル物ノ保存上必要ト認メタルトキハ告示セサルコトヲ得
- 第三條 史蹟名勝天然紀念物ノ所有者、管理者又ハ占有者ニ變更アリタルトキハ十日以内ニ新ナル所有者、管理者又ハ占有者ヨリ之ヲ地方長官ニ申告スヘシ
- 史蹟名勝天然紀念物ノ所有者、管理者又ハ占有者其ノ住所氏名ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ之ヲ地方長官ニ申告スヘシ
- 第四條 土地ノ所有者、管理者又ハ占有者古墳又ハ舊蹟ト認ムヘキモノヲ發見シタルトキハ其ノ現状ヲ變更スルコトナク發見ノ日ヨリ十日以内ニ左ノ事項ヲ具シテ地方長官ニ申告スヘシ
 - 一 發見ノ年月日
 - 二 所在地
 - 三 現狀
- 第五條 文部省ニ史蹟名勝天然紀念物ノ臺帳ヲ備フ
- 第六條 第三條及第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ二十圓以下ノ料料ニ處ス

附則

本則ハ大正九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○史蹟名勝天然紀念物ノ指定類別

大正九年六月二十一日
内務省告示第五十一號

- 史蹟名勝天然紀念物保存法第一條第一項ノ規定ニ依ル史蹟名勝天然紀念物ノ指定ハ左ノ二類ニ別テ之ヲ行フ
 - 第一類 國家的ノモノ
 - 第二類 地方的ノモノ

○史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル件

大正十一年六月二十二日
内務省發理第二五號地理課長依命通牒

北海道廳長官 府縣知事

史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ關シテハ左記ノ事項ニ御注意相成度候

記

- 一 史蹟名勝天然紀念物保存法第一條第二項ニ依リ假指定ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ其ノ種別、名稱、所在地、地籍、物件ノ調査並地籍圖ヲ具シ當省ヘ打合ハスコト
- 二 史蹟名勝天然紀念物保存法第三條ノ規定ニ依ル許可若ハ同法施行令第三條ノ規定ニ依ル承認ヲ爲サムトスル場合ニ於テ事ノ重要ト認メラルモノニ就テハ當省ヘ打合ハスコト
- 三 史蹟名勝天然紀念物保存法施行令第二條第一項ノ規定ニ依ル通知

第十章 營繕、國寶、史蹟名勝天然紀念物

ハ書面ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ日時、立入ルヘキ土地ノ區域及行爲ノ種類ヲ明記スルコト

四 史蹟名勝天然紀念物ヲ指定セラレタルトキハ左記各號ニ依ル處理ヲ爲シ保存上遺算ナキヲ期スルコト

イ 指定物件ノ所有者、管理者若ハ占有者其ノ他ノ利害關係者並所轄警察官署ニ對シ直テニ指定ノ事實及保存法違反者制裁ノ要領ヲ通知スルコト

ろ 標識、注意札ヲ建設スルコト

は 地域ヲ表示スル必要アル場合ハ境界標ヲ建設スルコト

に 保存上必要アル場合ハ圍柵若ハ覆屋ヲ建設スルコト

ほ 標識ノ大サハ八寸乃至一尺角トシ其ノ地上ノ高サハ五尺乃至八尺トスルコト

へ 標識ノ記載ハ左ノ例ニ依ルコト

史蹟(名勝).....(指定セラレタル名
天然紀念物).....(稱ヲ記スルコト)

史蹟名勝天然紀念物保存法ニ依リ

.....年.....月内務大臣指定

同

.....年.....月建設

と 注意札ノ文辭ハ成ルヘク平易ニ且啓發的ナラシムルコト

ち 標識、注意札其ノ他設備ノ爲國費ノ支出ヲ要スル場合ハ詳細ナル設計書、設計圖、位置圖、工費見積書ヲ具シ豫算ノ配付ヲ當省ニ申請スルコト

- 五 史蹟名勝天然紀念物保存法第四條第一項ノ規定ニ依ル地域ノ指定ヲ必要ト認メタルトキハ當省ニ具申スルコト
- 六 史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則第四條ノ規定ニ依ル申告ヲ受ケタルトキハ直チニ當省ヘ報告スルコト
- 七 臺帳記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ直チニ當省ヘ報告スルコト
- 八 明治七年太政官達第五十九號及明治十三年宮内省達乙第三號ニ依リ宮内省ヘ申出ラレタルトキハ同時ニ當省ヘ報告スルコト

○史蹟名勝天然紀念物ノ保存施設等ニ關スル件

大正十四年六月二十四日
內務省發理第七號

各地方長官宛

史蹟名勝天然紀念物ノ保存施設等ニ關スル件

史蹟名勝天然紀念物ノ保存施設ニ關シテハ大正十一年六月二十二日發理第二十五號通牒ノ次第モ有之候處其ノ後調査ノ進行ト共ニ指定保存物ハ益々増加シ從來ノ如ク各保存施設ノ全般ヲ國費ニ俟ツハ到底不可能ノ事ト相成候ノミナラス保存法ノ普及徹底並其ノ運用上斯ル施設ハ主トシテ地元ノ愛護心ニ據ルヲ最モ適當ト認メラレ候條爾今ハ左記ニ依リ之カ完成ヲ圖リ以テ史蹟名勝天然紀念物ノ保全ヲ期スル様致度候ニ付可然御配慮相煩ハシ度

- 一、管理者(保存法第五條ニ依リ內務大臣ノ指)又ハ神社寺院若ハ所有定ヲ受ケタル地方公共團體ヲ云フ)

者其ノ他ニ於テ保存施設(標識、注意札、境界標、圍柵其ノ)ヲ爲ス場合ハ設計仕様書設計圖建設位置圖彫刻及記載文辭並起工及竣工豫定年月等ヲ附シ豫メ當省ノ指揮ヲ受ケシムルコト

- 二、標識注意札境界標ノ形式ハ保存物並建設ノ場所ニ依リ各々異ニスヘキモノナルモ大體從前ノ例ニ據ラシムルコト
- 三、國庫ハ管理者ノ施行ニ係ル保存施設費ニシテ保存上必要已ムヲ得サルモノト認定シタル分ニ對シ當該年度豫算內ニ於テ其ノ二分ノ一ヲ補助ス但シ特殊ノ事情ナキ限り一史蹟名勝天然紀念物ノ保存施設費用ニ對スル最高補助額ヲ五百圓トス
- 四、保存施設以外ノ管理費用ニ對シテハ當分ノ內國庫ヨリ補助ヲ行ハス但シ特殊ノ事情アル場合ハ左記ニ依リ補助スルコトアルヘシ
- イ、修理費用ニ對シテハ其ノ三分ノ一以內
- ロ、其ノ他維持費用ニ對シテハ其ノ六分ノ一以內

五、神社、寺院又ハ所有者等ニ於テ保存施設ヲ爲ス場合ハ其ノ費用ニ對シ前項ニ準シ獎勵金ヲ交付ス保存施設以外ノ保存費用ニ付亦同シ

○社殿建設神苑設備ニ關スル注意
社殿其他ノ建物ノ調和ヲ保ツヘキコト

本殿以下社殿ト附屬建物ト其構造形式ヲ異ニスルモノ、例ヘハ神明造ノ社殿ニハ幡造ノ鳥居ヲ建テタルモノ、本殿瓦葺ニシテ拜殿檜皮葺ナルモノ、本殿拜殿檜皮葺ニシテ透塀瑞垣瓦葺又ハ板葺ナルモノ、著色セル社殿ニ接近シテ白木造ノ建物アル等ハ建物相互

○史蹟名勝天然紀念物保存要目

大正九年一月三十一日決定

史蹟名勝天然紀念物ニシテ保存スヘシト認ムヘキモノノ種類大要左ノ如シ(本要目ニ掲ケタル例ハ説明ノ便宜ノ爲ニセル) (モノニシテ直ニ之ヲ指定スルノ趣旨ニアラス)

史蹟

- 一 都城址、宮址、行宮址其ノ他皇室ニ關係深キ史蹟
- 二 社寺ノ跡及祭祀信仰ニ關スル史蹟ニシテ重要ナルモノ
- 三 古墳及著名ナル人物ノ墓並碑
- 四 古城址、城砦、防壘、古戰場、國郡廳址其ノ他政治軍事ニ關係深キ史蹟
- 五 聖廟、鄉學、藩學、文庫又ハ是等ノ址其ノ他教育、學藝ニ關係深キ史蹟
- 六 藥園址、悲田院其ノ他社會事業ニ關係アル史蹟
- 七 古關址、一里塚、窰址、市場址其ノ他產業交通土木等ニ關スル重要ナル史蹟
- 八 由緒アル舊宅、苑池、井泉、樹石ノ類
- 九 貝塚、遺物包含地、神籠石其ノ他人類學及考古學上重要ナル遺蹟
- 十 外國及外國人ニ關係アル重要ナル史蹟
- 十一 重要ナル傳説地名
- 一 著名ナル公園及庭園

一 建物ノ配置上注意スヘキコト

本殿、拜殿等重要ナル建物ノ附近ニ倉庫(土藏)及戰利品又ハ消防器具格納所、參拜人休憩所等ノ如キ、直接祭祀ニ關係ナキ建物ヲ設ケタルハ神域ヲ俗化シ森嚴ヲ失墜スルノ嫌アルヲ以テ、新設ノ際ハ特ニ其ノ位置ニ注意スヘク、又右建物ノ外湯殿及便所等ニ付テハ境内ノ正面ヨリ觀望シ得サルヤウ適當ニ植樹等ヲナシテ目隠シヲ施スヘシ、又社務所等火器ヲ常用スル建物ニアリテハ火災豫防上社務ニ支障ナキ限り新築改築ノ場合ハ成ルヘク社殿ト遠距離ノ場所ヲ撰定セラレシムルコトヲ望ム

一 神苑タルノ面目ヲ維持スルコト

神苑ヲ新設スル場合ニハ其俗化セザラシムコトヲ要ス例ヘハ芝生地ノ上ニ築山泉水等ヲ設ケ奇石ヲ蒐メテ裝飾ヲ施シ其ノ周圍ニ楓、躑躅其他ノ花木類ヲ栽植シ所々四阿屋及雪見燈籠ヲ配スル等一見普通庭園ノ觀アルカ如キハ却テ社頭ノ尊嚴ヲ潰シ天然ノ風致ヲ損スル場合多キヲ以テ之カ設計ニ付テハ慎重考慮ヲ加ヘ殊ニ境内森林トノ區劃及配合ヲ慮リ成ルヘク人工的施設ヲ避ケ自然ノ地形ヲ利用シ主トシテ常綠樹ヲ植附クル等ノ方針ヲ採リ以テ神苑タルノ名ニ反スルカ如キコトナキ様經營セラレシムルコトヲ望ム

- 二 著名ナル橋梁及堤防築堤
- 三 著名ナル花樹、花草、紅葉及鳥獸、虫魚ノ名所
- 四 著名ナル奇岩(材木岩、依岩、天然橋、石柱等)
- 五 著名ナル峡谷及急流、深淵
- 六 著名ナル瀑布
- 七 著名ナル湖沼(例セハ山形縣大沼)
- 八 浮島
- 九 松林アル砂丘、砂嘴ニシテ著名ナルモノ
- 十 著名ナル海岸、島嶼其ノ他ノ景勝地
- 十一 著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地點

天然紀念物

天然紀念物ニシテ保存スヘシト認ムヘキモノ左ノ如シ

其ノ一

- 一 動物ニ關シ保存スヘシト認ムヘキモノ左ノ如シ
 - 一 現時日本ニ存在スル著名ノ動物ニシテ世界ノ他ノ部分ニ未ダ發見サレサルモノ(例セハ臺灣ノみかどきじ及はなどり琉球諸島ノあかひげ、奄美大島ノりりがけす、同島產黑兔等)
 - 二 比較的近世マテ世界ノ他ノ部分ニモ存在セシモ爾來漸ク其ノ數ヲ減シ現時ハ僅ニ日本ニ於テノミ其ノ遺類ノ發見サルモノ(例セハ日本海ノ兒鯨)
 - 三 日本ノ領域、領海ニ存在シ近時ニ至リテ漸ク其ノ跡ヲ絶タントシツツアルモノ(例セハへらさぎ、たいさぎ、とき、のがんノ類、北海道及樺太ノ黑貂、樺太ノ麝香鹿、千島ノ臘虎、樺太ノ臘熊、沖繩ノ儒艮等)

- 六 蘇鐵ノ境界地、常磐地方海岸ニ於ケル玫瑰ノ境界地(例セハ日向國霧島山中ニ於ケル海菜ノ野生セル一帶ノ土地)
- 七 野生樹ニシテ著シキ奇態ヲ現ハセルモノ(例セハ信州ノ枝無葉)
- 八 絶滅ニ瀕セル植物
- 九 池沼、湖沼、河海等ニ生スル水草類、藻類、苔類、地衣等ニシテ珍奇ナルモノ
- 十 洞穴内又ハ瀧壺ニシテ固有ナル植物ノ發生セル所
- 十一 泥炭地ニシテ固有ナル泥炭形成植物ノ盛ニ發生セル部分(例セハ北海道美唄及篠津邊ノ原野)
- 十二 海岸又ハ河湖ノ岸邊ノ砂丘ニシテ固有ナル砂防植物ノ發生セル所(例セハ常陸國太田ノ砂山ノ一部)
- 十三 温泉ノ水源並是ヨリ流出スル熱水又ハ温水中ニ固有ナル下等植物ノ盛ニ發生セル等(例セハ日光湯元温泉ニ於ケルモノ)
- 十四 固有ナル原野植物群落(例セハ東京附近荒川沿岸ノ櫻草ノ發生地)
- 十五 蘭類、羊齒類、石松類、蔓植物、地衣、蘚苔等盛ニ發生シタル土地又ハ是等ノ植物ノ多ク着生シタル林樹
- 十六 陸地ニ遠カラサル島嶼ニシテ其ノ植物區系ノ特異ナルモノ(例セハ宮崎縣下ノ青島、鹿兒島縣下志布志ノ蒲葵島)
- 十七 現ニ稀少トナリ又稀少トナルヘキ虞アル野生ノ有用植物

- 三 地質礦物ニ關シ保存スヘシト認ムヘキモノ左ノ如シ
 - 一 岩石及礦物ノ露出(例セハ秩父ニ於ケルモノ)
 - 二 礦物賦存ノ狀態(例セハ福島縣石川ニ於ケルモノ)

第十章 營繕、國寶、史蹟名勝天然紀念物

- 四 日本特有ノ産ニ非サルモ東亞著名ノ動物トシテ之カ保存ノ望マシキモノ(例セハはんざき等)
- 五 著名ナル動物ノ蕃殖地又ハ渡來地(例セハ山口縣熊毛郡八代村及鹿兒島縣出水郡阿久根ニ於ケル鶴類ノ渡來地、兵庫縣出石ノ鶴山(こうのとりノ蕃殖地)青森縣八戸無島うみねこ蕃殖地、高知縣蒲葵島おほみづなざと蕃殖地、富山縣越中沿岸ニ於ケルほとらるかノ群游スル海面其ノ他小禽類ノ蕃殖ト渡來地トヲ兼ネタルモノ等)
- 六 日本ニ於テ發見サル各種ノ象、犀、鹿等ノ巨獸及其ノ他著名動物ノ遺物發見地
- 七 山地、平地、沼池、森林、沼湖、海濱、河海、島嶼、洞窟等ニ於ケル特有ノ動物或ハ動物群全部
- 八 日本特有ナル畜養動物(例セハ土佐ノ長尾鶏、鶉尾ちやぼ、狎、土佐犬、秋田犬、隱岐馬、土佐駒、種子ケ鳥うしろま等)
- 九 家畜以外ノ動物ニシテ海外ヨリ我國ニ移植セラレ現時野生ノ狀態ニアル著名ナルモノ(例セハ對馬ノ高麗雉、肥前ノかさざき、小笠原島ノ鹿)
- 二 植物ニ關シ保存スヘシト認ムヘキモノ左ノ如シ
 - 一 社叢、著シキ並木、名木、巨樹、老樹
 - 二 代表的原始林、稀有ノ林相
 - 三 代表的高山植物帶
 - 四 珍奇ナル植物ノ所在地(例セハ下野國庚申山ニ於ケル庚申草ノ發生セル一帶ノ土地)
 - 五 著シキ植物ノ分布ノ境界ヲ示セル所(例セハ九州南部ニ於ケル

- 三 礦物ノ成因ヲ示セル狀態(例セハ福島縣石川ニ於ケルモノ)
- 五 斷層、裂罅、陷落
- 六 地層ノ整合及不整合
- 七 洞穴(例セハ長門ノ瀧穴)
- 八 火山岩ノ種々構造(例セハ玄武洞)
- 九 温泉殊ニ間歇泉(例セハ宮城縣ノ鬼首、熱海、鹽原ニ於ケルモノ)及其ノ他ノ火山現象並其ノ沈澱物(例セハ日光西澤、長崎縣小濱ニ於ケルモノ)
- 十 湧泉(例セハ長門ノ瀧穴ニ於ケルモノ、富士大宮淺間神社境内ノ湧玉ノ池ニ於ケルモノ)、冷礦泉(例セハ磯部ニ於ケルモノ)
- 十一 風化(例セハ甲斐國昇仙峽ニ於ケルモノ)及浸蝕ニ關スル現象(例セハ木曾寢覺ニ於ケルモノ)
- 十二 泥火山(例セハ台灣ノ台南地方ニ於ケルモノ)
- 十三 隆起海岸(例セハ台灣ノ打狗ニ於ケルモノ)

古社寺保存金管理規則

明治三十二年十二月五日 縣令第九十五號

- 第一條 古社寺保存法ニ依リテ附セラレタル保存金ノ保管ハ當廳指定ノ銀行ニ預ケ入ルヘシ
- 但預金多額ニシテ据置期間ノ延長ニ涉ルトキハ相當擔保品
- 第二條 古社寺保存法施行前ニ下附セラレタル保存金ニ係ル公債證書

第十章 營繕、國寶、史蹟名勝天然紀念物

ハ當廳ニ現金ハ大藏省預金局又ハ逓信省爲換貯金局若ハ確實ナル銀行へ預ケ入ルヘシ

但銀行へ預ケ入ラ爲サントスルトキハ豫メ其銀行名ヲ記載シ當廳ノ認可ヲ受クヘシ

前項保存金ノ下附ヲ受クルニ付社寺ニ於テ募集蓄積シタル保存金並該金ヲ以テ購入シタル公債證書ハ前項ニ準シ保管スヘシ

但募集蓄積金ヲ他へ貸付タルモノハ其契約期限ヲ待チ還付ノ上本條ノ手續ヲ履行スヘシ

第三條 前條下附ノ保存金ハ利倍增殖シ若シ之レカ支出ヲ要スルトキハ左ノ事項ヲ具シ當廳へ出願スヘシ

一、支出ヲ要スル事由

一、支出金額並保存金及其利子ノ現在額

一、建造物ノ修理ニ係ルトキハ其工費豫算設計仕様並竣成期限

第四條 下附ノ保存金ヲ以テ爲スヘキ建造物並寶物ノ修繕ハ其着手前十日竣工シタルトキハ精算書ヲ添へ竣工後十五日以内ニ當廳へ届出ヘシ

第五條 下附ノ保存金ハ當廳ノ副書アル文書ニ係ルニアラサレハ預ケ入又ハ引出スコトヲ得ス

第六條 下附ノ保存金及其利子ノ收入支拂ハ別紙雛形ニ依リ一ケ年間ノ精算表ヲ製シ翌年一月末日迄ニ所轄郡市役所ヲ經テ當廳へ差出スヘシ

但官國幣社ニ係ルモノハ直ニ當廳へ差出スヘシ

第七條 保存金ノ下附ヲ受ケタル社寺ハ其ノ社寺ノ印鑑並ニ神職住職ノ印鑑ヲ當廳並所轄郡市役所へ届出置クヘシ

第八條 社寺以外ニシテ保存金ノ下附ヲ受ケタルモノ總テ本則ヲ準用ス

精算表雛形

古社寺保存資金年末精算

社 寺 名

受金
下賜金又ハ前年越金
何公債證書額面
年賦寄附金
當籤元金
一時寄附金
公債利子
預ケ金
土地所得金
寄附金
何附金

拂金
整理公債額面證書買入代價
社殿堂宇修繕費
何所へ預金
何所へ預金

現金
現公債證書額面
何所へ預金
何所有地々價

備考
何々
右及報告候也

古社寺建造物修繕規程

縣令第二十二號
明治三十五年三月

第一條 本規程ニ於テ古社寺建造物ト稱スルハ古社寺保存法實施以前及同法第一條ニ依リ保存金ノ下附ヲ受ケ又ハ知事ニ於テ保存ノ必要アリト認定シタル社寺ノ建造物ヲ云フ

第二條 修繕ハ總テ舊觀ヲ保存スルヲ以テ本旨トシ古材及古金具等ハ可成修繕ヲ加ヘ之ヲ使用シ保存上特ニ必要ト認ムルモノノ外舊觀ノ仕様ヲ變更スルコトヲ得ス

第三條 社寺ハ明治三十三年縣令第九五號第三條第四條ニ依リ修繕工事ノ出願及届出ニシテ其ノ工事ヲ請負ニ付スルモノハ請負人ノ身元及資格並契約書案ヲ添へ官國幣社ヲ除クノ外總テ當該市町村長ノ證明ヲ得テ差出スヘシ

第四條 修繕工事ニ著手セントスルトキハ知事ノ認可ヲ得テ建築ニ經験アルモノヲ撰用若ハ囑託シ常ニ其ノ工事ヲ監督セシムヘシ

第五條 社寺ハ監督者ヲシテ毎月工事出來形ノ調査ヲ作ラシメ監督者

第十章 營繕、國寶、史蹟名勝天然紀念物

連署ノ上翌月五日限り當廳ニ報告スヘシ
第一項古社寺保存法ニ依リ修理保存金ヲ下附セラレタル場合ニ於テ其保存金下附ノ年度内ニ修繕ニ著手セルモノ若ハ著手スルモ竣工セサル者ハ前項ノ外尙其修理全部結了ニ至ル迄ノ期間毎年度經過後一ケ月以内ニ左ノ事項ニ關シ一廉每(同一物件ニ對シ繼續下附セ)ニ前年度ノ狀況ヲ報告スヘシ但初メテ保存金ヲ下附セラレタル物件ニシテ其下附ノ日年度終了前一ケ月以内ナルトキハ其年度ノ報告ハ特ニ之ヲ行ハス翌年度ノ報告ト併セテ之ヲ行フコトヲ得

第一 下附保存金異動報告

前年度越高

本年度下附金

預金利子

受但何年何月ヨリ何月ニ至ル何ケ月分此利率何程

計金何程
金
、、、、、
、、、、、

拂
金
何程
、、、、、
、、、、、

現金
金
、、、、、
、、、、、

何月何日何所預入
何月何日修理費支出ノ爲メ拂戻
、、、、、
、、、、、

何所預金
現所預金

備考

- 一、預金利子ハ實際收入シタルモノヲ掲記スヘシ
- 一、金庫又ハ銀行ヘ預ケ入ルルモ利子ヲ付セサルモノハ其理由ヲ備考欄ニ掲記スヘシ
- 第二 支出濟修理費區分報告
 - 金 下附保存金(利子ヲ)ヨリ支出
 - 金 社寺負擔金トシテ支出
 - 計金

第三 修理進行模様報告

此報告ニハ一修理ニ著手セサルモノハ其未著手ノ事並ニ其理由ヲ記載シ(二修理ニ著手セルモノハ其年度内ニ行ヘル事項(假令ハ何々ノ材料何程ヲ買入レ何々ノ部ノ修理全部又ハ何分通りヲ終レリト云フノ類)ヲ可成詳細ニ記載スヘシ尤モ修理ノ爲メ遠隔ノ地ヘ搬出シタルモノニシテ其修理ノ狀況ヲ報告シ難キトキハ何年何月竣工ノ見込ヲ以テ何々ヘ修理ヲ委託シ何月何日同所ヘ搬出濟等ノ事ヲ記スヘシ

第二項本規程第十條ニ依リ工事ノ全部ヲ當廳ヘ委託セルモノハ本條ノ報告ヲ要セス

第六條 第三條ノ修繕工事ニシテ其ノ設計仕様等ヲ要スルトキハ更ニ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 修繕工事費仕拂ノ爲メ保存金ノ引出シヲ要シ當廳ノ副書ヲ申請スルトキハ工費ノ種類其ノ他計算ノ基ク所ヲ明記シタル圖書ヲ添付スヘシ

第八條 知事ニ於テ認定シタル建造物ニシテ當該社寺ノ蓄積金又ハ寄附金等ヲ以テ修繕セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ出願スヘシ

附金等ヲ以テ修繕セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ出願スヘシ

- 一 修繕ヲ要スル理由及社寺ノ資力
- 二 建造物ノ名稱及年代
- 三 工事豫算及其用途
- 四 設計仕様及圖面
- 五 著手期日及竣工期限

第九條 前條ノ出願ニシテ知事ノ許可ヲ得タルトキハ總テ本規程ノ定ムル處ニ依リ修繕スヘシ

第十條 社寺ニシテ請負人ヲ得サルトキ若ハ知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ工事ノ全部又ハ一部ヲ縣廳ニ委託若ハ委託セシムルコトアルヘシ

第十一條 社寺ハ前條ニ依リ工事ヲ縣廳ニ委託シ若ハ委託スヘキコトヲ命セラレタルトキハ修繕費ノ全部又ハ一部ヲ縣廳ニ差出シ其ノ保管及支拂ヲ知事ニ委任スヘシ

第十二條 委任工事施設ノ爲メ特ニ修繕事務所ヲ置キ臨時職員ヲ撰任シ之ヲ掌理セシムルコトアルヘシ

前項ニ依リ修繕事務所ヲ置クトキハ縣高等官中ノ一人ヲ以テ事務所長ニ充テ其收支出納ハ内務部第五課ニ於テ取扱フモノトス

第十三條 委託工事ニシテ保存法施行細則第三條第一項ノ手續ヲ要スルトキハ事務所長ヨリ知事ノ許可ヲ受ケ變更ニ係ル設計仕様又ハ竣工延期及其ノ事由ヲ記シ之ヲ社寺ニ通告シ社寺ハ此ノ通告ニ依リ其ノ手續ヲナスヘシ

第十四條 委託工事ノ竣工シタルトキハ其ノ精算書ヲ社寺ニ通告シ社

寺ハ此精算書ニ依リ保存法施行細則第四條ノ手續ヲナスヘシ
第十五條 本規程第二條乃至第九條ニ違背シタルトキハ工事ノ中止ヲ命シ保存金及修繕費ノ支出ヲ禁スルコトアルヘシ

○官國幣社建物等改修ニ關スル件

明治三十一年九月二十一日
栃木縣令第五十一號

日光二荒山神社事務所
宇都宮二荒山神社事務所
東照宮社務所

○栃木縣史蹟名勝天然紀念物指定一覽

名	種別	指定ノ事由	所在地	指定年月	管理者
下野藥師寺	史蹟	二	河内郡藥師寺村	大正十年三月	藥師寺村
下野國分寺	史蹟	同	下都賀郡國分寺村	同	國分寺村
足利學校	史蹟	同	足利市昌平町	同	足利市
(聖廟及附屬建物ヲ含ム)					
庚申草生地	史蹟	四	下都賀郡國分寺村	大正十一年三月	國分寺村
小金井一里塚	史蹟	七	上野郡日光町、今市町、	同	栃木縣
日光並木寄進碑	史蹟	同	上野郡日光町、今市町、	同	栃木縣
足利氏宅(饒阿寺)	史蹟	八	河内郡大澤村、豐岡村、	同	足利市
湯澤噴泉塔	史蹟	九	鹽谷郡栗山村	同	(農林省)
大谷石窟佛	史蹟	二	河内郡城山村	大正十五年二月	(大谷寺)
佐貫石佛	史蹟	同	鹽谷郡船生村	同	(觀音堂)
琵琶塚古墳	史蹟	同	下都賀郡桑村	同	桑村
愛宕塚古墳	史蹟	同	同	同	壬生町

第十章 營繕、國寶、史蹟名勝天然紀念物

車塚	古墳	史	史、三、九	下都賀郡壬生町	大正十五年二月	壬生町
牛塚	古墳	同	同、三	同	同	同
壬生一里塚	同	同	同、七	上郡賀郡日光町	昭和三年三月	栃木縣
華嚴瀑及中宮祠湖(中禪寺湖)湖畔	名	同	名、六、七	芳賀郡物部村	昭和六年三月	物部村
櫻町陣屋	史	同	史、四	宇都宮市鐵炮町、馬場町	昭和七年三月	宇都宮市
明治天皇宇都宮行在所	同	同	同、一	上郡賀郡日光町	昭和八年十一月	(輪王寺)
明治天皇日光行在所	同	同	同	下郡賀郡小山町	同	小山町
明治天皇小山行在所	同	同	同	鹽谷郡阿久津村	昭和九年十一月	阿久津村
明治天皇阿久津行在所	同	同	同	那須郡那須村	昭和九年十一月	
御野立所及御講評所	同	同	同	同 馬頭町	同 十二月	
明治天皇高久御野立所	史	同	同	上郡賀郡日光町	昭和十一年十一月	
唐御所	同	同	同	同	同	
明治天皇七里御小休所	同	同	同	同	同	
馬返御小休所	同	同	同	那須郡芦野町	同	
同	同	同	同	同 上江川村	同	
明治天皇引田原御小休所	同	同	同	同 芦野町	同	
附御膳水	同	同	同	下郡賀郡岩舟村	同	
明治天皇夫婦石御野立所	同	同	同	宇都宮市旭町	同 十二月	
明治天皇鷲巢御野立所	同	同	同	上郡賀郡日光町	同	
宇都宮ノ大櫓	天	同	同	鹽谷郡鹽原町	昭和十二年四月	
金剛	同	同	同	下郡賀郡壬生町	同 七月	
逆杉	同	同	同	栃木市入舟町	同 十二月	
明治天皇壬生行在所	史	同	同			
明治天皇栃木行在所	同	同	同			

出流原辨天池	天	同	同	安蘇郡赤見村	昭和十三年十二月	
明治天皇華嚴瀧御觀覽御野立所	史	同	同	上郡賀郡日光町	昭和十四年九月	
明治天皇中野茶屋御野立所	同	同	同	二荒山神社中宮祠境内	同	
明治天皇大田原御小休所	同	同	同	那須郡大田原町字南町	同	
名草村巨石群	天	同	同	足利郡名草村字折木	同	
知事指定						
大内廢寺址(附塔法田堂址)	史	同	同	芳賀郡大内村	大正十三年三月	
藤岡貝塚	同	同	同	下郡賀郡藤岡町	大正十三年二月	
東根供養塔	同	同	同	河内郡吉田村	大正十四年五月	
小侯板碑	同	同	同	足利郡小侯町	大正十三年二月	

第十章 營繕、國寶、史蹟名勝天然紀念物

第十一章
曆
守
札

○太陰曆ヲ廢シ太陽曆ヲ頒行ス

明治五年十一月九日
太政官布告第三百三十七號

今般改曆ノ儀別紙 詔書ノ通被 仰出候條此旨相達候事
(別紙)

詔書 寫

朕惟フニ我邦通行ノ曆タル太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ太陽ノ躡度ニ合
ス故ニ二三年間必ス閏月ヲ置カサルヲ得ス置閏ノ前後時ニ季候ノ早晚
アリ終ニ推歩ノ差ヲ生スルニ至ル殊ニ中下段ニ掲クル所ノ如キハ率ネ
妄誕無稽ニ屬シ人知ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセス蓋シ太陽曆ハ太陽ノ
躡度ニ從テ月ヲ立ツ日子多少ノ異アリト雖モ季候早晚ノ變ナク四歲毎
ニ一日ノ閏ヲ置キ七千年ノ後僅ニ一日ノ差ヲ生スルニ過キス之ヲ太陰
曆ニ比スレハ最モ精密ニシテ其便不便モ固リ論ヲ俟タサルナリ依テ自
今舊曆ヲ廢シ太陽曆ヲ用ヒ天下永世之ヲ遵行セシメン百官有司其レ斯
旨ヲ體セヨ

一今般太陰曆ヲ廢シ太陽曆御頒行相成候ニ付來ル十二月三日ヲ以テ明
治六年一月一日ト被定候事

但新曆鏤板出來次第頒布候事

一ケ年三百六十五日十二ヶ月ニ分チ四年毎ニ一日ノ閏ヲ置候事

一時刻ノ儀是迄晝夜長短ニ隨ヒ十二時ニ相分チ候處今後改テ時辰儀時
刻晝夜平分二十四時ニ定メ子刻ヨリ午刻迄ヲ十二時ニ分チ午前幾時
ト稱シ午刻ヨリ子刻迄ヲ十二時ニ分チ午後幾時ト稱候事

一時鐘ノ儀來ル一月一日ヨリ右時刻ニ可改事

第十一章 曆 守札

但是迄時辰儀時刻ヲ何字ト唱來候處以後何時ト可稱事

一諸祭典等舊曆月日ヲ新曆月日ニ相當シ施行可致事

太陽曆 一年三百六十五日 閏年三百六十六日(四年毎ニ置之)

一月	大	三十一日	其一日	即舊曆壬甲	十二月三日
二月	小	二十八日	其一日	同 癸酉	正月 四日
三月	大	三十一日	其一日	同	二月 三日
四月	小	三十日	其一日	同	三月 五日
五月	大	三十一日	其一日	同	四月 五日
六月	小	三十日	其一日	同	五月 七日
七月	大	三十一日	其一日	同	六月 七日
八月	大	三十一日	其一日	同	閏六月 九日
九月	小	三十日	其一日	同	七月 十日
十月	大	三十一日	其一日	同	八月 十日
十一月	小	三十日	其一日	同	九月 十二日
十二月	大	三十一日	其一日	同	十月 十二日

大小每年替ルコトナシ

時刻表

午前		午後	
零時	子刻	一時	子半刻
一時	寅刻	二時	寅半刻
二時	辰刻	三時	辰半刻
三時	巳刻	四時	巳半刻
四時	未刻	五時	未半刻
五時	申刻	六時	申半刻
六時	酉刻	七時	酉半刻
七時	戌刻	八時	戌半刻
八時	亥刻	九時	亥半刻
九時	子刻	十時	子刻
十時	寅刻	十一時	寅刻
十一時	辰刻	十二時	辰刻

○閏年ニ關スル件

明治三十一年五月十一日
勅令第九十號

朕閏年ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
神武天皇即位紀元年數ノ四ヲ以テ整除シ得ヘキ年ヲ閏年トス但シ紀元
年數ヨリ六百六十ヲ減シテ百ヲ以テ整除シ得ヘキモノノ中更ニ四ヲ以
テ其ノ商ヲ整除シ得サル年ハ平年トス

○曆面中陰曆月日記載セサル件

明治四十一年九月三十日
文部省告示第二三十五號

明治四十四年曆ヨリ陰曆ノ月日記載セス

○頒曆授時ニ關スル件

明治三年四月二十二日
太政官布告

頒曆授時之儀ハ至重之典章ニ候處近來種々之類曆世上ニ流布候趣無謂
事ニ候自今弘曆者之外取扱候儀一切嚴禁被 仰出候事

○本曆等頒布及一枚摺略曆出版
許可ニ關スル件

明治十五年四月二十六日
太政官布達第八號

本曆並略本曆ハ明治十六年曆ヨリ伊勢神宮ニ於テ頒布セシムヘシ

○神宮大麻頒布ニ關スル件

明治十一年三月二十三日
内務省達乙第三十號

神宮大麻頒布之儀ニ付明治五年元教部省ヨリ相達置候趣モ候處右ハ
自今地方官ノ關係ニ不及候條其受不ハ人專ラ民ノ自由ニ爲任候儀ト可
心得此旨相達候事

○神宮大麻曆頒布普及方ノ件

大正九年十一月十二日
神司社第六六號神司局長通牒

北海道廳長官 府縣知事
標記ノ件ニ關シテハ貴官御援助ノ下ニ年々好成績ヲ擧ケ殊ニ昨年ノ如
キハ大麻初穂料改正實施ノ初期ニ際シ頒布實數ニ於テ多數ノ増加ヲ見
タルハ神宮崇敬上效果鮮ナカラサル儀ト被存候然ルニ昨今ノ思想界變
慮スヘキモノアルヲ以テ此際神宮大麻ノ普及ヲ計ルト同時ニ神宮崇敬
心ヲ作興スルコトニ一層ノ努力ヲナスハ勿論ナルモ一面地方廳ノ御盡
力ニ依リ更ニ有效ノ方法ヲ講シ度旨神宮大宮司ヨリ申出有之候ニ就テ
ハ右御諒知ノ上可然御配慮相成度

○神宮大麻及曆頒布規程

昭和二年七月二日
神宮司廳達第七號
神宮大麻及曆頒布規程左ノ通改正ス
神宮大麻及曆頒布規程

一枚摺略曆ハ明治十六年曆ヨリ何人ニ限ラス出版條例ニ準據シ出版ス
ルコトヲ得
但明治九年十月内務省甲第三十九號布達ハ取消ス
右布達候事

○一枚摺略曆ニ記載事項ノ件

明治二十三年十月三十日
文部省令第二號

沿革 明治四一年九月文部省令第二九號改正

明治十五年四月太政官第八號布達第二項ニ依リ出版スル所ノ一枚摺略曆
ハ自今左ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 一枚摺略曆ハ左ニ列記スル事項ニ限り記載スルモノトス
 - 一 年號及紀元ノ年數干支
 - 一 毎月ノ一日
 - 一 日月食並其時間
 - 一 大祭祝日並神社例祭大祓
 - 一 日曜表甲子表庚申表己巳表
 - 一 二十四節氣及雜節
 - 一 新月滿月
 - 一 第二號乃至第七號ニ相當スル陽曆日
- 以上ノ事項ハ東京帝國大學ニ於テ編纂スル所ノ曆ニ依ルヘシ但前各號
規定ノ外本曆略本曆ニ掲載セサル事項ヲ記入スルハ此ノ限ニ在ラス

第一條 神宮神部署長ハ大麻及曆ノ頒布ヲ道府縣神職團體ニ囑託スル
コトヲ得但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ當分ノ内之ヲ地方行政廳
又ハ郡市神職團體ニ囑託スルヲ妨ケス

第二條 大麻及曆ノ頒布ハ毎年十月十五日ニ開始シ十二月末日迄ニ之
ヲ終了スヘシ但シ地方ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ翌年二
月二十日迄之ヲ延長スルコトヲ得

第三條 神宮神部署長ハ頒布開始前頒布式ヲ行フヘシ

第四條 頒布ノ大麻ハ初穂料一體金拾錢トス
希望者ニ對シテハ特大大麻ノ授與スルコトヲ得其ノ初穂料ハ一體
金五拾錢トス

第五條 曆ノ料金ハ本曆一部金五拾錢、略本曆一部金五錢トス

第六條 神宮神部署長ハ頒布ノ囑託ヲ受ケタル者ヲシテ左ノ區分ニ依
リ大麻初穂料及曆料金ヲ納入セシムヘシ

第一期 十二月末日現在交付數ニ對スル 翌年一月末日限
第二期 大麻初穂料及曆料金ノ十分ノ五

第七條 神宮神部署長ハ頒布ノ囑託ヲ受ケタル者ニ左ノ頒布費ヲ支給
スヘシ(省略)

第八條 朝鮮、臺灣、樺太其ノ他海外居留民ニ對スル頒布ニ關シテハ
本規程ヲ適用セス

第九條 本規程施行ノ爲必要ナル事項ハ神宮神部署長之ヲ定ムヘシ

附 則
本規程ハ昭和二年度頒布ヨリ之ヲ施行ス

第十一章 曆 守札

○守札ニ關スル件

明治十五年十月十八日
内務省達乙第五十五號

府 縣

神社寺院之守札ト可認モノ及神佛號ヲ記載セル畫像ハ其神社寺院ノ外
出版不相成候儀ト可心得此旨相達候事

但從前屆濟ノ分ト雖モ本文ニ抵觸之不都合ト認ムル場合ニ於テハ更
ニ申出ツヘシ

(非現行) ○皇太神宮大麻頒布ニ關スル件

明治四年十二月二十二日
神祇省告諭

皇太神宮大麻之儀ハ今般從大宮司從來之振合ヲ以テ海内一般へ頒布
相成候尤從前師職竝諸國檀家ト唱へ分配致來候弊習ハ既ニ被廢止候
事右之通爲心得相達候事

第十二章 雜 則

第十一章 府 守札

○守札ニ關スル件

明治十五年十月十八日
内務省達乙第五十五號

府 縣

神社寺院之守札ト可認モノ及神佛號ヲ記載セル畫像ハ其神社寺院ノ外
出版不相成候儀ト可心得此旨相違候事
但從前屆時ノ分ト雖モ本文ニ紙割之不相合ト認ムル場合ニ於テハ更
ニ申出ツヘシ

(非現行) ○皇太神宮大麻頒布ニ關スル件

明治四年十二月二十二日
神祇省告示

皇太神宮大縣之儀ハ今般從大宮司從來之振合ヲ以テ海内一般へ頒布
相成候尤從前師職並諸國檀家ト唱へ分配致來候際習ハ既ニ被廢止候
事有之通爲心得相違候事

第十二章 雜 則

○位階令

大正十五年十月二十一日
勅令第三百二十五號

朕位階令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

位階令

第一條 位ハ左ノ十六階トス

- 正一位
- 從一位
- 正二位
- 從二位
- 正三位
- 從三位
- 正四位
- 從四位
- 正五位
- 從五位
- 正六位
- 從六位
- 正七位
- 從七位
- 正八位
- 從八位

一位ハ親授二位以下四位以上ハ勅授五位以下ハ奏授トス

第二條 位ハ左ニ掲タル者ヲ敍ス

第十二章 雜則

一 國家ニ勳功アリ又ハ表彰スヘキ效績アル者

二 有爵者及爵ヲ襲クコトヲ得ヘキ相續人

三 在官者及在職者

第三條 前條ニ掲タル者死亡シタル場合ニ於テハ特旨ヲ以テ其ノ死亡ノ日ニ遡リ位ヲ追賜スルコトアルヘシ

第四條 故人ニシテ勳績顯著ナル者ニハ特旨ヲ以テ位ヲ贈ルコトアルヘシ

第五條 有位者ハ其ノ位ニ相當スル禮遇ヲ享ク

第六條 有位者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ禮遇ヲ享クルコトヲ得ス

一 禁治産者及準禁治産者

二 破産者ニシテ復権ヲ得サルモノ

三 刑事ノ訴ヲ受ケ勾留又ハ保釋若ハ責付中ニ在ル者

四 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル時ヨリ其ノ裁判確定スルニ至ル迄ノ者

第七條 有位者其ノ品位ヲ保ツコト能ハス又ハ其ノ體面ヲ汚辱スル失行アリタルトキハ情狀ニ依リ其ノ禮遇ヲ停止若ハ禁止シ又ハ位ヲ失ハシム

第八條 有位者死刑、懲役又ハ無期若ハ三年以上ノ禁錮ニ處セラレタルトキハ其ノ位ヲ失フ

一 刑ノ執行ヲ猶豫セラレタルトキ

二 三年未滿ノ禁錮ニ處セラレタルトキ

三 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタルトキ

- 第九條 有位者國籍ヲ喪失シタルトキハ其ノ位ヲ失フ
- 第十條 有爵者又ハ其ノ家族華族令又ハ朝鮮貴族令ニ依リ禮遇ヲ停止又ハ禁止セラレタルトキハ其ノ位ニ屬スル禮遇ヲ停止又ハ禁止ス
- 第十一條 有爵者華族令又ハ朝鮮貴族令ニ依リ爵ヲ返上シタルトキハ其ノ位ヲ失フ
- 第十二條 有位者其ノ品位ヲ保ツコト能ハサルトキハ位ノ返上ヲ請願スルコトヲ得
- 前項ノ請願ハ有爵者ニ在リテハ爵ノ返上ノ請願ト共ニスルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十三條 本令ハ皇族、王族及公族ニ之ヲ適用セス

附則

敘位條例ハ之ヲ廢止ス

○位階令施行細則

大正十五年十月二十一日
閣令第六號

- 位階令施行細則左ノ通定ム
- 位階令施行細則
- 第一條 裁判所(軍法會議及領事裁判權ヲ有スル領事官ヲ含ム)左ノ各號ノ一ニ該當スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テ之ヲ受ケタル者カ有位者ナルコトヲ知り得タルトキハ遲滞ナク其ノ旨宮内大臣ニ報告スヘシ
- 一 禁治産又ハ準禁治産ノ宣告
- 二 禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ノ取消

- 三 破産ノ宣告
- 四 破産者ニ對スル復權

- 第二條 裁判所(軍法會議及領事裁判權ヲ有スル領事官ヲ含ム)被告人ヲ勾留シタル場合ニ於テ勾留セラレタル者カ有位者ナルコトヲ知り得タルトキハ遲滞ナク其ノ旨宮内大臣ニ報告スヘシ勾留ヲ取消シ又ハ勾留ノ效力消滅シタルトキ亦同シ
- 第三條 裁判所(軍法會議、領事裁判權ヲ有スル領事官及犯罪即決官ヲ含ム以下之ニ同シ)禁錮以上ノ刑ノ言渡ヲ爲シタル場合ニ於テ之ヲ受ケタル者カ有位者ナルコトヲ知り得タルトキハ刑ノ言渡確定シタル場合ヲ除キ遲滞ナク其ノ旨宮内大臣ニ報告スヘシ禁錮以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シ無罪、免訴、刑ノ免除、公訴棄却又ハ罰金以下ノ刑ノ言渡ヲ爲シタルトキ亦同シ
- 前項ノ規定ニ依リ報告シタル有位者ニ對シ刑ノ言渡確定前大赦又ハ刑ノ言渡ノ效力ヲ失ハシムル特赦アリタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢察官、領事官及犯罪即決官職ヲ含ム以下之ニ同シ)ハ遲滞ナク其ノ旨宮内大臣ニ報告スヘシ
- 第四條 位階令第八條第一項又ハ同條第二項第一號若ハ第二號ノ場合ニ於テハ確定裁判(即決處分ヲ含ム以下之ニ同シ)ヲ爲シタル裁判所ハ遲滞ナク判決(即決ノ言渡書ヲ含ム)ノ原本又ハ抄本ヲ添ヘ別記書式ニ依リ内閣總理大臣ニ報告スヘシ
- 第五條 位階令第八條第二項第三號ノ場合ニ於テハ確定懲戒裁判ヲ爲シタル懲戒裁判所ノ長官若ハ檢察官又ハ懲戒懲罰ノ處分ヲ爲シタル官廳ハ遲滞ナク判決ノ原本又ハ懲戒懲罰事由明細書ヲ添ヘ別記書式ニ準シ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

(別記) 書式

本籍	住居所	位階功爵	氏名
一 罪名	一 刑名	一 刑期	一 裁判確定又ハ即決ノ言渡確定ノ年月日
一 犯罪ノ情狀其ノ他參考ト爲ルヘキ事項	一 位ヲ賜リタル當時ノ職業及年月日	一 記章、褒章又ハ外國ノ勳章若ハ記章ヲ有スル者ナルトキハ其ノ種類	右位階令施行細則ニ依リ及報告候
年	月	日	官職
			氏名
			印
			内閣總理大臣(宮内大臣)宛

○叙功者ノ官記位記等書式

明治二十八年八月十三日
房甲第三二號通知

自今叙功者ノ官記位記等正式ノ公文ニハ左ノ書式相用キラレ候旨内閣書記官長ヨリ通知有之候間命ニ依リ爲心得及通知候也

附則

敘位條例施行細則ハ之ヲ廢止ス

- 第六條 位階令第八條第一項ノ規定ニ該當スル者ヲ除クノ外第四條又ハ前條ノ規定ニ依リ報告シタル有位者ニ對シ失位ニ關スル決定前大赦、刑ノ言渡ノ效力ヲ失ハシムル特赦又ハ懲戒若ハ懲罰ノ免除アリタルトキハ確定裁判ヲ爲シタル裁判所ノ檢察官、確定懲戒裁判ヲ爲シタル懲戒裁判所ノ長官若ハ檢察官又ハ懲戒懲罰ノ處分ヲ爲シタル官廳ハ遲滞ナク其ノ旨内閣總理大臣ニ報告スヘシ
- 第七條 市町村長(之ニ準シ戶籍事務ヲ掌管スル者ヲ含ム)國籍喪失ノ届出ヲ受理シタル場合ニ於テ國籍喪失者カ有位者ナルコトヲ知り得タルトキハ遲滞ナク其ノ旨内閣總理大臣ニ報告スヘシ
- 第八條 有位者位階令第七條乃至第九條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ其ノ位ヲ失ヒタルトキハ位記ヲ返上スヘシ
- 前項ノ規定ニ依リ返上スヘキ位記ハ宮内大臣ノ囑託ニ依リ失位者ノ現住所地方官廳(朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島ニ於ケル地方官廳ヲ含ム)之ヲ回收シ宗秩寮總裁ニ送付スヘシ
- 第九條 位階令第十二條ノ規定ニ依リ位ノ返上ヲ請願スル有位者ハ願書ニ返上ノ理由ヲ具シ位記ヲ添ヘ内閣總理大臣ニ提出スヘシ
- 第十條 有位者カ有爵者若ハ爵ヲ襲クコトヲ得ヘキ相續人又ハ宮内職員ナルトキハ本令ニ依リ内閣總理大臣ニ爲スヘキ報告又ハ願書提出ハ之ヲ宮内大臣ニ爲スヘシ
- 第十一條 有位者死亡シタルトキハ家督相續人、戸主又ハ家族ヨリ、氏名ヲ變更シタルトキハ本人ヨリ速ニ其ノ旨宗秩寮總裁ニ届出ツヘシ

書式

官、位、勳、功、學位、爵、姓名

勳章記章褒章ノ佩用取締ニ關スル件

明治四十一年十二月二日 勅令第二百九十二號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ勳章記章褒章ノ佩用取締ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
第一條 勳章又ハ布告、勅令ニ依リ制定セラレタル各種ノ記章、褒章ヲ佩用シタル者又ハ其ノ佩用ノ停止ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス外國勳章、記章ノ佩用禁止若ハ停止ニ違反シタル者又ハ佩用免許狀ナクシテ佩用シタル者亦同シ
第二條 勳章又ハ布告、勅令ニ依リ制定セラレタル各種ノ記章、褒章ニ類似シタル標章ヲ佩用シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス外國勳章ニ類似シタル標章ヲ佩用シタル者亦同シ

附則

明治二十八年勅令第百十八號ハ之ヲ廢止ス
日本赤十字社ノ記章佩用ニ關スル例規ハ本令ニ依リ變更ヲ受クルコトナシ

○褒章條例

明治十四年十二月七日 太政官布告第六十三號

沿革 明治二十三年五月勅令第七二號、七月第一二六號、二十七年一月

紺綬褒章

右公益ノ爲私財ヲ寄附シ功績顯著ナル者ニ賜フモノトス
第二條 本條例ニ依リ表彰セラレヘキ者團體ナルトキハ褒狀ヲ賜フ
第三條 已ニ褒章ヲ賜ハリタルモノ再度以上同様ノ實行アリテ褒章ヲ賜フヘキトキハ其都度飾版一箇ヲ賜與シ其章ノ綬ニ附加セシメ以テ標識トス
前項ノ飾版五箇以上ニ達シタルトキハ五箇毎ニ別種ノ飾版一箇ヲ引替ヘ賜與ス
第四條 褒章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用スルコトヲ得
第五條 第一條ノ規定ニ依リ褒章ヲ賜フヘキ者ニハ褒章ト金銀木杯又ハ金圓トヲ併セ賜フコトアルヘシ
第六條 第一條ノ規定ニ準スヘキ奇特ノ行爲アリタル者ニハ金銀木杯、金圓又ハ褒狀ヲ賜フコトアルヘシ
第七條 本條例ニ依リ表彰セラレヘキ者死亡シタルトキハ金銀木杯、金圓又ハ褒狀ヲ其遺族ニ賜ヒ之ヲ追賞ス
第八條 第六條ニ依リ行賞ニシテ金銀杯ノ賜與、二十圓ヲ超ユル金圓ノ賜與及千圓以上ノ寄附ニ對スル褒狀ノ賜與ハ地方長官之ヲ專行ス
第六條ニ依リ行賞ニシテ木杯ノ賜與、二十圓以下ノ金圓ノ賜與及千圓未満ノ寄附ニ對スル褒狀ノ賜與ハ地方長官之ヲ專行ス
第九條 本條例中地方長官ニ屬スル職務ハ朝鮮、臺灣、關東州、樺太、南洋群島及外國ニ於テハ各朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、樺太廳長官、南洋廳長官、領事官之ヲ行フ
前項ノ規定ニ依リ領事官ノ行フ職務中滿洲國ニ於ケル神社及教育ニ

第一號、大正七年九月第三四九號、九年一月第二四號、一〇年四月第一四七號、一四年六月第二二二號、昭和二年二月第六號、九年一月第三九五號第三二條改正
褒章條例別紙ノ通相定來明治十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
右奉 勅旨布告候事
(別紙)

褒章條例

第一條 凡ソ自己ノ危難ヲ顧ミス人命ヲ救助シタル者又ハ孝子順孫節婦義僕ノ類ニシテ德行卓絶ナル者又ハ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルヘキ者又ハ學術技藝上ノ發明改良著述、教育衛生慈善防疫ノ事業、學校病院ノ建設、道路河渠堤防橋梁ノ修築、田野ノ墾闢、森林ノ栽培、水産ノ繁殖、農商工業ノ發達ニ關シ公益ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者又ハ公同ノ事務ニ勤勉シ勞效顯著ナル者又ハ公益ノ爲私財ヲ寄附シ功績顯著ナル者ヲ表彰スル爲左ノ四種ノ褒章ヲ定ム
紅綬褒章
右自己ノ危難ヲ顧ミス人命ヲ救助シタル者ニ賜フモノトス

綠綬褒章

右孝子順孫節婦義僕ノ類ニシテ德行卓絶ナル者又ハ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルヘキ者ニ賜フモノトス
藍綬褒章

右學術技藝上ノ發明改良著述、教育衛生慈善防疫ノ事業、學校病院ノ建設、道路河渠堤防橋梁ノ修築、田野ノ墾闢、森林ノ栽培、水産ノ繁殖、農商工業ノ發達ニ關シ公益ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者又ハ公同ノ事務ニ勤勉シ勞效顯著ナル者ニ賜フモノトス

關スル行賞ノ職務ハ滿洲國駐劄特命全權大使之ヲ行フ
(圖及佩用式略)

○褒章條例取扱手續

明治二十七年一月六日 閣令第一號

沿革 大正九年一月閣令第一號、一四年六月第三號改正
明治十四年第三百三號達褒章條例取扱手續左ノ通改正ス

褒章條例取扱手續

第一條 褒章條例ニ依リ褒章ヲ賜フヘキ者アルトキハ地方長官主務大臣ニ具申シ主務大臣ハ其ノ當否ヲ審査シ賞勳局總裁ヘ申牒スヘシ
第二條 賞勳局總裁ハ申牒書ヲ覆覽シ褒章ヲ賜フヘキモノト認ムルトキハ奏請裁可ヲ得在東京ノ者ニハ之ヲ直接シ其ノ他ノ者ニハ主務大臣ヲ經由シテ之ヲ傳達スヘシ
第三條 外國人ニ褒章ヲ賜フヘキトキハ主務大臣外務大臣ト連署シテ之ヲ申牒スヘシ授與ノトキハ外務大臣ヲ經由シテ之ヲ傳達ス其ノ公私備ニ係ル者ハ第二條ニ依ル
第四條 褒章條例第八條第一項ニ依リ賞勳局總裁ノ專行ニ屬スル行賞ニ該ル者アルトキハ地方長官主務大臣ニ具申シ主務大臣其ノ當否ヲ審査シ賞勳局總裁ヘ申牒スヘシ授與ノトキハ主務大臣ヲ經由シテ之ヲ傳達ス
第五條 行賞ニ關シ二以上ノ地方長官具申又ハ專行スヘキ場合ニ於テハ關係地方長官ノ協議ニ依リ其ノ一地方長官之ヲ行フコトヲ得
第六條 外國人ニ對スル金銀木杯、金圓又ハ褒狀ノ賜與ハ內國人ノ例

ニ依ル但シ帝室ノ貴賓又ハ外國使臣ニ對スル賜與ハ外務大臣賞勳局總裁ヘ申牒スヘシ授與ノトキハ外務大臣ヲ經由シテ之ヲ傳達ス

第七條 褒章條例ニ依リ表彰セラレヘキ者具申後行賞前ニ於テ死亡シ又ハ罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者ナルコトヲ知リタルトキハ地方長官ハ速ニ其ノ旨主務大臣ニ申報シ主務大臣ハ之ヲ賞勳局總裁ニ通知スヘシ

第八條 本令中主務大臣ノ職務ハ朝鮮、臺灣及關東州ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、滿洲駐劄特命全權大使之ヲ行ヘ地方長官ノ職務ハ朝鮮、臺灣、關東州、樺太、南洋群島及外國ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、樺太廳長官、南洋廳長官、領事官之ヲ行フ
前項ノ規定ニ依リ領事官ノ行フ職務ハ滿洲國ニ於ケル神社及教育ニ關スル行賞ニ付テハ滿洲國駐劄特命全權大使之ヲ行フ

○官國幣社ニ對シ金員該物品寄附者ノ處理ニ關スル件

明治四十年七月二十九日
書甲第一四號

道 廳 府 縣

官國幣社ニ對シ金員並物品ヲ寄附シタル者賞與ノ儀ニ就テハ從來保存金ヲ以テ支辨スヘキ經費並營繕費ヲ補充スル爲メ金員ヲ寄附シタルモノ其他社費支辨ノモノト雖其神社ニ必要ナルモノト認ムルニ於テハ賞與可相成旨豫テ通牒ノ趣モ有之候處自今神社維持ノ爲メ必要ナル資金公ノ祭儀上必要ナル器具及ヒ左記ノ箇所へ營繕費ヲ寄附シタル者ハ別ニ

金額百圓未満ニ對シテハ行賞サレサルノ扱ニテ斯道獎勵上遺憾ノ次第ニ被存候ニ付テハ小學校建築功勞者其他ニシテ條例ニ該當セサル者ヲ表賞スルノ例ニ準據シ村社以上ノ神社ニ對シ左記ノ行爲ヲモ表賞スルコト、取扱可然哉賞狀案ヲ具シ相伺候也

記

- 一、五十圓以上百圓未満ノ金圓又ハ物件ノ寄附者
- 一、神社々殿建築上ノ特種盡力者
- 一、神社ニ對シ維持經營其他ニ付特種ノ功勞者

秘第一四七號

昭和三年五月一日

栃木縣知事官房主事

賞狀申請書様式ノ件

縣鄉村社ニ對シ寄附シタル者ノ賞與方上申ニ際シ寄附受入ノ年月日及其ノ目的ヲ記載セス單ニ今般何々ヲ獻納ノ趣ヲ以テ上申書提出スル尙有之候ニ付自今必ス左記様式ニ依リ御提出相成様御部内神社ニ對シ御指示相成度及通牒候也

記

寄附取調表

寄附受領年月日	寄附ノ目的	寄附金圓又ハ物件	單價	現住所及本籍身分	官職位勳功學位爵氏名
---------	-------	----------	----	----------	------------

經何ヲ要セス明治十六年太政官達第十七號ニ依リ相當賞與方御取扱相成可然其他ノモノハ其都度御伺出相成度依命此段及通牒候也

本社

本殿、幣殿、拜殿、祝詞屋、回廊、樓門、中門、鳥居、輕舍、透塀、玉垣、假殿、土塀、木柵、燈籠

但不可缺ノ箇所

神饌所、井戸、水屋、社務所、倉庫

但寶藏祭器庫ニ當ルモノ

制札境内道路橋梁

奥宮

本殿並本殿ニ接續シテ不可缺ノ箇所

拜殿鳥居

境内攝社

本殿並本殿ニ接續シテ不可缺ノ箇所

拜殿鳥居

○神社ニ對シ金品寄附者ヘ賞狀下附ノ件

大正十五年十二月十二日何定

村社以上ノ神社ハ褒賞條例ニ關スル内規第二條ニ該當スル公益團體トシテ公認ノ結果該團體ニ對シテ金圓並物件ヲ寄附シタル者ハ該條例内規ニ依リ行賞可然旨大正十三年二月六日内務省發書第三號ヲ以テ佐上内務大臣官房文書課長ヨリ通牒相成候處右條例内規ニ依ルトキハ寄附

○市制 (抄錄)

明治四十四年四月七日
法律第六十八號

沿革略ス
第二百一十一條 所得稅法第十八條ニ掲クル所得ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

神社寺院祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教會所說教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構内地ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公用ニ供スル家屋物件及營造物ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及使用收益者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス
國ノ事業又ハ行爲及國有ノ土地家屋物件ニ對シテハ國ニ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス
前四項ノ外市稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノハ別ニ法律勅令ノ定ムル所ニ依ル

○町村制 (抄錄)

明治四十四年四月七日
法律第六十九號

沿革略ス
第一百一條 所得稅法第十八條ニ掲クル所得ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

神社寺院祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教會所設教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構内地ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所設教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公用ニ供スル家屋物件及營造物ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及使用收益者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國ノ事業又ハ行爲及國有ノ土地家屋物件ニ對シテハ國ニ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

前四項ノ外町村稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノハ別ニ法律勅令ノ定ムル所ニ依ル

○府縣制 (抄錄)

明治三十二年三月十六日
法律第六十四號

沿革略ス

第一百十條 府縣稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノニ關シテハ法律勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルモノヲ除ク外市町村稅ノ例ニ依ル

府縣ハ公益上其ノ他ノ事由ニ因リ課稅ヲ不適當トスル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ府縣稅ヲ課セサルコトヲ得

○耕地整理法 (抄錄)

明治四十二年四月十三日
法律第三十號

第四十三條 左ニ掲クル土地ハ之ヲ耕地整理組合ノ地區ニ編入スルコトヲ得ス

八ニハ所得稅ヲ課セス

第八十四條 所得稅法ハ當分ノ内小笠原島及伊豆七島ニ之ヲ施行セス

○酒造稅法 (抄錄)

明治二十九年三月二十八日
法律第二十八號

沿革

明治三十一年一月法律第二三號、三十二年三月第四二號、三十四年四月第七號、三十八年一月第三號、四一年三月第一八號、大正七年三月第六號、九年七月第一四號、一二年三月第一六號、一五年三月第一四號改正

第一條ノ一 此ノ稅法ニ於テ酒類ト稱スルハ清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎ノ五種トス

第三十六條 神社ニ於テ古例ニ依リ明治十三年以前ヨリ引續酒類ヲ製造スルトキハ一年ノ製造石數一石以下ノ場合ニ限リ總テ無稅トス

○酒造稅法施行規則 (抄錄)

明治二十九年八月十八日
勅令第二百八十七號

第四十五條 酒造稅法第三十六條ニ該當スル者ハ明治十三年以前ヨリ引續キ酒類ヲ製造スルコトノ事實ヲ具シ稅務署長ニ免許ヲ申請スヘシ

○國稅徵收法 (抄錄)

明治三十年三月二十九日
法律第二十一號

トヲ得ス、但シ(中略)土地所有者關係人及建物ニ付登記シタル權利ヲ有スル者(中略)ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

四名勝地、舊蹟地

五 古墳墓地、墳墓地

六 社寺境内地

○登録稅法 (抄錄)

明治二十九年三月二十八日
法律第二十七號

第二條 不動産ニ關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ

二 遺言、贈與其ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得

不動産價格千分ノ四十

但シ神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ民法第三十四條ニ依リ設立シタル法人力無償名義又ハ寄附行爲ニ因リ所有權ヲ取得シタルトキハ千分ノ二十三

第十九條 左ニ掲クルモノニハ登録稅ヲ課セス 以下省略

二 社寺若ハ堂宇ノ敷地又ハ墳墓地ニ關スル登記

○所得稅法 (抄錄)

大正九年七月三十一日
法律第十一號

第十七條 北海道府縣市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法

沿革略ス

第十六條 左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

- 一 滞納者及其ノ同居ノ家族ノ生活上缺クヘカラサル衣服、寢具、家具及厨具
 - 二 滞納者及其ノ同居家族ニ必要ナル三箇月間ノ食料及薪炭
 - 三 實印其ノ他職業ニ必要ナル印
 - 四 祭祀禮拜ニ必要ナル認ムル物及石碑、墓地
 - 五 系譜其ノ他滞納者ノ家ニ必要ナル日記書付類
 - 六 職業上必要ナル制服、祭服、法衣
 - 七 勳章其ノ他名譽ノ章票
 - 八 滞納者及其ノ同居家族ノ修學上必要ナル書籍器具
 - 九 發明又ハ著作ニ係ル物ニシテ未タ公ニセサルモノ
- 退職積立金及退職手當法ニ依ル退職手當積立金及準備積立金ニ付亦前項ニ同シ

第三十三條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

(沖繩縣及)東京府管内小笠原島、伊豆七島ニハ當分ニ之ヲ施行セス

市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ本法中市町村ニ關スル條項ヲ適用スヘキ公共團體ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

(北海道水産物營業人組合ハ本法ニ於テ市町村ニ準ス)

○郵便貯金法

明治三十八年二月十六日
法律第二十三號

第一條 郵便貯金ハ政府之ヲ管掌ス

第二條 郵便貯金ノ預入ハ郵便貯金通帳ニ依リ其ノ拂戻ハ拂戻證書ニ依リ之ヲ爲ス但シ命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 一人ノ郵便貯金制限額ハ左ノ如シ

- 一 一度ノ預入額 十錢以上
- 二 貯金總額 二千圓以下

第四條 左ニ掲ケル預入金ニ付テハ前條第一項第二號ノ制限ヲ適用セ

- 一 公共團體、社寺、學校又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ノ預入金
- 二 命令ノ規定ニ依ル共同貯金ノ預入金
- 三 産業組合又ハ産業組合中央金庫ノ預入金
- 四 振替計算ノ爲ニスル預入金
- 五 退職積立金及退職手當法ニ依ル積立金ノ預入金

○郵便貯金規則 (抄錄)

明治三十八年五月十八日
逓信省令第三十六號

第二條 貯金預ケ人ハ左ノ場合ニ限り二冊以上ノ通帳ヲ所持スルコトヲ得

- 一 公共團體、社寺、學校、産業組合又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ニシテ目的ノ異ナル貯金ヲ爲ストキ

第六條 公共團體、社寺、學校又ハ各種ノ法人若ハ團體ニ於テ本規則

年以下ノ懲役ニ處ス

前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第一百六條 火ヲ失シテ第八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物又ハ第一百十條ニ記載シタル物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

第三十一條 故ナク皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ニ侵入シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者亦同シ

第八十八條 神祠、佛堂、墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

說教、禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

○警察犯處罰令

明治四十一年九月二十九日
內務省令第十六號

沿革 大正八年九月內務省令第一七號改正
警察犯處罰令左ノ通りヲ定ム

警察犯處罰令

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス
一 故ナク人ノ居住若ハ看守セサル邸宅、建造物及船舶内ニ潛伏シ

ノ定ムル所ニ依リ記名調印ヲ要スル場合ニ於テハ當該書類ニ其ノ名稱ヲ記載シ其ノ印ヲ捺捺スルカ又ハ其ノ代表者、管理者ニ於テ相當肩書ヲ附シ記名調印スヘシ

○刑法 (抄錄)

明治四十年四月二十四日
法律第四十五號

沿革 大正一〇年四月法律第七七號改正

第七十四條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ

第八條 火ヲ放テ現ニ人ノ居住ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ

五年以上ノ懲役ニ處ス

第九條 火ヲ放テ現ニ人ノ居住ニ使用セ又ハ人ノ現在スル建造物、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス但シ公共ノ危險ヲ生セサルトキハ之ヲ罰セス

第十條 火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第九條第二項又ハ前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ第八條又ハ第九條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三月以上十

タル者

二 密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者

三 一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者

四 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

一 合力、喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者

二 乞丐ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者

三 濫ニ寄附ヲ強請シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品、入場券等ヲ配付シタル者

四 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若ハ落札人ニ對シ其ノ事業又ハ利益ノ分配若ハ金品ヲ強請シタル者

五 他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者

六 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者

七 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者

八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者

九 祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者

十 自己占有ノ場所内ニ老幼、不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者若ハ人ノ死屍、死胎アルコトヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セサル者

前項ノ死屍、死胎ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シタ

- ル者
- 十一 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者
- 十二 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルヘキ行爲ヲ爲シタル者
- 十三 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危險ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ裝置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタル者
- 十四 劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者
- 十五 雜沓ノ場所ニ於テ制止ヲ肯セス混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタル者
- 十六 人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虚報ヲ爲シタル者
- 十七 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ若ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者
- 十八 病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符、神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ケタル者
- 十九 濫ニ催眠術ヲ施シタル者
- 二十 官職、位記、勳爵、學位ヲ詐リ又ハ法令ノ定ムル服飾、徽章ヲ借用シ若ハ之ニ類似ノモノヲ使用シタル者
- 二十一 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ肯セサル者
- 二十二 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨ケ若ハ其ノ水路ニ障碍ヲ爲シタル者
- 二十三 河川、溝渠又ハ下水路ノ疏通ヲ妨クヘキ行爲ヲ爲シタル者

- 二十四 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者
- 二十五 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者
- 二十六 官公署ノ榜示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚穢シ若ハ撤去シタル者
- 二十七 水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ肯セスシテ其ノ現場ニ立入り若ハ其ノ場所ヨリ退去セス又ハ官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケタルニ拘ラス傍觀シテ之ニ應セサル者
- 二十八 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者
- 二十九 他人ノ田野、園圃ニ於テ菜果ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者
- 三十 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其ノ自由ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者
- 三十一 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者
- 三十二 他人ノ身體、物件又ハ之ニ害ヲ及ホスヘキ場所ニ對シ物件ヲ抛擲シ又ハ放射シタル者
- 三十三 神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚穢シタル者
- 三十四 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隠匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者
- 三十五 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者
- 三十六 不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者
- 三十七 濫ニ他人ノ繫キタル舟筏、牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタル者

第三條

- 者
- 一 許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖シ又ハ之レカ保存ヲ爲シタル者
- 二 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ袒裼、裸體シ又ハ臀部、股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ爲シタル者
- 三 街路ニ尿尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
- 四 濫ニ鐵砲ノ發射ヲ爲シ又ハ火藥其ノ他劇發スヘキ物ヲ玩ヒタル者
- 五 家屋其ノ他ノ建造物若ハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ於テ濫ニ火ヲ焚ク者
- 六 石炭其ノ他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者
- 七 開業ノ産婆故ナク妊婦、産婦ノ招キニ應セサル者
- 八 故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者
- 九 炮煮、洗滌、剥皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス店頭ニ陳列シタル者
- 十 濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取除ノ義務ヲ怠リタル者
- 十一 監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者
- 十二 濫ニ犬其ノ他ノ獸類ヲ嘯又ハ驚逸セシメタル者
- 十三 狂犬、猛獸等ノ繫鎖ヲ怠リ逸走セシメタル者
- 十四 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ牛馬其ノ他ノ動物ヲ虐待シタル者
- 十五 濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚穢シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シタル者

○治安警察法

明治三十三年三月十日
法律第三十六號

又ハ他人ノ標札、招牌、賣貨家札其ノ他榜標ノ類ヲ汚穢シ若ハ撤去シタル者

十六 橋梁又ハ堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

十七 通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽入レタル者

第四條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

治安警察法

沿革 大正一一年四月法律第五九號、一五年四月第五八號改正

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル治安警察法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 政事ニ關スル結社ノ主幹者(支社ニ在リテハ支社ノ主幹者)ハ結社組織ノ日ヨリ三日以内ニ社名、社則、事務所及其ノ主幹者ノ氏名ヲ其ノ事務所所在地ノ管轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ届出ノ事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

第二條 政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カムトスル者ハ發起人ヲ定ムヘシ

發起人ハ到達スヘキ時間ヲ除キ開會三時間以前ニ集會ノ場所、年月日時ヲ會場所在地ノ管轄警察官署ニ届出ツヘシ

届出ノ時刻ヨリ三時間ヲ過キテ開會セス若ハ三時間以上中断スルトキハ届出ハ其ノ效ヲ失フ
 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員選舉準備ノ爲ニ選舉權ヲ行フヘキ者及被選舉權ヲ有スル者ニ限リ會同スル所ノ集會ハ投票ノ日ヨリ前五十日間ハ本條第二項ノ届出ヲ要セス
第三條 公事ニ關スル結社又ハ集會ニシテ政事ニ關セサルモノト雖安寧秩序ヲ保持スル爲届出ヲ必要トスルモノアルトキハ命令ヲ以テ第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得
第四條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若ハ多衆運動セムトスルトキハ發起人ヨリ十二時間以前ニ會同スヘキ場所、年月日時及其ノ通過スヘキ路線ヲ管轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ祭葬、講社、學生、生徒ノ體育運動其ノ他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラス
第五條 左ニ掲クル者ハ政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス
 一 現役及召集中ノ豫備後備ノ陸海軍軍人
 二 警察官
 三 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師
 四 官立公立私立學校ノ教員學生生徒
 五 女子
 六 未成年者
 七 公權剝奪及停止中ノ者
 未成年者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同シ若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ス
 公權剝奪及停止中ノ者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

第六條 日本臣民ニ非サル者ハ政事上ノ結社ニ加入シ又ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス
第七條 結社ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員ニ對シテ其ノ發言表決ニ付議會外ニ於テ責任ヲ負ハシムルノ規定ヲ設クルコトヲ得ス
第八條 安寧秩序ヲ保持スル爲必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若ハ群集ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得
 結社ニシテ前項ニ該當スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第九條 集會ニ於テ重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ヲ公判ニ付セサル以前ニ講談論議シ又ハ傍聽ヲ禁シタル訴訟ニ關スル事項ヲ講談論議スルコトヲ得ス
 集會ニ於テハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ講談論議ヲ爲スコトヲ得ス
第十條 集會ニ於ケル講談論議ニシテ前條ノ規定ニ違背シ其ノ他安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル場合ニ於テハ警察官ハ其ノ人ノ講談論議ヲ中止スルコトヲ得
第十一條 結社、集會又ハ多衆運動ニ關シ警察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若ハ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フヘシ
 警察官署ハ制服ヲ著シタル警察官ヲ派遣シ政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ニ臨監セシムルコトヲ得其ノ集會ニシテ政事ニ關セサルモノ

ト雖安寧秩序ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキ亦同シ此ノ場合ニハ發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ警察官ノ求ムル席ヲ供スヘシ
第十二條 集會又ハ多衆運動ノ場合ニ於テ故ラニ喧擾シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其ノ命ニ從ハサルトキハ現場ヨリ退去セシムルコトヲ得
第十三條 集會及多衆ノ運動ニ於テハ武器又ハ兇器ヲ携帯スルコトヲ得ス但シ制規ニ依リ武器ヲ携帯スル者ハ此ノ限ニ在ラス
第十四條 秘密ノ結社ハ之ヲ禁ス
第十五條 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員議事準備ノ爲ニ相團結スルモノニ對シテハ第一條及第五條ヲ適用セス
第十六條 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖畫、詩歌ノ揭示、頒布、朗讀若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作爲ヲ爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得
第十七條 (削除)
第十八條 行政官廳ハ安寧秩序ヲ保持スル爲必要ト認ムルトキハ武器、爆發物又ハ武器ヲ仕込ミタル物件ノ携帯ヲ禁スルコトヲ得
第十九條 第一條ニ違背シタル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處シ第一條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
第二十條 第二條第一項又ハ第二項ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處シ第二項ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス
第二十一條 第四條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處シ第四條

ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス
第二十二條 第五條又ハ第六條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス第五條又ハ第六條ニ違背シタル者亦同シ
第二十三條 第八條第一項ノ制限若ハ禁止ノ命ニ違背シ又ハ解散ヲ命セラレタル後仍退散セサル者ハ二月以下ノ(輕禁錮)又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス
第二十四條 第九條ニ違背シタル者ハ六月以下ノ(輕禁錮)又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
第二十五條 第十條第一項ノ尋問ニ答ヘス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ第二項ノ場合ニ於テ警察官ノ臨監ヲ拒ミ若ハ其ノ求ムル席ヲ供セサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
第二十六條 第十二條ニ依リ退去ヲ命セラレタル後仍退去セサル者ハ一月以下ノ(輕禁錮)又ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス
第二十七條 第十三條ニ違背シタル者ハ三月以下ノ(輕禁錮)又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
第二十八條 秘密ノ結社ヲ組織シ又ハ秘密ノ結社ニ加入シタル者ハ六月以上一年以下ノ(輕禁錮)ニ處ス
第二十九條 第十六條ノ禁止ノ命ニ違背シタル者ハ一月以下ノ(輕禁錮)又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス
第三十條 (削除)
第三十一條 第十八條ノ禁ヲ犯シタル者ハ六月以下ノ(重禁錮)ニ處ス
第三十二條 本法ニ關スル公訴ノ時效ハ六箇月トス

第三十三條 集會及政社法ハ之ヲ廢止ス

○御陵墓ニ關スル件

明治七年五月二日
太政官達第五十九號

府 縣
上世以來御陵墓ノ所在未定ノ分即今取調中ニ付各管内荒蕪地開墾ノ節口碑流傳ノ場所ハ勿論其他古墳ト相見エ候地ハ猥ニ發掘爲致問敷候若差向舉關ノ地ニ有之分ハ繪圖面相副教部省ヘ可何出此旨相達候事

○古墳等發見ノトキ取扱方ノ件

明治十三年十一月十五日
宮内省達乙第三號

府 縣 沖繩縣
ヲ除ク
上世以來御陵墓ノ所在未定ノ分即今取調中ニ付云云ノ件去ル七年五月五十九號ヲ以テ公達ノ趣有之就テハ古墳ト相見エ候地ハ人民私有地タルトモ猥リニ發掘不致管ニ候ヘトモ自然風雨等ノ爲メ石槨土器等露出シ又ハ開墾中不圖古墳ニ掘當リ候様ノ次第有之候ハハ口碑流傳ノ有無ニ不拘凡テ詳細ナル繪圖面ヲ製シ其地名並近傍ノ字等ヲモ取調當省ヘ可申出此旨相達候事

○民法中法人ニ關スル規定ハ神社ニ適用セス

租ヲ課セサル土地ニ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス但シ所有者以外ノ者同條第一號又ハ第二號ノ土地ヲ使用收益スル場合ニ於テ其ノ土地ニ付使用者ニ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルハ此ノ限ニ在ラス

○學術技藝若ハ考古ノ資料ト爲ルヘキ埋藏物發見ニ關スル件

明治三十二年十月二十六日
內務省訓第九八五號

遺失物法第十三條ニ依リ學術技藝若ハ考古ノ資料ト爲ルヘキ埋藏物ヲ發見シタルトキハ其ノ品質形狀發掘ノ年月日場所及口碑等徵證トナルヘキ事項ヲ詳記シ模寫圖ヲ添ヘ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ通知スヘシ

- 一 古墳關係品其ノ他學術技藝若ハ考古ノ資料トナルヘキモノハ
宮 內 省
- 一 石器時代遺物ハ
東 京 帝 國 大 學

宮内省又ハ東京帝國大學ヨリ前項埋藏物送付ノ通知ヲ受ケタルトキハ假領收證書ヲ徵シ物件ノ毀損セサル様裝置シテ之ヲ送付スヘシ運送ニ關スル費用ハ警察費ヲ以テ支辨シ宮内省又ハ東京帝國大學ニ要求スヘシ
宮内省又ハ東京帝國大學ヨリ貯藏ノ必要アル旨通知ヲ受ケタル埋藏物ニシテ公告後法定ノ期間ヲ經過シ所有者發見セス所有權國庫ニ歸屬シタルトキハ其ノ宮内省ニ係ルモノハ相當代價ヲ以テ同省ニ讓渡シ東京帝國大學ニ係ルモノハ同學ニ保管轉換ノ手續ヲ爲シ當省ヘ報告スヘシ
宮内省又ハ東京帝國大學ヨリ貯藏ノ必要ナキ旨通知ヲ受ケタル埋藏物ハ學術技藝若ハ考古ノ資料ニ供スヘキ物件ノ取扱ヲ爲サス法定期間經

明治三十一年六月二十一日
法律第十一號

民法施行法第二十八條
民法中法人ニ關スル規定ハ當分ノ内神社、寺院、祠宇及ヒ佛堂ニハ之ヲ適用セス

○地租法 (抄錄)

昭和六年三月三十一日
法律第二十八號

- 第一條 本法施行地ニ在ル土地ニハ本法ニ依リ地租ヲ課ス
- 第二條 左ニ掲クル土地ニハ地租ヲ課セス但シ有料借地ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
 - 一 國、府縣、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地
 - 二 府縣、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノト決定シタル其ノ所有地但シ其ノ決定ヲ爲シタル日ヨリ一年內ニ公用又ハ公共ノ用ニ供セサルモノヲ除ク
 - 三 府縣社地、鄉村社地、招魂社地
 - 四 墳墓地
 - 五 公衆用道路、鐵道用地、軌道用地、運河用地
 - 六 用惡水路、溜池、堤塘、井溝
 - 七 保安林
- 第八十九條 府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ第二條ノ規定ニ依リ地

○市街地建築物法施行令 (抄錄)

大正九年九月三十日
勅令第四百三十八號

- 第四條 建築ノ高ハ住居地域内ニ於テハ二十メートル住居地域外ニ於テハ三十一メートルヲ超過スルコトヲ得ス、但建築物ノ周圍ニ廣濶ナル公園、廣場、道路其ノ他(中略)支障ナシト認ムルトキハ此ノ限リニ在ラス
 - 第十三條 本令中高ニ關スル規定ハ煙突、物見塔(中略)類及工業用建築物ニシテ行政官廳其ノ用途ニ依リ己ムヲ得スト認メ許可シタルモノニ付キ之ヲ適用セス
 - 本令中高ニ關スル規定ハ社寺建築物ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付之ヲ適用セス
 - 第二十七條 市街地建築物法ハ國寶保存法又ハ史蹟名勝天然紀念物保存法ノ適用ヲ受クル建築物ニ付之ヲ適用セス
 - 第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳支障ナシト認ムルモノニ對シテハ市街地建築物法第八條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得
 - 一、鳥居、形像、記念門、記念塔ノ類
- 市街地建築物法施行規則 (抄錄)
- 大正九年十一月九日
內務省令第三十七號
- 第二十七條 屋根ハ耐火構造ニ非サルトキハ不燃材料ヲ以テ覆葺スヘ

シ但シ「モルタル」塗、漆喰塗ノ類ヲ以テ覆葺セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
瓦葺屋根ニ在リテハ引掛棧瓦ノ類ヲ使用シ又ハ野地ニ緊結スヘシ
神社建築物ノ屋根、茶室、四阿ノ類ノ屋根又ハ輕微ナル庇ノ類ハ土地ノ狀況ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ本條ノ規定ニヨラサルコトヲ得
第四百九十九條ノ二 第七條 中略ノ規定ハ内務大臣ノ指定スル區域ニ之ヲ適用セス

(昭和十五年六月現在)

- 宇都宮市 及河内郡豐郷村ノ一部(大字大曾、竹林、竹林新田) 河内郡平石村ノ一部(大字峯) 河内郡横川村ノ一部(大字平松ノ一部、江曾島ノ一部)
- 足利市 及足利郡三重村ノ一部(大字今福)
- 足利郡山邊村(大字田中、八幡、借宿)
- 栃木市 及下都賀郡大宮村(東武鐵道日光線路以西)
- 平柳ノ一部 今泉ノ一部
- 鹿沼町 及安蘇郡堀米町大字堀米(秋山川以西ヲ除ク)
- 佐野町 及伏町ノ一部(東武鐵道佐野線路及佐野町ニ圍マレタル區域)
- 植野村ノ一部(秋山川、東武鐵道佐野線々路及佐野町ニ圍マレタル區域)
- 葛生町 大字瀧字和田沼、字中居、字中島、字前ノ全部
- 藤原町ノ内 大字藤原字内ノ宮、字小泉、字久保、字上野、字ヌカリ、

○公私有林野縣行造林規程

昭和四年五月七日
告示第二百二十一號

第一條 公私有林野縣行造林ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左記ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ知事ニ提出スヘシ

- 一、所 在 地
- 二、見 込 面 積
- 三、植栽希望樹種
- 四、植付着手見込年度

宇澤、宇栗洗石字柄久保ノ全部、宇竹ノ澤ノ一部(下野電氣鐵道中心線以西)、大字大原下ノ内、宇坂ノ下、宇上野、宇袋原、宇柄澤、宇上三臺、宇折口、宇堂ノ前、宇叶、宇畑井、宇中妻ノ全部、宇梨木平、宇山口宇中道字仁田倉ノ一部(大原耕地整理組合幹線水路東側境界線以西)

宇坪ノ内、宇赤土場、宇後藏畑、宇ウバカイリ、宇中畑宇古内、宇中丸目ノ一部(宇仁田倉ト宇赤土場トノ宇界ヨリ宇中妻及宇下ノ原トノ宇界ヲ東側ニ延長シタル線ニ至ル區間ニシテ指定府縣道今市若松線東側境界線ヨリ五十「メートル」ノ線以西)

大字高原字川原ノ全部
大字川治字淺間山字山ノ越、字石畑、字ヘラ、宇佐越坂、宇下川原ノ全部

第二條 造林契約ヲ締結セムトスルトキハ知事ハ造林箇所植栽樹種契約ノ存續期間及收益交付ノ割合其ノ他必要ナル事項ヲ定メ之ヲ土地所有者ニ提示シ協議ヲ遂クルモノトス

第三條 造林契約成立シタルトキハ知事ハ造林契約書ヲ作製シ雙方署名捺印シテ各一通ヲ領收シ置クモノトス

第四條 造林地ノ施業計畫ヲ定メタルトキハ知事ハ之ヲ土地所有者ニ通知ス其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第五條 土地所有者ハ造林地ノ保護及產物ノ採取ニ付テハ知事ノ指揮ニ從フヘシ

第六條 土地所有者ハ造林地ノ保護及產物採取ニ關シ規定ヲ設ケ知事ノ承認ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第七條 造林地ニ火災又ハ盜伐アルトキハ土地所有者ハ直ニ其ノ防止ニ必要ナル措置ヲ執リ其ノ旨警察官吏ニ急報シ且知事ニ届出ツヘシ

造林地ノ附近ニ火災發生シ造林地ヲ害スルノ虞アルトキ亦同シ

造林地又ハ其ノ附近ニ病蟲害其ノ他ノ異狀ヲ生シ造林ニ損害ヲ及ホスノ虞アルトキハ其ノ旨知事ニ届出ツヘシ

第八條 土地所有者造林地ニ看手人ヲ設置シタルトキハ其ノ住所氏名年齢ヲ知事ニ届出ツヘシ

第九條 土地所有者ハ知事ノ承認ヲ受ケ造林地ヲ使用スルコトヲ得

第十條 造林地ノ地上權ニ關スル登記ハ知事之ヲ囑託スルモノトス

○公私有林野縣行造林規則

昭和四年四月七日
縣令第二十一號

第一條 縣ハ治水事業ノ促進ヲ圖ル爲本則ノ定ムル所ニ依リ土地所有者

者トノ契約ニ基キ收益ノ一部ヲ交付スルノ條件ヲ以テ市町村有又ハ私有林野ニ造林ヲ爲ス

第二條 前條ニ依リ造林シタル樹木ハ縣ノ所有トス

第三條 縣ハ第一條ノ規定ニヨリ造林ヲ爲ス市町村有又ハ私有林野ニ其ノ契約ノ存續期間中地上權ヲ有スルモノトス

第四條 縣ハ造林地ノ植樹、補植、手入、防火線ノ設置其ノ他造林上必要ナル事業ヲ行フモノトス

第五條 土地所有者ハ造林地ノ貢租ヲ負擔スルノ外造林地保護ノ爲左ノ事項ヲ行フモノトス

一 火災ノ豫防及消防

二 盜伐、誤伐、侵襲其ノ他ノ加害行爲ノ豫防及防止

三 有害鳥獸ノ驅除

四 境界標、其ノ他標識ノ保存

五 其ノ他知事ニ於テ保護ノ爲必要ト認メタル事項

第六條 土地所有者ハ左ノ產物ヲ採取スルコトヲ得

一、下草及菌蕈

二、手入ノ爲伐除スル技條ノ類

第七條 造林着手後天然ニ生シタル樹木ハ之ヲ造林契約ニ依ル植栽樹木ト看做ス造林着手前ヨリ存スル樹木ニシテ造林ニ係ル樹木ト共ニ生育セシムルモノ亦同シ

第八條 根株ハ別段ノ契約アル場合ヲ除クノ外土地所有者ノ所有トス但シ主伐終了後ニ非サレハ之ヲ採取スルコトヲ得ス

第九條 造林地ノ收益ハ其ノ十分ノ五ヲ標準トシ地代造林費造林契約ノ實行ニ要スル費用其ノ他ノ事情ヲ參酌シテ之ヲ定メ土地所有者ニ

交付ス

第十條 前條ノ規定ニ依ル收益ノ交付ハ造林地ノ樹木賣拂代金ヲ以テ之ヲ爲ス但シ知事ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ材積ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前條ノ處分ハ知事之ヲ行フ

第十一條 造林地ノ樹木ニ關シ第三者ヨリ受ケタル賠償金其ノ他ノ取得金額ハ其ノ請求ニ要シタル費用ヲ控除シタル殘額ヲ以テ第九條ノ收益ト看做ス

第十二條 公用若ハ公益事業ノ爲必要アルトキ又ハ造林事業ノ經營ニ支障ナキトキハ知事ハ造林地ヲ貸付シ又ハ使用セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル貸付料、使用料ハ土地所有者ノ所得トス

第十三條 土地所有者第一條ノ規定ニ依リ造林ヲ爲ス土地又ハ其ノ契約ニ依ル自己ノ權利ヲ處分セムトスルトキハ相手方ト連署シ知事ノ承認ヲ受クヘシ造林地ノ土石ヲ處分セムトスルトキ亦同シ

第十四條 左ノ場合ニ於テハ知事ハ造林契約ノ全部又ハ一部ヲ解除スルコトヲ得

- 一 公用又ハ公益事業ノ爲必要アリト認メタルトキ
 - 二 契約ノ目的ヲ達スルコト能ハスト認メタルトキ
 - 三 造林地ヲ林野以外ノ用途ニ供スヘキ特別ノ必要アルトキ
 - 四 土地所有者造林地又ハ契約ニ依ル自己ノ權利ヲ處分シタルトキ
- 第十五條 前條第一號乃至第三號ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ直ニ第九條ノ規定ニ依リ收益ノ交付ヲナス
- 前條第四號ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ土地所有者ハ知事ノ指定ニ從ヒ造林ニ係ル樹木ニ付縣ノ所得ニ相當スル金額ヲ

納付スヘシ但シ其ノ金額カ造林ノ爲縣ノ支出シタル金額ト之ニ對スル重利計算ニ依ル年六分ノ利息ニ相當スル金額トノ合算額ニ達セサルトキハ其ノ合算額ヲ納付スヘシ

土地所有者ハ前項ノ規定ニ依リ金額ヲ納付シタルトキハ造林地ノ樹木ニ付縣ノ所有スル權利ヲ取得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年一月栃木縣告示第二十一號公有林野縣行造林規則ハ之ヲ廢止ス

大正十三年一月栃木縣告示第二十一號公有林野縣行造林規則ニ依リ契約シタル造林地ハ本令ニ依リ契約シタル造林地ト看做ス

附 錄

交付ス

第十條 前條ノ規定ニ依ル收益ノ交付ハ造林地ノ樹木賣拂代金ヲ以テ之ヲ爲ス但シ知事ニ於テ特別ノ事由アリト認めルトキハ材積ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前條ノ處分ハ知事之ヲ行フ

第十一條 造林地ノ樹木ニ關シ第三者ヨリ受ケタル賠償金其ノ他ノ取得金額ハ其ノ請求ニ要シタル費用ヲ控除シタル金額ヲ以テ第九條ノ收益ト看做ス

第十二條 公用若ハ公益事業ノ爲必要アルトキ又ハ造林事業ノ經營ニ支障ヲキトキハ知事ハ造林地ヲ貸付シ又ハ使用セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル貸付料、使用料ハ土地所有者ノ所得トス

第十三條 土地所有者第一條ノ規定ニ依リ造林ヲ爲ス土地又ハ其ノ契約ニ依ル自己ノ權利ヲ處分セムトスルトキハ相手方ト連署シ知事ノ承認ヲ受クヘシ造林地ノ土石ヲ處分セムトスルトキ亦同シ

第十四條 左ノ場合ニ於テハ知事ハ造林契約ノ全部又ハ一部ヲ解除スルコトヲ得

- 一 公用又ハ公益事業ノ爲必要アリト認めタルトキ
- 二 契約ノ目的ヲ達スルコト能ハスト認めタルトキ
- 三 造林地ヲ林野以外ノ用途ニ供スヘキ特別ノ必要アルトキ
- 四 土地所有者造林地又ハ契約ニ依ル自己ノ權利ヲ處分シタルトキ

第十五條 前條第一號乃至第三號ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ直ニ第九條ノ規定ニ依リ收益ノ交付ヲナス

前條第四號ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ土地所有者ハ知事ノ指定ニ從ヒ造林ニ係ル樹木ニ付縣ノ所得ニ相當スル金額ヲ

納付スヘシ但シ其ノ金額カ造林ノ爲縣ノ支出シタル金額ト之ニ對スル重利計算ニ依ル年六分ノ利息ニ相當スル金額トノ合算額ニ達セザルトキハ其ノ合算額ヲ納付スヘシ
土地所有者ハ前項ノ規定ニ依リ金額ヲ納付シタルトキハ造林地ノ樹木ニ付縣ノ所有スル權利ヲ取得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年一月栃木縣告示第二十號公有林野縣行造林規則ハ之ヲ廢止ス

大正十三年一月栃木縣告示第二十一號公有林野縣行造林規則ニ依リ契約シタル造林地ハ本令ニ依リ契約シタル造林地ト看做ス

附 錄

附 錄

○諸願届書様式 (用紙ハ野半紙トス)

第一號

神社名變更願

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

村社 何々神社

一、變更神社名

何々神社

二、變更ノ理由

當社ハ祭神何々命ヲ奉祭シ何々神社ト奉稱シ來リシモ斯クテハ社名祭神ト適合セス爲ニ崇敬上ニモ至大ノ關係ヲ有スルニ依リ今回變更ヲ請ハムトスルモノナリ (詳細記載ノコト)

三、添付書類

證 憑 書 (古文書棟札ノ寫又ハ寫眞拓本等)

右神社名變更御許可相成度此段奉願候也

年 月 日

社 掌 氏
氏子總代 氏 氏 氏 氏

名 名 名 名
印 印 印 印

知 事 宛

附 錄

備 考

一、内務省令第六號第四條第二項ニ該當スルモノニ限リ二通提出ノコト

參 照

一、官國幣社以下神社ノ祭神神社名社格明細帳境内創立移轉廢合參拜寄附金神札等ニ關スル件第四條(大正二年四月二十一日内務省令第六號)
一、同細則第二條(大正六年三月二十二日縣令第二十六號)

第二號

寄附金募集願

寄附金募集願

郡 村 町 社 番地

當社本殿拜殿ハ天保二年ノ造營ニ係リ爾來屢々修繕ヲ加ヘ現在ニ及ヒ候處近時腐朽ノ度甚シク到底此儘ニ難捨置相成神社ノ尊嚴上看過難キ實狀ニ有之候條今回之レカ改築ニ付協議ヲ重ネタル所僅カニ 戸ヲ有スル氏子ノ力ノミヲ以テシテハ該工事ノ遂行ヲ期シ得ラレス依テ可及的氏子ノ負擔金ヲ増加シ一面地方崇敬者及篤志者ノ淨財ヲ募集シ以テ改築工事ヲ實施スルコトニ協議相纏リ候條寄附金募集ノ義御許成被下度此段奉願候也

追テ該工事實施ノ場合ハ更ニ出願可致候條爲念申添候也

年 月 日 右社司掌 何 某印

地方長官宛 (總代三名以上連署ノコト)

(添付書類)

- 調 書
- 一 目的 本殿、拜殿ノ改築工事ノタメ
 - 一 募 集 方 法
 - 一 金 額
 - 一 募 集 區 域
 - 一 募 集 期 間 自昭和何年何月何日 至昭和何年何月何日
 - 一 募 集 員 ノ 身 元
- 本殿拜殿改築工事費收支調書

注 意

寄附金募集ハ其ノ方法宜敷ヲ得サレハ、神社ノ尊嚴ヲ害シ信仰ヲ稀薄ナラシメ人心ニ及ホス影響妙カラス、ノミナラス雜費ニ募集金額ノ大半ヲ奪ハレ、目的ニ充ツル淨財モ意義ヲ失シ、失敗ヲ招致スルニ至ルヘシ、由來寄附金ニヨル事業ノ往々ニシテ不成功ニ終ルハ、蓋シコ、ニ有リト謂フヘシ

第三 號

神社昇格願

何郡何町(村)大字何々字何々番地 村 社 何 々 神 社

本社ハ何々年間ノ創立ニカ、リ古來尙武ノ神トシテ何々城主ノ尊崇厚ク慶長三年、自ラ社殿御造營ノ儀アリテヨリ毎年參拜崇敬セラ、所トナリ屢々使臣ヲ派シテ戰捷ヲ祈願シ神鏡、寶劍等ノ寄進有之當地方著名ノ古社ニシテ賽者年ト共ニ激増シ神威愈々崇高ヲ見ルニ至

レリ昭和元年一月特ニ腐朽大破セル本殿、拜殿ノ改築ヲ了リテ諸設備完成ヲ告ケ氏子崇敬者ノ至誠ニヨリ基本財産ヲ増成シ維持方法確立セシヲ以テ茲ニ氏子年來ノ宿望ヲ達成シ神慮ニ副ヒ奉リ度本書提出ニ及ヒタル次第ニ御座候間何卒相當社格ニ昇進ノ儀特別ノ御詮議ニ預リ度別紙關係書類添付此段奉願候也

年 月 日

右社掌 氏
氏子總代 氏
氏 氏
氏 氏
氏 氏
氏 氏

知 事 宛

備 考

一、本書ハ二通提出ノコト

參 照

一、官國幣社以下神社ノ祭神神社名社格明細帳境内創立移轉廢合參拜寄附金神札等ニ關スル件第六條(大正二年四月二十一日內務省令第六號)

調 書

(一) 由緒ニ關スル事項

(イ) 勸請、創立並祭神ノ關係(從前ノ調査及史蹟並口碑傳説等モ併記スルコト)

何 々

(本號ニ關係アル古文書、棟札、銘文等ノ寫又ハ寫眞柘本添付ノコト)

(ロ) 皇室並ニ武門武將ノ崇敬

何 々 (同上)

(本號ニ關係アル證書添付ノコト)

(ハ) 領主、藩主ノ崇敬

何 々 (同上)

(本號ニ關係アル證書添付ノコト)

(ニ) 其ノ他

(イ) 境内地並社殿工作物ニ關スル事項

(イ) 境 内 地

本社境内ハ官有地第何種ニシテ何坪ヲ有シ南面ノ參道兩側ニハ鳥居何基、燈籠何對アリ拜殿ノ南部約何坪ヲ除クノ外杉、檜ノ老樹

(三) 氏子並崇敬者ニ關スル事項

(イ) 氏子並崇敬者負擔額調

市 區 町 村 名	大 字 名 又 ハ 字 名	現 住 戶 數	氏 子 戶 數	崇 敬 者 數	負 擔 額				一 ヶ 年 平 均 額	一 戶 當 平 均 額
					昭 和 年 度	昭 和 年 度	昭 和 年 度	昭 和 年 度		
計										

密生シテ頗ル森嚴ヲ極ム

(次ニ境内並其ノ附近ノ見取圖ヲ添付スルコト)

(ロ) 建物並工作物

本 殿 何坪 拜 殿 何坪 神樂殿 何坪
社務所 何坪 神饌所 何坪 祝詞殿 何坪
手水舎 何坪 繪馬殿 何坪 鳥 居 何基
燈籠 何對 狛 犬 何對 制 札 何基
社 標 何基

(次ニ建物並工作物ノ位置ヲ表示シタル境内平面圖並主要建物ノ平面圖及境内全景、主要建物ノ正面其他必要ト認ムル寫眞添付ノコト)

(ロ) 崇敬者数証明書

郡町村大字名	崇 敬 者 数
何々	人
計	

右ハ村社何々神社ノ大字別崇敬者数ニ相違無之コトヲ證明ス
年 月 日 某町(村)長 何 某 印

(ハ) 負擔金集纏ノ方法

氏子負擔金ハ毎年云々、之ヲ徴收シ神社ニ納付ス尙崇
敬者ニアリテハ毎年度例祭當日其ノ部落ノ代表者必ス一名以上代
參シ云々、納入スルノ例ナルモ未タ滯納者ヲ出シタル
コトナク其成績極メテ良好ナリ

(四) 經費ニ關スル事項

(イ) 最近三ヶ年間ニ於ケル決算書寫

科 目	收 入		
	昭和 年度 決算 額	昭和 年度 決算 額	昭和 年度 平均 決算 額
第一項 繰越金			
第一目 前年度繰越金			
第二項 何々			
合 計			

(ロ) 基本財産決算書寫
(前 同 上)
(ハ) 何年度(當該年度)豫算書
(第五十六號様式ニヨル)
(ニ) 昇格豫想後ノ豫算書

科 目	收 入		備 考
	豫 算 額	備 考	
第一項 何々			
第一目 何々			
第二項 何々			
合 計			

第二項 何々	
第一目 何々	
何々	
合 計	

支 出	
第一項 何々	
第一目 何々	
何々	

(五) 財産ニ關スル事項

(イ) 基本財産調

(一) 現金、有價証券ノ部

年度制種別	現 金			計	有 價 証 券			計 合 計
	郵便貯金	銀行預金	産業組合預金 其ノ他		公 債	債 券	其ノ他	
昭和 年度								
昭和 年度								
昭和 年度								
昭和 年度								

(二) 土地ノ部

地 目	面 積	收 入				支 出				平均純益	收益方法
		昭 和 年 度	昭 和 年 度	昭 和 年 度	昭 和 年 度	昭 和 年 度	昭 和 年 度	昭 和 年 度	昭 和 年 度		
田											
地											
目											
面											
積											
昭 和 年 度											
昭 和 年 度											
昭 和 年 度											
昭 和 年 度											
平均 額											
昭 和 年 度											
昭 和 年 度											
昭 和 年 度											
平均 純 益											
收益方法											

建 物 ノ 部

登錄年月日番號	種類名稱	構 造	建坪又ハ	所在地地目	境内外ノ	備 考
第.....日	本 殿	八掃 屋根 檜皮 葺造	間數	内 別	

寶 物 ノ 部

登錄年月日番號	名 稱	員 數	品 質 形 狀	作 者 傳 來	備 考
寶 第 月 日 號	御朱印狀	二	

第 四 號

明細帳脱漏神社編入願

- 一、編入神社名
何郡何町(村)大字何々字何々何番地
何々 神 社
- 二、維持ノ方法(編入ト同時ニ他ノ神社ニ合併スルモノハ記載ニ
不及)
- 三、編入ヲ要スル事由(明治五年以前ノ創立ニシテ其後引續キ祭祀ヲ
執行シ來レル事由ヲモ併記ノコト)

- 四、添 付 書 類
豫定明細帳、最近三ヶ年ニ於ケル氏子據出金調書、證憑書(古文書
棟札ノ寫又ハ寫眞柘本等 氏子崇敬者數ノ町村長證明書、氏子崇敬
者區域圖、境内見取圖、境内平面圖、境内並建設物ノ寫眞
右編入ノ義御許可相成度此段奉願候也
年 月 日
何郡何町(村)大字何々字何々何番地
關係者總代 氏 名
同 所 何番地
同 氏 名
同 所 何番地

知 事 宛

同 氏 名 前

備 考

- 一、明細帳ハ大正六年省令第六號府縣社以下神社明細帳様式ニ準
シテ調製スルコト
- 二、編入許可ノ上ハ明細書ヲ提出スルコト
- 三、本願ハ二通提出ノコト但シ延喜式内社、國史所載社、特別由
緒アル神社ヲ除クノ外編入ト同時ニ之ヲ他ノ神社ニ合併セン
トスルモノハ一通ニテ可ナリ

參 照

- 一、官國幣社以下神社ノ祭神社名社格明細帳境内創立移轉廢合
參拜寄附金神札等ニ關スル件第九條(大正二年四月二十一日
内務省令第六號)

第 五 號

明細帳變更(訂正)届

- 何郡何町(村)大字何々字何々何番地
村 社 何 々 神 社
- 一、變更(訂正)シタル事項
氏子戸數何戸ノ處何戸ニ變更
又ハ社務所 桁行何間ノ何間ニ變更
又ハ(境内何坪ハ何坪ノ誤記)丈量減又ハ増
二、變更(訂正)シタル事由
本社氏子戸數ハ從來何戸ノ處現今何戸ニ増加シタルモノナリ

附 錄

知 事 宛

參 照

- 一、官國幣社以下神社ノ祭神社名社格明細帳境内創立移轉廢合
參拜寄附金神札等ニ關スル件第十條(大正二年四月二十一日
内務省令第六號)

明細帳變更(訂正)願

- 何郡何町(村)大字何々字何々何番地
由緒變更
訂正ノ場合
鄉 社 何 々 神 社

- 一、變更(訂正)ヲ要スル事項
何々々
- 二、變更(訂正)ヲ要スル事由
何々々
- 三、添付書類

證憑書(古文書、棟札寫又ハ寫真柘本等)
右明細帳變更御認可相成度此段奉願候也
年 月 日

社司(掌) 氏 氏 氏 氏
氏子總代 氏 氏 氏 氏
名 名 名 名
名 名 名 名

知事 宛
參照

一、官國幣社以下神社ノ祭神神社名社格明細帳境内創立移轉廢合
參拜寄附金神札等ニ關スル件第十條(大正二年四月二十一日
内務省令第六號)

第七號

境内増加(減少)願

何郡何町(村)大字何々字何々何番地
村社 何々々 神社
何坪 官(民)有地第 種 社
一、現境内坪數 何坪何合何勺
二、増加(減少)坪數 何坪何合何勺

- 三、増加(減少)後ノ坪數 何坪何合何勺
- 四、増加(減少)ヲ要スル事由
本社境内ハ狹隘ニシテ祭典執行上不便不勝依テ今回之ヲ増加セント
スルモノナリ(又ハ境内地ノ一部道路敷地ニ該當シ公益上止ムヲ得
サルモノト認メ減少セントスルモノナリ)
- 五、工 事 期 間 御許可ノ日ヨリ何日間
- 六、添付書類

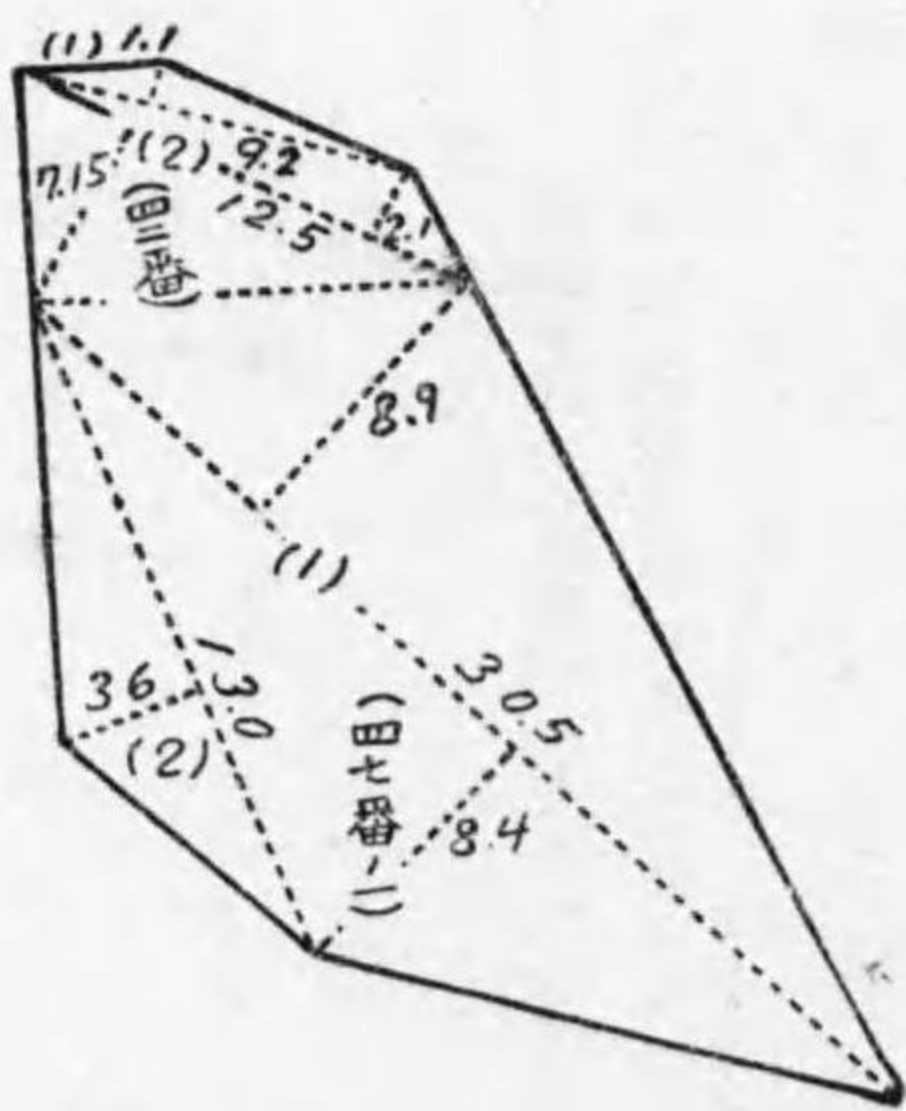
求積圖、境内平面圖、増加土地調(二通)、經費支辨方法書
右境内増加(減少)御許可相成度此段奉願候也
年 月 日

社司(掌) 氏 氏 氏 氏
氏子總代 氏 氏 氏 氏
名 名 名 名
名 名 名 名

知事 宛
備考

一、増加土地神社所有ニ非サル場合ハ土地所有者ノ連書ヲ要ス尙
許可ト同時ニ神社有トナスヘキ手續ヲナスコト
二、官有地境内減少ノ場合ニ限リ求積圖二通添付ノコト
三、境内平面圖中増減ノ部分ハ色彩等ヲ施シ見易スカラシムルコ
ト
四、増加(減少)濟ノ上ハ其ノ旨届出ノコト
參照 一、官國幣社以下神社ノ祭神神社名社格明細帳境内創立移轉廢合

求 積 圖



備考
宅地ニ限り合勺迄記載ノコト

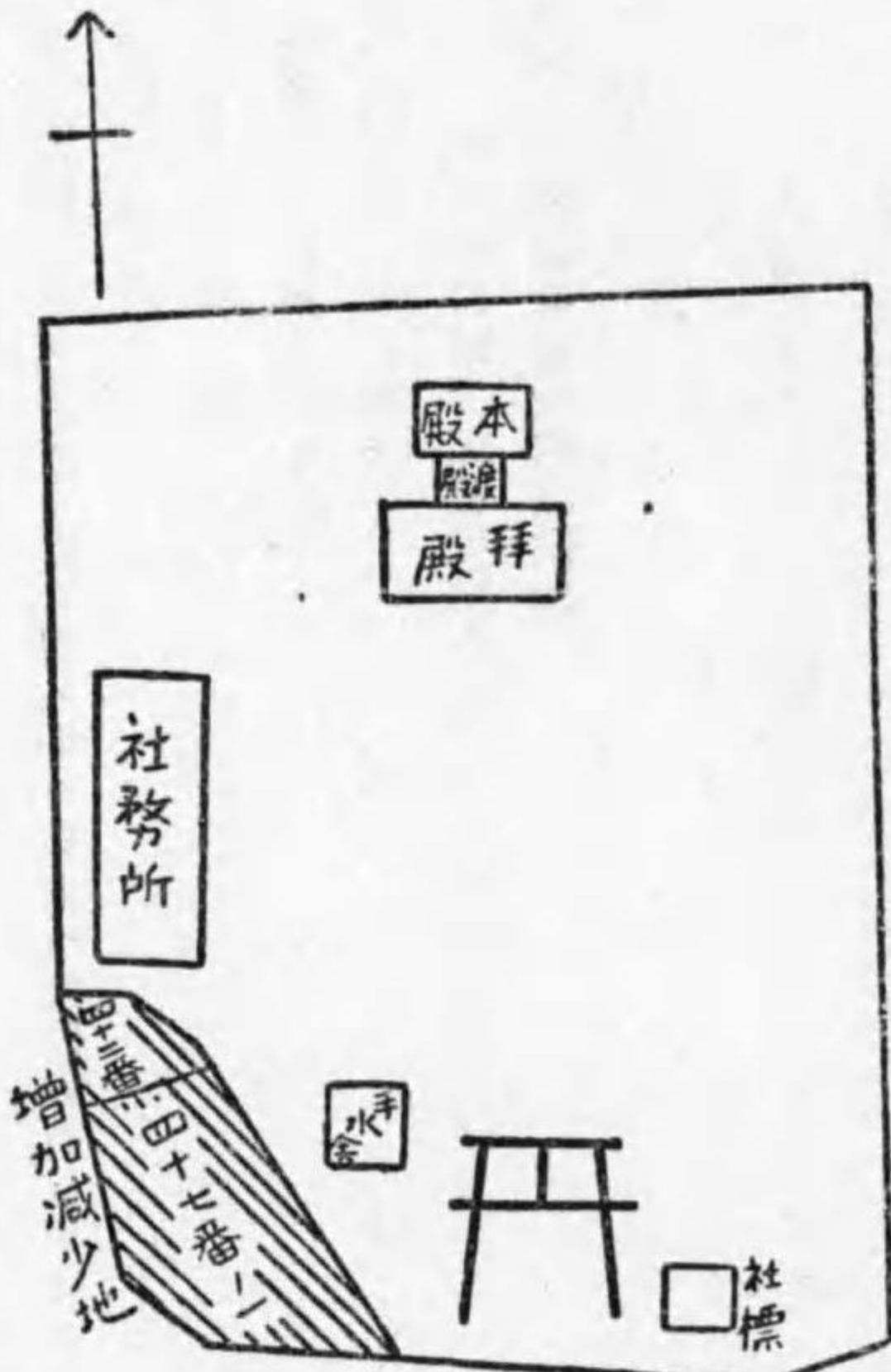
何村大字、字、	四十二番	(1)	10.120
畑 二畝二歩		(2)	115.625
計		計	125.745
二除		二除	62.87
同 上	四十七番ノ一		
宅地二百八十七坪二合二勺		(1)	527.65
		(2)	46.80
計		計	574.45
二除		二除	287.225

經費支辨方法書

一、經費ハ昭和何年度豫算中境内整理費何圓ヲ以テ支辨ス(豫算書添
付)
又ハ何々々
一、増加土地ハ既ニ境内ノ形體ヲナシ居リテ經費ノ必要ナシ
又ハ減少土地ハ云々

増加(減少)土地調

土地ノ地籍	地 番	地種目	反別又ハ坪數	所 有 者
何町(村)大字 何々字何々	四十二番	畑	二畝二歩	何神社
同所同字	四十七番	宅 地	二百八十七坪 二合二勺	竹内甲丙
計				



參拜寄附金神札等ニ關スル件第十二條、第十三條(大正二年
四月二十一日内務省令第六號)
境内平面圖 縮尺 1/600
何郡何村大字、何番
村社、神社境内

第八號

境内模様替願

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣社 何々々 神社

- 一、模様替事項
- 參道ノ位置變更

- 二、模様替ヲ要スル事由

當社參道ハ從來神樂殿ノ西部ヲ貫通シ居リシモ右ハ境内ノ尊嚴ヲ損傷スル虞アルヲ以テ今回圖面ノ通り東方へ位置變更セントスルモノナリ

- 三、工事期間

御許可ノ日ヨリ何日間

- 四、添付書類

境内平面圖、經費支辨方法書、工事設計書
右御許可相成度此段奉願候也

年 月 日

社司 氏 名 印
氏子總代 氏 名 印

知事宛

備考

一、境内平面圖、經費支辨方法書ノ様式ハ境内ノ増加願ニ添付スルモノト同様トス

二、境内平面圖中ニハ現在ノ位置ト模様替セントスル位置トヲ色別ニシ見易スカラシムルコト

參照

一、官國幣社以下神社ノ祭神社名社格明細帳境内創立移轉廢合參拜寄附金神札等ニ關スル件第十三條(大正二年四月二十一日内務省令第六號)

第九號

境内地古墳(傳説地)發掘願

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣社 何々々 神社

- 一、傳説又ハ特別ノ由緒

- 二、發掘ノ方法及期間

- 三、發掘セントスル事由

- 四、添付書類

境内平面圖(發掘セントスル地域及建設物ヲ明示シタルモノ)
右境内地古墳發掘御許可相成度此段奉願候也

年 月 日

社司(掌) 氏 名 印
氏子總代 氏 名 印

知事宛

御許可ノ日ヨリ何日間

- 四、工事期間

- 五、添付書類

境内平面圖、經費豫算書(制札建設ニ要スル一切ノ費用ハ寄附金ニ依ル)

右制札建設御認可相成度此段奉願候也

年 月 日

社司(掌) 氏 名 印
氏子總代 氏 名 印

知事宛

備考

一、禁止事項ニシテ省令第十五條第二項ノ事項ヲ増減スル場合ハ其ノ理由ヲ附記スルコト

二、寄附金ニヨリ建設ノ場合ハ寄附者名簿寫添付ノコト

三、制札ニ記載スヘキ文字ハ各神社ニ於テ特ニ必要ト認ムル事項ノミヲ撰擇シ地方長官ノ指揮ヲ請フモノトス

四、魚ノ棲息セサル山上ノ神社ニ魚鳥ヲ捕ルコトノ制札ヲ掲ケル如キハ適當ナラス、去リトテ必要ナルモノアルニ不拘該規定ノ概目ニナキ故ヲ以テ、必要事項ノ挿入ヲ差控ヘルカ如キハ規定ノ解釋ヲ誤レルモノト謂フヘシ

五、地方廳名ノ制札揭示ノ禁止事項ヲ犯シタルモノハ、警察犯處罰令ニヨリ處斷セラルヘシ

罰令ニヨリ處斷セラルヘシ

知事宛

參照

一、官國幣社以下神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移轉、廢合、參拜、寄附金、神札等ニ關スル件第十四條(大正二年四月二十一日内務省令第六號)

一、官國幣社以下神社ノ祭神等ニ關スル件細則第八條

第一〇號

制札建設願

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

鄉社 何々々 神社

- 一、建設ノ場所

一ノ鳥居ノ右側(境内平面圖ニ表示ノ位置)

- 二、制札ノ様式寸法

(別紙圖面ノ通り)

- 三、記載スヘキ禁止事項

定

一、車馬ヲ乗入ルコト

一、魚鳥ヲ捕ルコト

一、竹木ヲ伐ルコト

一、右之條々境内ニ於テ禁止ス

年 月 日

栃 木 縣

參 照

- 一、官國幣社以下神社、祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移轉、廢合、參拜、寄附金、神札等ニ關スル件第十五條 (大正二年四月二十一日内務省令第六號)

第一一號

神社移轉願

何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣社 何々々 神社

一、移轉先境内地

所在地	地番	地種目	反別又ハ坪數	實測面積	土地所有者	備考
計						

二、移轉ヲ要スル事由

- 何々々
- 三、元境内地並其他財産處分方法
- (イ) 境内地
- 何々々
- (ロ) 社殿以下建設物
- 何々々
- (ハ) 其他
- 何々々

四、移轉費並其支辨方法

- 別紙豫算書ノ通
- 五、維持方法
- 何々々

六、添付書類

- 移轉先境内平面圖、求積圖、移轉先境内寫眞、同土地臺帳謄本、豫定明細帳、建設物ノ設計書並仕様書、同圖面(平面、正面、側面)、氏子、崇敬者名簿

右神社移轉御許可相成度此段奉願候也

社司(掌) 氏
氏子總代 氏 氏 氏 氏
名 名 名 名
(印) (印) (印) (印)

知事宛

備考

- 一、移轉先地ハ氏子区域内タルコト但氏子無キ神社ニアリテハ崇敬者所在ノ部落内タルコト
- 一、寫眞ハ移轉先境内及周圍ノ狀況ヲ見ルニ足ルヘキモノタルコト
- 一、崇敬者ノミヲ有スル神社ニアリテハ其ノ異動狀況ヲ知ルニ足ルヘキ調書添付ノコト
- 一、移轉濟ノ上ハ第六十四號ノ事項ヲ具シ其ノ旨届出ノコト

參照

- 一、官國幣社以下神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移轉、廢合、參拜、寄附金、神札等ニ關スル件第三十六條 (大正二年四月二十一日内務省令第六號)

第一二號

社司(掌)増俸届

何郡何町(村)大字何々字何々何番地
郷社 何々々 神社

現俸給額	増俸後ノ額	増俸年月日	職氏名

右ノ如ク増俸及御届候也

年 月 日

社司 氏
氏子總代 氏 氏 氏 氏
名 名 名 名
(印) (印) (印) (印)

知事宛

第一三號

神職代勤願

何郡何町(村)大字何々字何々何番地
郷社 何々々 神社

一、奉仕神職名

附 錄

氏 名
二、代勤者ノ職氏名

何郡何町(村)大字何々字何々何番地
村社 何々々 氏 名

三、代勤ヲ要スル事由

何々々

右代勤ノ義御許可相成度此段奉願候也
年 月 日

社司(掌) 氏
氏子總代 氏 氏 氏 氏
代勤者 氏 氏 氏 氏
名 名 名 名
(印) (印) (印) (印)

知事宛

備考

- 一、縣社郷社ニ在リテハ知事村社以下神社ニ在リテハ市町村長ニ提出ノコト

參照

- 一、縣社以下神社ノ神職氏子崇敬者服務處務ニ關スル規程第五條

第一四號

病氣引籠届

何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣社何々神社々司 氏 名

小 職 儀
何々病ノ爲何月何日ヨリ引籠(何々醫院ニ入院)中ニ付別紙診断書相添
此段及御届候也
年 月 日 右 氏 名 印

知 事 宛
備 考
一、村社以下神社ニ在リテハ市町村長宛提出ノコト
二、本件ハ十五日以上ニ亘ル場合ニ限り届出ノコト

參 照
一、縣社以下神社ノ神職氏子崇敬者服務處務ニ關スル規程第七條

第一五號
旅 行 届
何那何町(村)大字何々字何々何番地
縣社何々神社々司(掌) 氏 名
小 職 儀

何々用務ノ爲何月何日ヨリ何日間何々方面へ旅行可致候間此段及御届
候也
追而奉仕上別段ノ支障無之見込ニ付申添候
年 月 日 右 氏 名 印

知 事 宛
備 考
一、村社以下神社ニ在リテハ市町村長宛提出ノコト

二、本件ハ七日以上ニ亘ル場合ニ限り届出ノコト
參 照
一、縣社以下神社ノ神職氏子崇敬者服務處務ニ關スル規程第七條
第一六號
神 職 死 亡 届
何那何町(村)大字何々字何々何番地
縣社何々神社々司(掌) 氏 名

一、死 亡 日 時
年 月 日 午後 時
二、死 亡 原 因
何 々 々
右 及 御 届 候 也
氏子總代 氏 名 印
氏 氏 氏 名 印 印

知 事 宛
備 考
一、本務神社ヨリ届出ノコト
參 照
一、縣社以下神社ノ神職氏子崇敬者服務處務ニ關スル規程第二十
二條

第一七號

忌、引 届

何那何町(村)大字何々字何々何番地
縣社何々神社々司(掌) 氏 名

小職父某何月何日死亡致候間忌引致度此段及御届候也
年 月 日 右 氏 名 印

知 事 宛
備 考
一、村社以下神社(市ニ在リテハ郷社以下)ニ在リテハ市町村長宛
提出ノコト

參 照
一、縣社以下神社ノ神職進退奉仕規程ニヨルコト

第一八號
除 服 願
何那何町(村)大字何々字何々何番地
郷社何々神社々司(掌) 氏 名

年 月 日 父某死亡ノ爲 年 月 日 付忌引届出ノ處社務
ノ都合ニ依リ 年 月 日 除服相成度此段奉願候也
年 月 日 右 氏 名 印

知 事 宛
附 録

備 考

一、縣社以下神社神職進退奉仕規程ニヨルコト
二、本願ハ忌引届ト同時ニ提出ノコト

第一九號
社 務 引 繼 届
何那何町(村)大字何々字何々何番地
縣社何々神社 年 社

右神社司(掌)氏名轉任(退職、死亡)ニ付後任社司(掌)ニ
月 日 社務所ニ於テ別紙ノ通社務引繼ヲ滯リナク終了致候間此段及
御届候也
年 月 日 社司(掌) 氏 名 印

知 事 宛
社 務 引 繼 書
何那何町(村)大字何々字何々何番地
縣社何々神社 日同神社

一、右神社司(掌)轉任(退職・死亡)ニ付 年 月 日同神社
々務所ニ於テ社務引繼ヲ執行ス
二、前任者(死亡)ノ場合ハ氏子總代ハ別紙目錄ヲ調製シ後任者ト共ニ
一々現物ト照合ノ上其ノ授受ヲ完了セリ
三、氏子總代ハ此ノ引繼ニ立會シタリ
右ノ通無相違社務ノ引繼ヲ完了シタルヲ以テ立會者ト共ニ茲ニ署名捺
印ス

附 錄

年 月 日

前任社司(掌)
後任社司(掌)
立會者氏子總代

氏 氏 氏 氏 氏

名 名 名 名 名
印 印 印 印 印

社務引繼目錄

- 一、社務ニ關スル事項
 - (イ) 神殿並鎮鎗ニ關スル事項
 - 何々々
 - (ロ) 祭典ニ關スル事項
 - 何々々
 - (ハ) 崇敬者ニ關スル事項
 - 何々々
 - (ニ) 境内並建設物ニ關スル事項
 - 何々々
 - (ホ) 事業ニ關スル事項
 - 何々々
 - (ヘ) 其ノ他
 - 何々々
- 二、會計ニ關スル事項
 - (イ) 一般經費現在調

年 月 日現在

收 入 ノ 部

科 目	本年 度 豫 算 額	收 入 額	比 較 增 減	備 考
一、前年度繰越金				
一、神幣料儀				
一、社入金				
一、何々々				
計				

支 出 ノ 部

科 目	本年 度 豫 算 額	支 出 額	比 較 增 減	備 考
一、社費				
一、積立金				
一、營繕費				
一、何々々				
一、豫備費				
計				

收支差引殘金 圓 錢
郵便貯金 圓 錢

- (ロ) 基本財産經費調
一般經費現在調ニ準シ調製ノコト
- 三、財産ニ關スル事項
 - (イ) 基本財産
 - 1. 有價證券 圓但何枚

種 別	記 號 番 號	額 面	保 管 箇 所	備 考
五分利國庫債			甲種國債登錄	
農工銀行債券			愛知縣農工銀行ニ保管依託	
計				

- 2. 現 金
 - 一、金 圓 錢
 - 内 譯
 - 郵便貯金 圓 錢
 - 何々銀行預金 圓 錢
- 3. 土 地
 - 一、土地 町 反 畝 步

附 錄

内 譯

所在地	地 番	地 目	反 別 坪 數 又	備 考
所在地				
計				

(ロ) 建物、工作物

所在地	本 殿	神 明 造 木 造 檜 葺 横 間	構造様式	間數又ハ坪數	備 考
所在地					
計					

(ハ) 寶 物

名 稱	數	品質形狀寸尺	作者傳來	備 考
名 稱				
計				

(ニ) 貴 重 品

名 稱	數	品質形狀寸尺	作者傳來	備 考
名 稱				
計				

四、備品及圖書ニ關スル事項

備品	名稱	員數	名稱	員數
計			計	

(ロ) 圖書

圖書	名稱	冊數	圖書	名稱	冊數
計			計		

(五) 神符守札ニ關スル事項

種別	員數	種別	員數
計		計	

六、簿冊ニ關スル事項

年 度	簿 冊	名 冊	數	備	考
計					

備考

一、村社以下神社ニ在リテハ市町村長ニ提出ノコト

第二〇號

本務神社所在地以外移住願

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣社何々神社々司(掌)氏

小 職 儀 名

別紙調書記載ノ通本務神社鎮座地ニ住居致難ク候間何郡何町(村)大字何々字何々何番地へ移住ノ義御認可相成度此段奉願候也

年 月 日

現住所何郡何町(村)大字何々字何々何番地

右 氏 氏 氏 氏 氏 氏

名 名 名 名 名 名
印 印 印 印 印 印

知事宛 調書

一、移住ヲ要スル理由

二、移住後ニ於ケル本務神社トノ距離

何 里 何 町

一、村社以下神社ニ在リテハ市町村長宛提出ノコト

第二一號

小祭設置願

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣社 何 々 神 社

一、小 祭 名

何 々 祭

二、設置ヲ要スル事由

何 々

三、添付書類

證憑書(古文書棟札ノ寫又ハ寫眞、拓本等)

右小祭御認可相成度此段奉願候也

年 月 日

社司(掌) 氏 氏 氏 氏
氏子總代 氏 氏 氏 氏
名 名 名 名
印 印 印 印

知事宛 參照

一、官國幣社以下神社祭祀令第五條(大正三年一月二十六日勅令第十號)

第二二號

例祭日變更願

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

村社 何 々 神 社

備考

一、村社以下神社ニ在リテハ市町村長ニ提出ノコト

第二〇號

本務神社所在地以外移住願

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣社何々神社々司(掌)氏

小 職 儀 名

別紙調書記載ノ通本務神社鎮座地ニ住居致難ク候間何郡何町(村)大字何々字何々何番地へ移住ノ義御認可相成度此段奉願候也

年 月 日

現住所何郡何町(村)大字何々字何々何番地

右 氏 氏 氏 氏 氏 氏

名 名 名 名 名 名
印 印 印 印 印 印

知事宛 調書

一、移住ヲ要スル理由

二、移住後ニ於ケル本務神社トノ距離

何 里 何 町

一、村社以下神社ニ在リテハ市町村長宛提出ノコト

第二一號

現在例祭日

二、變更例祭日

三、變更ヲ要スル事由

何 々

四、添付書類

證憑書(古文書棟札ノ寫又ハ寫眞、拓本等)

右例祭日變更御許可相成度此段奉願候也

年 月 日

社司(掌) 氏 氏 氏 氏
氏子總代 氏 氏 氏 氏
名 名 名 名
印 印 印 印

第二三號

遷座祭執行届

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣社 何 々 神 社

一、執行日時

何月何日午後何時

二、遷座場所(假殿遷座ノ場合ニ限り記載ノコト)

何 々

三、遷座ヲ要スル事由

何 々

附 錄

四、添付書類（假殿遷座ノ場合ニ限リ添付ノコト）
圖面（境内平面圖ニ假殿位置ヲ明示シタルモノ）
右及御届候也
年 月 日

社司(掌) 氏
氏子總代 氏
氏 氏 氏
名 名 名 名
印 印 印 印

知 事 宛

第二四號

臨時祭執行届(遷座祭ヲ除ク)

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣社 何々々 神社

一、臨時祭ノ名稱
何々々

二、執行日時
何月何日午前何時

三、執行ヲ要スル事由竝方法
何々々

右臨時祭及御届候也

社司 氏
氏子總代 氏
名 名
印 印

右何々及御報告候也
年 月 日

社司(掌) 氏
氏子總代 氏
氏 氏 氏
名 名 名 名
印 印 印 印

知 事 宛

第二六號

氏子(崇敬者)總代増員願

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣社 何々々 神社

一、氏子(崇敬者)總代員數
現在數何名

増員後數何名

二、増員ヲ要スル事由
何々々

右増員御認可相成度此段奉願候也
年 月 日

社司(掌) 氏
氏子總代 氏
氏 氏 氏 氏
名 名 名 名
印 印 印 印

知 事 宛

附 錄

知 事 宛

氏 氏
名 名
印 印

備 考

一、村社以下神社ニ在リテハ市町村長宛提出ノコト
二、所轄警察署ニモ同様届出ノコト

參 照

一、官國幣社以下神社神職奉務規則第四條(大正二年四月二十一日内務省訓令第九號)

第二五號

風(水)(火)災(盜難)報告

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

村社 何々々 神社

登錄年月日 被害物件 長幅(縱) 見積價格 備考
番 號 横) 寸 尺

登錄年月日 番 號	被害物件	長幅(縱) 横) 寸 尺	見積價格	備考

一、被害ノ日時及其ノ狀況
何々々 (火災ニアリテハ其原因ヲモ詳記ノコト)

二、應急ノ處理方法
何々々

第二七號

總代人改選届

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

村社 何々々 神社

退 任 者	新 任 者
退 任 年 月 日	當 選 年 月 日
退 任 事 由	住 所
氏 名	氏 名
年 月 日	生 年 月 日

右御届申上候也
年 月 日

社 掌 氏
氏子總代 氏
退任總代 氏
新任總代 氏
氏 氏 氏 氏 氏 氏
名 名 名 名 名 名
印 印 印 印 印 印

市町村長宛

第二八號

本殿改築願(建設物ノ新築増築等本様式準用)

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

無格社 何々々 神社

一、改築 建物

既設改築 區別	名稱	構造様式	大	サ	工費	備考
既設建物	本殿	神明造檜材屋根 檜皮葺高欄附	桁行間尺	梁間間尺	坪	
改築建物						

二、工 事 期 間

許可ノ日ヨリ何百何十日間

三、改築ヲ要スル事由

何々々

四、添 付 書 類

工費收支豫算書、設計書及仕様書、境内平面圖、圖面(平面、正面、側面)不用古材ヲ生スル場合ニ在リテハ之力處分方法書
右何々改築ノ義(増築)御許可相成度此段奉願候也

年 月 日

社 掌 氏 氏 氏 氏
氏子總代 氏 氏 氏 氏
名 名 名 名
印 印 印 印

知 事 宛

備考

一、新築、再築、増築等ヲモ本様式ニ準スルコト

工事設計書

何郡何町(村)大字何々字何々何番地

無格社 何々々 神社

一、本殿改築工事

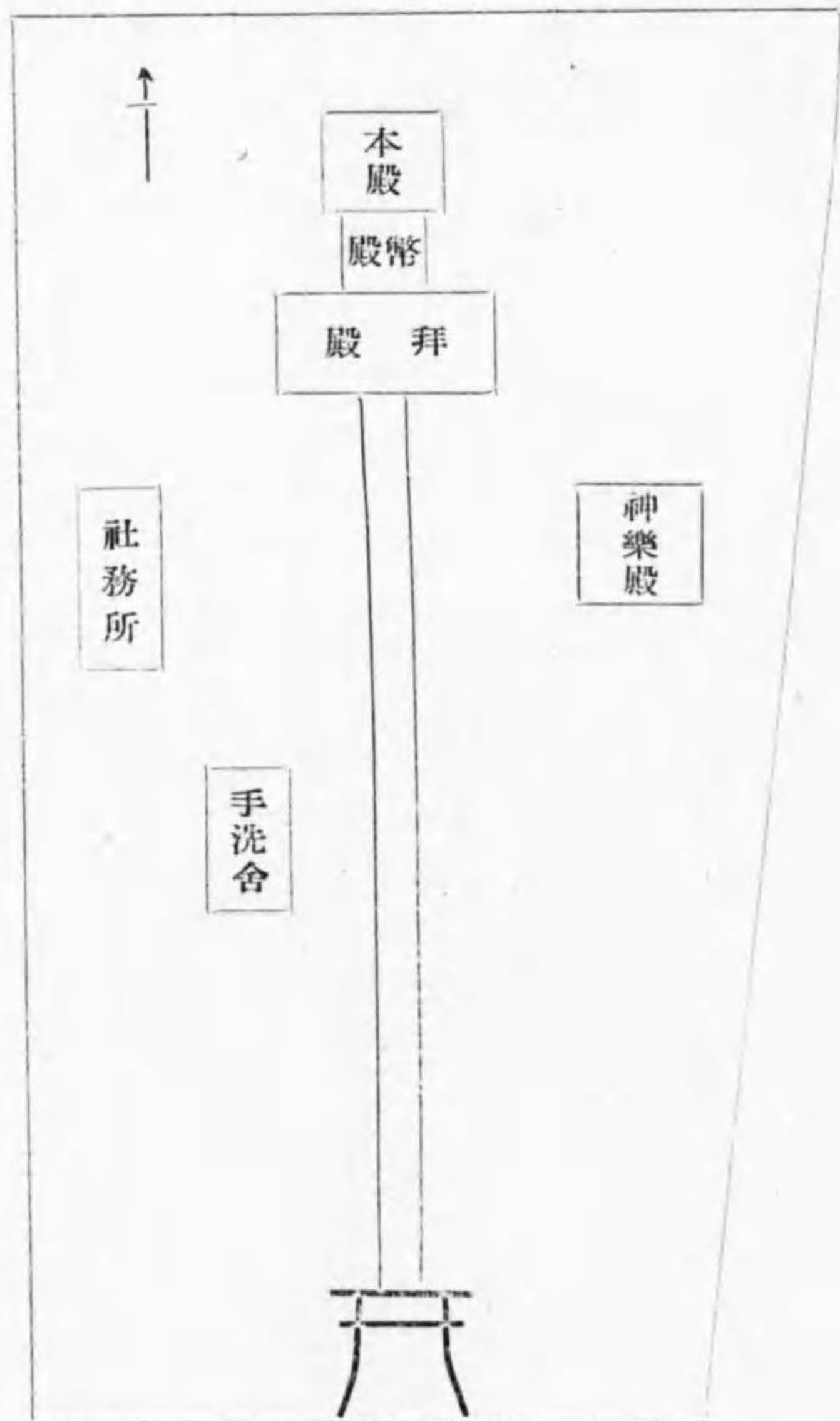
但シ神明造屋根檜皮葺

工 費 金 圓

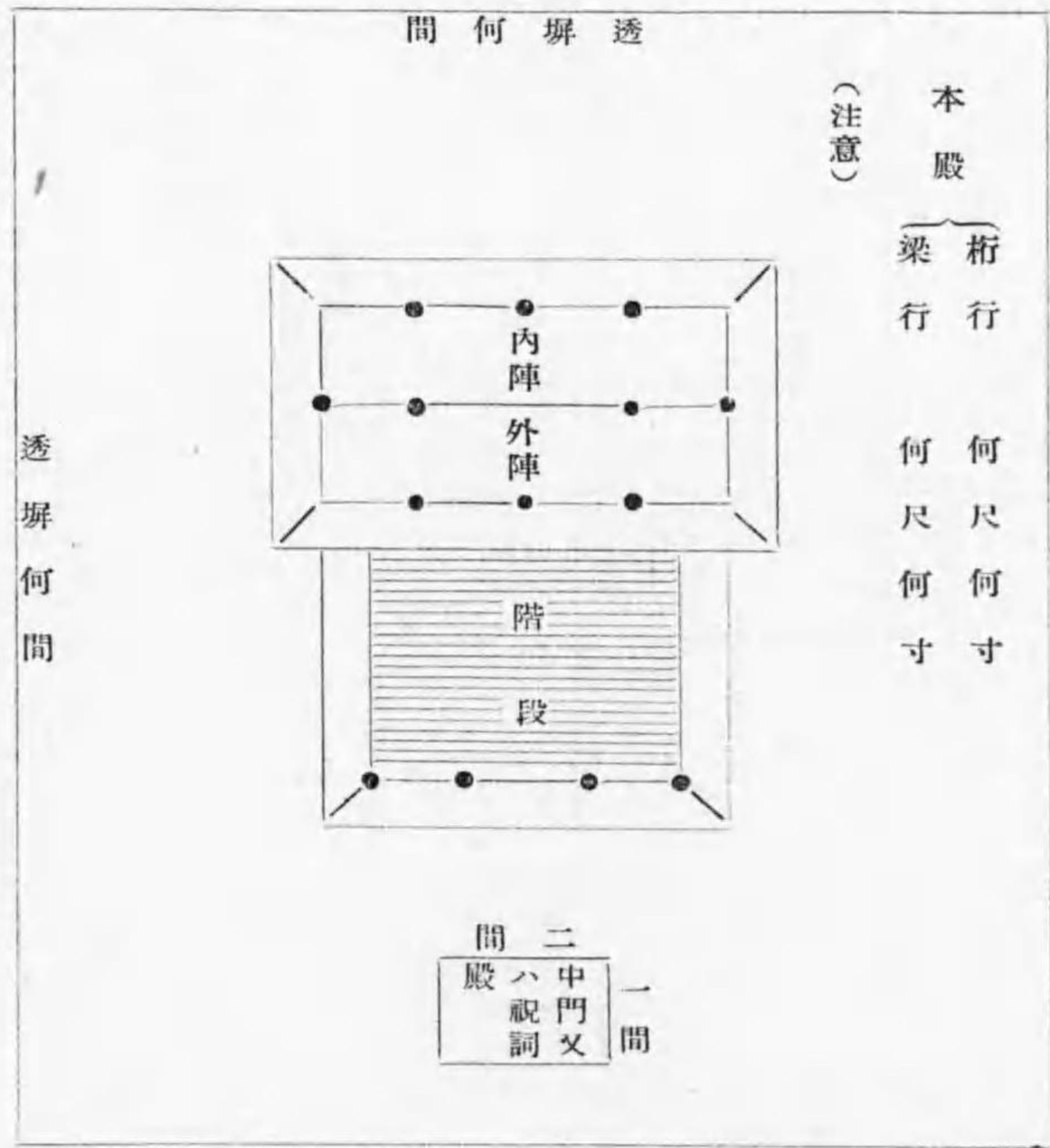
内 譯

名稱	材料	長サ	幅(末口厚)	員數	一個當 リ數量	單價	計金	摘要

境内平面圖



本 殿 平 面 圖
(縮尺何分一)



第二九號

本殿改築竣工届(建築物ノ新築改築)
(等本様式ニ準用)

一、改築建物

既設改築ノ區別	名 稱	大 小	備 考
改築建物	本 殿	桁行間尺 坪	
既設建物		桁行間尺 坪	
		梁間間尺 坪	

何郡何町(村)大字何々字何々何番地
村社 何々々 神社

二、改築許可年月日番號

年 月 日付社兵第 號許可
右何々竣工及御届候也

知 事 宛

社司(掌) 氏
氏子總代 氏 氏 氏 氏
名 名 名 名
(印) (印) (印) (印)

第三〇號

土 地 賣 却 願 附 錄

一、賣却セントスル土地

計	神社財產 登錄番號	所在地 地番地目	反別	賃貸 價格	賣却 價格	買受人 備考

何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣社 何々々 神社

二、賣却スヘキ事由

何々々

三、賣却代金處分方法

賣却代金ハ之ヲ基本財產トシテ蓄積ス

右土地賣却御許可相成度此段奉願候也

社司(掌) 氏
氏子總代 氏 氏 氏 氏
住 所
買受人 氏 氏 氏 氏
名 名 名 名
(印) (印) (印) (印)

知 事 宛

前記土地賣却代金ハ隣地ニ比シ相當ノ價格ト認ム
年 月 日

何々
三、費消ヲ要スル事由
何々
四、費消金償還方法
何々
五、添付書類
償還年次表
右基本財産費消御許可相成度此段奉願候也
年 月 日

社司(掌) 氏
氏子總代 氏
氏 氏 氏 氏
名 名 名 名
印 印 印 印

知事宛

參照
一、神社ノ財産登録及管理並會計ニ關スル件第十四條(明治四十一年七月二十日內務省令第十二號)
基本財産費消金額償還年次表

昭和年度	年次	元金	利息	合計	元金残高	備考
		円	円	円	円	

昭和年度	昭和年度	昭和年度	昭和年度	昭和年度

第三五號

豫算追加(更正)認可願
何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣社何々神社
當社昭和 年度收支豫算及同年度基本財産收支豫算ノ件別紙ノ通り
追加(更正)致候條御認可相成度此段奉願候也
年 月 日

社司(掌) 氏
氏子總代 氏
名 名
印 印

參照

一、神社ノ財産登録及管理並會計ニ關スル件第八條(明治四十一年七月二十日內務省令第十二號)

知事宛

昭和 年度收支追加豫算書
收 入

氏 氏
名 名
印 印

科	目	豫算追加額	豫算既決額	計	備考
第三項 社入金	第二日 賽物其他收入	八〇〇〇	五二〇〇	一、三二〇〇	
	賽 錢	六〇〇〇	二〇〇〇	八〇〇〇	臨時祭……祭執行ニ付增收ノ見込
	祈 禱 料	二〇〇〇	五〇〇〇	三、〇〇〇	非常時局ニ直而シ祈禱申込増加ノタメ
	枯損木賣却代	五〇〇〇	八五〇〇	一、三五〇〇	風害ニヨル障碍木計何本一本約……圓
	第五日 寄付金	八〇〇〇	五〇〇〇	一、三〇〇〇	氏子寄付金氏子數何戸一戸平均……
	寄 付 金	八〇〇〇	五〇〇〇	一、三〇〇〇	
第 一 項 ……	第一日 ……	一〇〇〇〇	一	一〇〇〇〇	
合 計		一、〇三〇〇〇	一、九五〇〇〇	二、〇八〇〇〇	

支 出

科	目	豫算額		計	備考
		追加額	既決額		
第一項 社費	第一目 祭典費	70.00	85.00	15.00	
	神饌品費	40.00	103.00	143.00	臨時祭増加ノタメ
	第九目 境内外	30.00	25.00	5.00	
	苗木買入費	30.00	—	30.00	補植用苗木買入費 杉苗……本ノ分
第二項 基本立金		47.00	66.00	19.00	基本立金積立金
第四項 營繕費	第一目 各所	93.00	110.00	17.00	風害ニ對スル各所修繕費
	第三目 本殿	15.00	100.00	85.00	風害ニ付本殿屋根葺換費
	第四目 透塀	65.00	—	65.00	透塀倒潰修理費
合 計		1,030.00	1,950.00	920.00	

昭和 年度支出更正豫算書

科	目	豫算額		計	備考
		正額	既決額		
第一項 社費	第二目 報酬及	1,500.00	1,500.00	△100.00	
	神職俸給	410.00	350.00	60.00	増俸ノ必要ヲ生シタルタメ
	第四目 社務所費	65.00	80.00	15.00	
	備品費	110.00	300.00	△190.00	現品寄付者アリタルニヨリ減
	圖書印刷費	40.00	10.00	30.00	會報發行回数二回ヲ年六回ニ増 加シタルタメ
	第六目 寄付金	40.00	80.00	△40.00	神職會寄付金増加ノタメ
	敬神會寄付金	—	30.00	△30.00	敬神會中止ノタメ不要
第四項 營繕費	第一目 境内	350.00	250.00	100.00	
	第一目 整理費	150.00	50.00	100.00	
支 出 合 計		2,250.00	2,250.00	—	

備考

一、收入ノ部ニアリテモ之ニ準ス

第三六號

豫算流用願

何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣社何々神社

一、流用科目並金額

何年度支出第何項何々費ヨリ第何項何々費ニ余何圓流用

二、流用ヲ要スル事由

附 錄

何々々

右流用御認可相成度此段奉願候也

年 月 日

社司(掌) 氏
氏子總代 氏

知事宛
氏 氏 氏 氏
名 名 名 名
印 印 印 印

有價證券買入(寄附受納)報告

何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣社何々々神社

記號	種目	額面	利率	買入年月日	買入價格	摘要
						(何某ヨリ寄附)

右有價證券買入(寄附受納)致候間此段及御報告候也

年 月 日

社司(掌)
氏子總代

氏 氏 氏 氏
名 名 名 名
印 印 印 印

知事宛

參照

一、神社財産登錄及管理並會計ニ關スル取扱手續第二十五條(明治四十一年九月三十日縣令第七十六號)

神宮官國幣社(社格、社名、祭日、鎮座地)一覽

神宮	祭日	鎮座地
皇大神宮	十月十七日	宇治山田市
豐受大神宮	十月十六日	同
內宮荒祭	十月十七日	皇大神宮域內
別宮荒祭	十月十九日	三重縣度會郡四郷村
月讀荒御魂宮	十月十九日	三重縣度會郡四郷村
伊佐奈岐宮	十月十九日	同
伊佐奈彌宮	十月十九日	同
瀧原宮	十月廿三日	三重縣度會郡瀧原村
瀧原並宮	十月廿三日	瀧原宮域內
伊雜宮	十月廿五日	三重縣志摩郡磯部村
風日新宮	十月廿五日	皇大神宮域內
倭姬宮	十月廿五日	三重縣度會郡四郷村
外宮多賀宮	十月廿六日	豐受大神宮域內
別宮多賀宮	十月廿九日	同
月夜見宮	十月廿九日	宇治山田市
風宮	十月廿五日	豐受大神宮域內

官幣社	祭日	鎮座地
賀茂別雷神社	五月十五日	京都市上京區上賀茂
賀茂御祖神社	五月十五日	同 左京區下鴨宮河町
石清水八幡宮	九月十五日	京都府綴喜郡八幡町八幡莊
松尾神社	四月二日	京都市右京區松尾山
平野神社	四月二日	同 上京區平野宮本町
稻荷神社	四月九日	同 伏見區深草藪之內町
大神神社	四月九日	奈良縣磯城郡三輪町三輪
大和神社	四月一日	同 山邊郡朝和村新泉
石上神社	九月十五日	同 丹波市町布留
春日神社	三月十三日	奈良市春日野町
廣瀨神社	四月四日	奈良縣北葛城郡河合村川合
龍田神社	四月四日	同 生駒郡三郷村立野
丹生川上神社	上社十月八日	同 吉野郡 上社 小川村(社務所)
	中社十月十六日	同 吉野郡 中社 小川村(社務所)
	下社六月一日	同 吉野郡 下社 丹生村
枚岡神社	八月十三日	大阪府中河內郡枚岡町出雲井
大鳥神社	六月三十日	同 泉北郡鳳町大鳥
住吉神社	六月三十日	大阪市住吉區住吉町
生國魂神社	九月九日	同 天王寺區生玉町

廣田神社	撞賢木嚴之御魂、天疎向津媛命	三月十六日	西宮市廣田
水川神社	須佐之男命、大己貴命、稻田姬命	八月一日	埼玉縣北足立郡大宮町高鼻
安房神社	天太玉命	八月十日	千葉縣安房郡神戶村大神宮ノ内
香取神社	伊波比主命	四月十四日	同 香取郡香取町香取
鹿島神社	武甕槌神	九月一日	茨城縣鹿島郡鹿島町宮中
三島神社	玉篋入彦嚴之事代主神	八月十六日	靜岡縣田方郡三島町傳馬
熱田神社	草薙神劍	六月廿一日	名古屋府南區熱田新宮坂町
日吉神社	大山咋神、大己貴命	四月十四日	滋賀縣滋賀郡坂本村坂本
日前神社	日前大神	九月廿六日	和歌山市秋月
國懸神社	國懸大神	五月十四日	鳥根縣鏡川郡大社町杵築東
出雲神社	大國主命	三月十八日	大分縣宇佐郡宇佐町南宇佐
宇佐神社	譽田別尊、比賣命、大帶姫命	九月十九日	鹿兒島縣給良郡霧島村
霧島神社	天鏡石國鏡石天津日高彥火瓊杵尊	四月廿二日	兵庫縣津名郡多賀村神宅
伊弉諾神社	伊弉那岐命	十月廿九日	福岡縣糟屋郡香椎村香椎
香椎宮	仲哀天皇、神功皇后	十月廿六日	宮崎市神宮町
宮崎宮	神日本磐余彥尊	二月十一日	奈良縣高市郡欽傍町
檜原宮	桓武天皇、媛蹈鞰五十鈴媛皇后	四月十五日	京都市左京區岡崎町
平安宮	桓武天皇、孝明天皇	九月四日	敦賀市曙
氣比宮	伊弉沙別命、日本武命、帶中津彥命、息長帶媛命、譽田別命、豐姬命、武内宿禰命	八月十五日	鹿兒島縣給良郡隼人町
鹿兒島宮	天津日高彥穗穗出見命	二月一日	宮崎縣南那珂郡鶴戶村宮浦
鷯戶宮	彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊	十一月四日	靜岡縣富士郡大宮町櫻ヶ丘
淺間宮	木花咲耶姬命	四月十五日	滋賀縣栗田郡瀬田町神領
建部神社	日本武命	六月十五日	北海道札幌郡藻岩村圓山村
札幌神社	大國魂神、大己貴神、少彥名神		

宗像神社	多紀理姬命、市杵島姬命、多岐都姬命	十一月十五日	福岡縣宗像郡田島村、大島村
吉野宮	後醍醐天皇	九月廿七日	奈良縣吉野郡吉野町吉野山
臺灣神社	大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王	十月廿八日	臺北市大宮町
樺太神社	大國魂命、大己貴命、少彥名命	八月廿三日	樺太豐原市豐原
月山神社	月讀命	七月十五日	山形縣東田川郡立谷澤村(社務所)手向村
多賀神社	伊弉那岐命、伊弉那美命	四月廿二日	滋賀縣犬上郡多賀村多賀
阿蘇宮	健甕龍命	七月廿八日	熊本縣阿蘇郡宮地町
宮崎宮	應神天皇	八月十五日	福岡縣糟屋郡箱崎町箱崎
八坂神社	素盞鳴命、稻田比賣命、八柱御子神	六月十五日	京都市東山區祇園町北側
日枝神社	大山咋命	六月十五日	京都市麴町區永田町二丁目
龜山神社	彦五瀨命	九月十三日	和歌山縣海草郡三田村和田
熊野坐神社	家都御子神	四月十五日	同 東牟婁郡本宮村
熊野速玉神社	熊野御子神	十月十五日	新宮市新宮
諏訪神社	建御名富命、八坂刀賣命	上社 四月十五日 下社 八月一日	長野縣諏訪郡 上社 中洲村 下社 諏訪町(社務所)
明治神社	明治天皇、照憲皇太后	十一月三日	東京市澁谷區代々木外輪町
丹生都比賣神社	丹生都比賣神	十月十六日	和歌山縣伊都郡天野村
朝鮮神社	天照大神、明治天皇	十月十七日	京城府南山
近江宮	天智天皇	十二月七日	大津市錦織町
關東宮	天照大神、明治天皇		關東洲旅順市
水無瀨宮	後鳥羽天皇、土御門天皇、順德天皇		大阪府三島郡島本村廣瀨
扶餘宮	應神天皇、齊明天皇、天智天皇、神功皇后		朝鮮忠清南道扶餘
氣多神社	大己貴命	四月三日	石川縣羽咋郡一ノ宮村一ノ宮寺家
大山神社	大山積神	四月廿二日	愛媛縣越智郡宮浦村宮浦